

史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画



令和6年3月

府中町教育委員会

序文

府中町は、古代においては山陽道が横断する安芸郡安芸郷として発展し、中世には安芸の国衙機能が所在するなど、古くから文化と政治が展開した伝統のある町です。

下岡田遺跡は、昭和 32 年「城ヶ丘」住宅地造成道路の工事中に古瓦の包含層が発見されたことで存在が確認されました。その後、昭和 38 年度から発掘調査を開始し、昭和 41 年度の第 4 次調査まで行いました。その後、遺跡の範囲の確認などを目的に、昭和 52 年度に第 5 次調査、昭和 57 年度から第 6 次～8 次調査、平成 4 年度に第 9 次調査を実施しました。そうして、平成 28 年度からは史跡指定を目指し、令和元年度まで遺跡の範囲や内容を再検討するための調査を行いました。

これらの調査の結果、検出された遺構、出土遺物及び地名などから、安芸駅家である可能性が極めて高く、古代山陽道沿いにおける官衙の展開を知る上で重要な遺跡であることが明らかとなったことから、「下岡田官衙遺跡」として令和 3 年 3 月 26 日に国の史跡に指定されました。

府中町教育委員会では、史跡指定を受け、本史跡を確実に保存し次世代へ継承し、適切な保存と活用を図るための基本方針として『史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画』を、このたび策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、調査・研究を継続しつつ、行政と地域・住民が連携して史跡下岡田官衙遺跡を適切に保存していくとともに、その活用、整備に向けた取組みを進めてまいります。

終わりに、本計画策定にあたりましてご指導、ご協力をいただきました文化庁や広島県教育委員会、並びに史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会の皆様、下岡田遺跡の調査から保存に深いご理解とご協力をいただいております地元関係者の皆様に対し、厚く御礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

府中町教育委員会
教育長 新田 憲章

例言

- 1 本書は、広島県安芸郡府中町に所在する史跡下岡田官衙遺跡の保存活用計画である。
- 2 本計画の策定にあたっては、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受け、府中町教育委員会が令和4(2022)年度から令和5(2023)年度の2か年で実施した。
- 3 本計画の策定にあたっては、学識経験者等で構成した「史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会」で審議を行い、文化庁文化財第二課及び広島県教育委員会文化財課からの指導・助言を得た。
- 4 本計画の編集・執筆は、府中町教育委員会社会教育課が事務局となり、その関連業務の一部を株式会社イビソク広島営業所に委託した。
- 5 本史跡の調査に係る写真及び図面等に関しては、『下岡田遺跡発掘調査報告書Ⅰ－第1次～第11次調査の記録－』を引用又は一部編集して使用している。
- 6 本計画においては、古代の山陽道を「山陽道」と表記し、近世の山陽道については「近世の山陽道(西国街道)」と表記する。また、本計画の図面に記載している山陽道及び西国街道の位置については『下岡田遺跡発掘調査報告書Ⅰ－第1次～第11次調査の記録－』の図面を基に作成している。
- 7 本計画の図面に記載している周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲については広島県遺跡地図を基に作成している。

目次

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画対象範囲	2
第4節 委員会の設置・経緯	3
第5節 関連法令と上位・関連計画	6
1 関連法令	6
2 関連計画	9
第6節 計画の実施期間	12

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 自然的環境	13
1 位置と地勢	13
2 地質と地形	14
3 気象	15
4 植物	16
5 動物	16
第2節 歴史的環境	17
1 府中町の歴史	17
2 府中町の文化財	21
第3節 社会的環境	22
1 人口	22
2 産業	22
3 観光資源	24
4 交通	26

第3章 史跡の概要

第1節 史跡指定前の調査研究	27
1 発掘調査以前の調査研究	27
2 発掘調査	29
3 その他の調査	37
第2節 史跡指定の状況	39
1 史跡指定に至る経緯	39
2 史跡指定内容とその範囲	41
3 指定説明文	41
4 管理団体の指定	42
5 史跡指定地の状況	43
第3節 史跡指定後の発掘調査	45

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値	46
第2節 構成要素の特定	47

第5章	現状と課題	
第1節	保存管理の現状と課題	58
第2節	活用の現状と課題	59
第3節	整備の現状と課題	61
第4節	運営・体制の現状と課題	62
第6章	大綱・基本方針	
第1節	大綱	63
第2節	基本方針	63
第7章	保存(保存管理)	
第1節	方向性	64
第2節	方法	64
1	保存管理の方法	64
2	現状変更等の取扱基準	65
3	現状変更等の取扱の方向性	70
4	追加指定と公有化の方針	74
5	史跡の保存に係る調査・研究の方針	74
第8章	活用	
第1節	方向性	76
第2節	方法	76
1	学校教育における活用	76
2	社会教育における活用	76
3	大学等高等教育機関・研究機関との連携	77
4	地域における活用	77
5	情報発信・普及啓発による活用	77
第9章	整備	
第1節	方向性	78
第2節	方法	78
1	暫定的な整備	78
2	将来的な整備	79
第10章	運営・体制の整備	
第1節	方向性	81
第2節	方法	81
1	保存管理体制の整備	81
2	住民参画の推進	81
第11章	施策の実施計画の策定・実施	
第1節	施策の実施計画の策定	83
第2節	施策の実施期間	83

第12章 経過観察

第1節 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

第2節 方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86

1 現状把握及び施策・事業の実現状況の確認・・・・・・・・86

2 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価・・・・86

3 大綱・基本方針への寄与と改善点・課題の把握・・・・86

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

史跡下岡田官衙遺跡(以下、「本史跡」という。)は、山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家である可能性が高い官衙遺跡である。

昭和 32(1957)年、「城ヶ丘」住宅地造成のため県道より分岐する道路の建設中に奈良時代のもものとみられる瓦包含層が確認された。これを受けて府中町教育委員会(以下、「町教委」という。)は、昭和 38(1963)年度に広島大学の協力を得て、発掘調査を開始した。その後、昭和 41(1966)年度までに行われた遺跡中心部の調査では、2棟の瓦葺礎石建物や井戸が検出され、瓦、土師器、須恵器、木簡、文書函蓋、木製品などが出土したことから、安芸駅家跡である可能性が指摘された。また、宅地造成に伴う昭和 52(1977)年度の調査では古代の掘立柱建物を検出し、遺跡が広範囲に広がっていることが確認された。

遺跡周辺の宅地開発が急速に進む中、遺跡の範囲を明らかにする目的で昭和 57(1982)年度から昭和 59(1984)年度、平成 4(1992)年度に発掘調査が実施された。その後、平成 20 年代後半に遺跡中心部の開発計画が持ち上がるなど、遺跡の保存が一層困難な状況となったため、町教委は史跡指定を目指して平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度にかけて遺跡の性格と重要遺構の検出を目的に発掘調査を行った。

調査の結果から、この遺跡は、7世紀後半に漆を用いた作業に係る施設として成立し、8世紀中頃に計画的に配置された2棟の瓦葺礎石建物を中心とした施設となり、9世紀前半に廃絶したことが判明した。また、これまでの調査成果との再検討を行った結果、寺院や国府、郡家関係施設とは考えにくく、安芸駅家である可能性が極めて高いことが改めて確認された。

こうした調査成果を受け、本史跡は山陽道沿線における官衙の展開を知る上で重要な遺跡であるとして、令和 3(2021)年 3 月 26 日に史跡指定を受けた。史跡指定に伴い、本史跡の本質的価値を適切に保存し、今後の活用・整備を行っていくための方針を定めるため、『史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画』(以下、「本計画」という。)を策定する。



写真 1 下岡田遺跡発掘調査 (SB002 北東から)

第2節 計画策定の目的

本史跡は安芸駅家である可能性が高い官衙遺跡であり、山陽道沿線における交通史や官衙の展開を知る上でも歴史的価値が高い遺跡である。しかし、本史跡は住宅地に位置しており、開発に伴う遺構破壊の危機に直面してきた。

本計画は、こうした状況を踏まえて策定するものであり、本史跡の本質的価値を明確にした上で、より効果的な保存管理、活用、整備の基本方針を定め、確実に次世代へ継承することを目的とする。

第3節 計画対象範囲

本史跡は、史跡指定地以外にも本質的価値を有する遺構等が広がっているが、保存については史跡指定地を中心的な計画対象範囲として行っていく。それ以外の範囲については今後の調査や追加指定の状況を考慮し、随時計画対象範囲に含めていくことを検討する。

また、本史跡の本質的価値とそれに伴う歴史的価値などの解説を充実させるため、府中町歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を本史跡のガイダンス施設と位置付け、今回の計画対象範囲に含めることとする。本史跡と資料館の間は約 700m離れているが、本史跡に関わりの深い山陽道と推定される一般県道府中祇園線を経由しており、一体的に活用を図るため計画対象範囲に加える。

なお、活用にあたってはより広域的な視点が重要であることから、山陽道と推定される道の周辺に点在する関連文化財及び教育機関等との連携についても考慮するものとする。



図1 計画対象範囲

第4節 委員会の設置・経緯

本計画策定にあたって町教委は、史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱に基づき、府中町文化財保護審議会会長、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者からなる「史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。なお、計画策定にあたっては、文化庁及び広島県教育委員会文化財課に指導・助言を得た。委員会の構成、審議経過は以下のとおりである。

表1 史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会名簿

区分	氏名	所属等	備考
委員長	横田 禎昭	島根県立大学名誉教授 元府中町文化財保護審議会会長	東洋考古学（中国）
副委員長	西別府 元日	広島大学名誉教授 府中市備後国府跡調査研究指導委員会委員長	文献史学（古代の交通関係）
委員	松下 正司	比治山大学名誉教授	日本考古学
	向田 裕始	府中町文化財保護審議会会長	日本考古学
	安間 拓巳	比治山大学現代文化学部教授	日本考古学
	内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所文化遺産部長	遺跡整備・造園学
	本川 将	石井城下町内会会長	地域住民代表
オブザーバー	野木 雄大	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官（令和4年度）	
	渋谷 啓一	文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官（令和5年度）	
	伊藤 大輔	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任（令和4年度）	
	猪熊 はるの	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任（令和5年度）	
	西隅 祐介	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任（令和5年度）	

史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 史跡下岡田官衙遺跡の保存及び活用に関する計画(以下「保存活用計画」という。)に関し、幅広い観点からの意見を求めるため、史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の求めに応じ、保存活用計画に関し必要な事項について意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)府中町文化財保護審議会会長

(2)学識経験者

(3)その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、教育長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 教育長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

4 会議は、公開とする。ただし、教育長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この訓令は、令和4年6月10日から施行する。

表2 委員会の日程及び審議経過

回数	日程	場所	審議内容	委員会写真
第1回	令和4 (2022)年 10月24日	安芸府中生涯学習 センター くすのきプラザ1階 ギャラリー	・委員長、副委員長の選出 ・史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画(案)第1章～第6章の内容検討	
第2回	令和5 (2023)年 2月3日	府中公民館 2階ホール	・史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画(案)第1章～第3章の承認、第4章～第6章の内容検討 ・資料館及び史跡指定地周辺の現地視察	
第3回	令和5 (2023)年 7月6日	安芸府中生涯学習 センター くすのきプラザ2階 研修室	・史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画(案)第4章～第6章の承認、第7章～第12章の内容検討	
第4回	令和5 (2023)年 10月16日	安芸府中生涯学習 センター くすのきプラザ2階 研修室	・史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画(案)第7章～第12章の内容検討	
第5回	令和6 (2024)年 3月11日	安芸府中生涯学習 センター くすのきプラザ2階 研修室	・史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画(案)の承認	

第5節 関連法令と上位・関連計画

1 関連法令

(1) 史跡指定地の関連法令

1) 文化財保護法

「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」ことを目的に、昭和 25(1950)年に定められた法律である。

同法第 4 条第 2 項では、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。」と定めており、本計画も同法に基づき策定するものである。

史跡指定地内でその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、同法第 125 条第 1 項に基づく現状変更等の申請が必要となる。また、史跡指定地周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地でもあるため、本史跡周辺で土木工事などの開発事業を行う場合には同法第 93 条第 1 項及び第 94 条第 1 項により文化庁長官に事前の届出等を行う必要がある。

2) 都市計画法

「都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」ことを目的に、昭和 43(1968)年に定められた法律である。

史跡指定地は、第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域であり、資料館周辺は第一種住居地域である。各用途地域によって建築物の用途や面積、階数の建築制限が異なる。

3) 宅地造成及び特定盛土等規制法

「宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与する」ことを目的に、昭和 36(1961)年に定められた法律である。

史跡指定地は宅地造成工事規制区域に指定されている。宅地造成工事規制区域における宅地造成に関する工事を行う際には同法第 12 条第 1 項に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4) 農地法

「国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するた

めの措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資すること」を目的に昭和 27(1952)年に定められた法律である。

史跡指定地及びその周辺には登記簿上の地目及び現況が農地である土地が含まれるため、同法第 5 条第 1 項により史跡の保存活用のために農地を公有化し、用途を転用する場合には自治体の農業委員会に許可申請を行う必要がある。ただし、府中町では農業委員会を設置していないため府中町長への許可申請が必要となる。

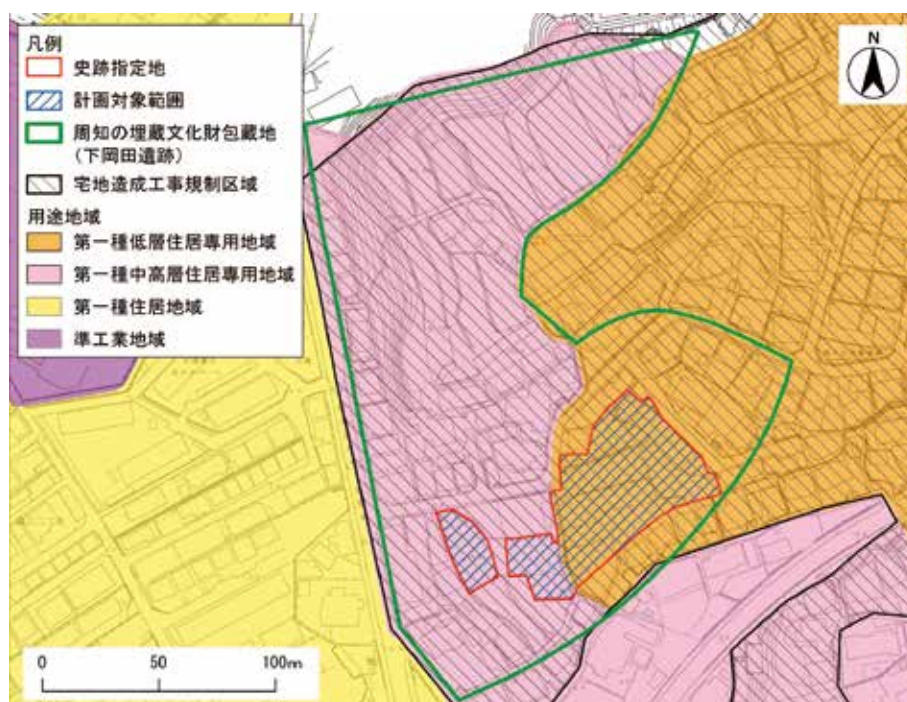


図 2 関係法令の該当する区域(用途地域及び宅地造成工事規制区域)



図 3 関係法令の該当する区域(農地)
平成 21(2009)年撮影の地理院地図航空写真より現況の土地利用を判別して作成

(2) 計画対象範囲周辺の関連法令

1) 水防法

「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持する」ことを目的に昭和24(1949)年に定められた法律である。

計画対象範囲周辺は浸水想定区域に指定されており、府中町内とその周辺を流れる府中大川、榎川、猿猴川^{えんこう}において大雨が降った場合に1.0m以上浸水する可能性がある。また、資料館がある府中公民館は災害時の避難場所に指定されている。

2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資すること」を目的に平成12(2000)年に定められた法律であり、計画対象範囲周辺は土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されている。土砂災害警戒区域は急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。土砂災害特別警戒区域は急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

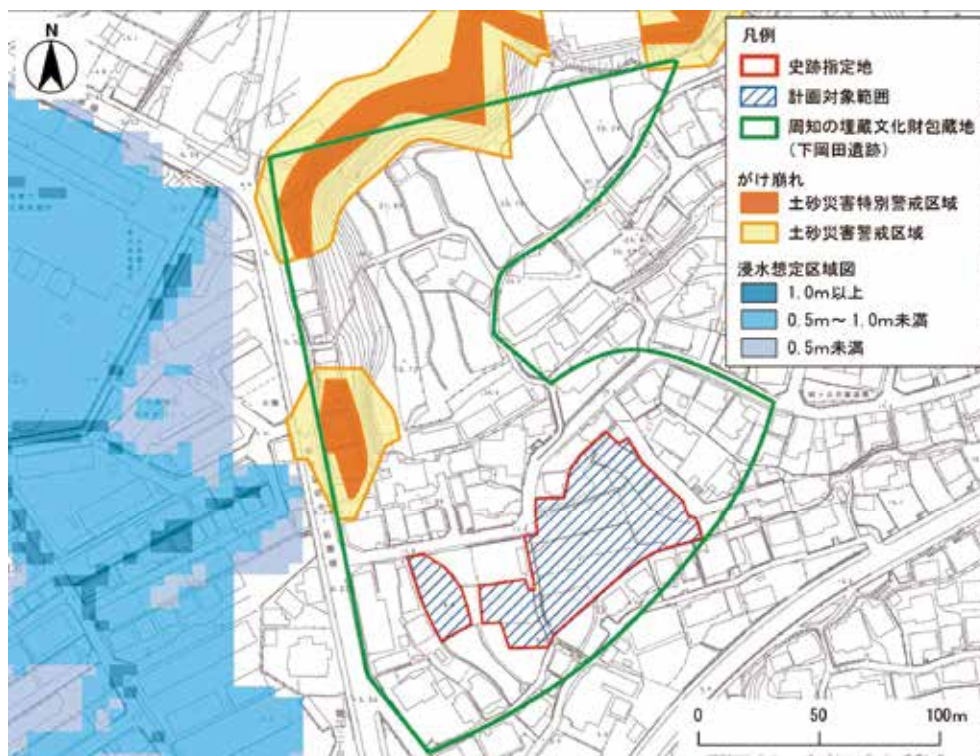


図4 史跡指定地周辺ハザードマップ

(3) 関連法令のまとめ

計画対象範囲である史跡指定地は文化財保護法、都市計画法、宅地造成等規制法による規制区域が含まれているため、整備の際には各種法律等に則り届出等の手続きを行う必要がある。また、計画対象範囲周辺は浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域となっているため、整備の際には造成や排水等に留意する必要がある。

2 関連計画

(1) 府中町の上位・関連計画

本計画は、府中町の最上位計画である『第4次府中町総合計画』及び教育行政上の上位計画である、『第2次府中町教育大綱』、『第2次府中町教育振興基本計画』に則すとともに、『第2期府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略』、『府中町第2次環境基本計画』、『府中町都市計画マスタープラン』、『府中町緑の基本計画』、『府中町地域防災計画』等の府中町の関連計画との調整、整合、連携を図りながら策定する。各計画のうち、本計画に関連する部分は以下のとおりである。

1) 第4次府中町総合計画 令和3(2021)年3月改訂

『第4次府中町総合計画』は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とした府中町の最上位計画であり、「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」を将来像としている。

施策の展開として、「文化財の保存と活用を推進するとともに、府中町の歴史・文化・自然について学習する機会の提供と支援を行う」ことを掲げており、計画事業として「下岡田官衙遺跡保存・整備事業(社会教育課)」がある。具体的には本史跡に関連する普及啓発講座を開催と、本史跡の保存活用計画・史跡整備計画の策定、史跡指定地の公有化を進めることが挙げられている。

2) 第2次府中町教育大綱 令和2(2020)年3月策定

『第2次府中町教育大綱』は、府中町の総合的な教育施策の目標や根本的な方針を策定するものであり、「学校・家庭・地域が一体となった「社会総ぐるみの人材育成」」を基本理念として掲げている。

芸術・文化の普及・振興については「文化財の保存と活用を推進するとともに、府中町の歴史・文化・自然について学習する機会の提供と支援を行います」とある。

3) 第2次府中町教育振興基本計画 令和2(2020)年3月策定

『第2次府中町教育振興基本計画』は、府中町教育行政全体の方向性を示す計画であり、「あいさつ 感謝 志」をキーワードとした「社会総ぐるみの人材育成」を基本理念として掲げている。

文化財の保存と活用の推進については「文化財の保存と活用を推進するとともに、府中町の歴史・文化・自然について学習する機会の提供と支援を行います」とあり、主な取組として「全国的にも貴重な下岡田遺跡は、継続して調査を行い、整備・活用に関する計画を策定

して保存と活用等を推進します」、「文化財関係団体に対して補助金交付等を行い、維持管理や次世代継承を図ります」、「身近な文化財を知るための地域歴史講座の開催や文化財ガイドクラブの活動支援、文化財ボランティアの育成等、歴史・文化財について学習する機会の提供と支援を行います」、「歴史民俗資料館展示を活用し、府中町の歴史や文化、自然に親しむ講座等を企画して利用者の増加を図ります」と掲げている。

4) 第2期府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和3(2021)年3月策定

『第2期府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、人口減少の課題克服に向けた府中町の施策展開の戦略を示すものである。

基本目標の一つである「ふるさととして子育てできるまちづくり」の具体的な施策として「下岡田官衙遺跡に関連する普及啓発講座を開催します。また、下岡田官衙遺跡の保存活用計画、史跡整備計画を策定するとともに、公有化を進めます」とあり、重要業績評価指標(KPI)として令和7年に「下岡田官衙遺跡関連普及啓発講座」を3回実施することを掲げている。

5) 府中町第2次環境基本計画 令和5(2023)年7月改訂

『府中町第2次環境基本計画』は、これまで住民や事業所等が築き上げてきたまちに対する誇りや愛着を高め、美しく豊かな自然を次世代に継承していくため、心豊かに暮らせる快適な環境を意識しながら住民の生活やまちの経済相互の発展を総合的に目指す計画である。

取り組みテーマ「質の高い都市環境の創造」の主体別取り組み方針において、住民に関しては、地域の伝統行事への参加や歴史民俗資料などでの学習を通じ、地域の伝統や文化を次世代に継承することを期待する取り組みとして掲げ、府中町の取り組みとしては、まちの歴史文化拠点周辺の緑地空間の保全・修景に努めること、令和3年に国の史跡に指定された下岡田官衙遺跡の適正な保存・活用について検討を進めること、令和4年4月にリニューアルオープンした歴史民俗資料館を活用し、府中町の歴史文化の特性や文化財の普及啓発に取り組み、町民の郷土意識の醸成を図ることなどを掲げている。

6) 府中町都市計画マスタープラン 平成28(2016)年3月改訂

『府中町都市計画マスタープラン』は、都市計画法第18条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置付けられ、市町村が定める都市計画の指針となるものである。

公共事業等に伴う景観形成については、「大規模な道路、公園、公共建築物等は、景観に与える影響が大きいことに配慮し、広島県公共事業等景観形成指針(広島県)、公共事業等景観生成マニュアル(府中町)に基づき、地域景観のシンボルとなるような、より良い景観形成に努めます」とある。

7) 府中町緑の基本計画 平成28(2016)年3月改訂

『府中町緑の基本計画』は、府中町における都市公園等の整備、緑地の保全、市街地の緑化など、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に進めるための指針となるものである。

緑の配置計画における景観構成機能として「町北部の山林や、社寺境内地など郷土景観を構成する緑地の保全」、「社寺境内地や榎川沿いの松並木など歴史風土に関わる緑地の保全」、「公共施設や街路樹など都市景観の向上」が掲げられている。

8) 府中町地域防災計画 令和5(2023)年2月修正

『府中町地域防災計画』は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づいて、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、町域に係る防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱を定めたものである。

災害予防計画における文化財の保護として「町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する」とあり、災害応急対策計画の文化財に対する対策については「文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会に被災状況を報告する」、「町教育委員会は、町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する」、「町教育委員会は、県教育委員会から指示を受け、必要な措置を実施する」としている。

(2) 広島県の関連計画

本計画は府中町の上位・関連計画に加え、広島県域における文化財の基本的かつ総合的な保存・活用の方向性や施策の基盤として定められた『広島県文化財保存活用大綱』とも調整、整合、連携を図りながら策定する。

1) 広島県文化財保存活用大綱 令和3(2021)年3月策定

『広島県文化財保存活用大綱』は、文化財保護法第183条の2第1項の規定による「県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」であり、文化財に係る広島県の「目指す将来像」の実現に向けた基本的な方向性や取組方針の基盤として定められている。

目指す将来像として「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」と掲げており、基本方針では「文化財の確実な保存を図る」、「文化財の価値の情報発信、活用を図る」、「市町や地域社会と連携した総合的・広域的な取組を推進する」ことが挙げられている。

(3) 上位・関連計画のまとめ

本計画は、府中町の基本構想を定める『第4次府中町総合計画』における「文化財の保存と活用の推進」と、「府中町の歴史・文化・自然について学習する機会の提供と支援」を行うための計画事業の一環として策定するものである。

これに関わる教育施策である『第2次府中町教育大綱』、『第2次府中町教育振興基本計画』では、本史跡に関する計画策定に加えて文化財関係団体への支援や、地域歴史講座や文化財ガイドクラブ、文化財ボランティアの育成といった歴史・文化財について学習する機会の提

供と支援、ガイダンス施設である資料館の活用を掲げている。そのため、本計画においても府中町の歴史や文化財に対する学習機会や発信機会の提供と支援の一環として、ボランティアの育成や資料館との連携に留意する。また、本質的価値を適切に伝えるとともに『府中町第2次環境基本計画』、『府中町都市計画マスタープラン』、『府中町緑の基本計画』で掲げられている景観形成の方針に基づいた整備を進め、まちの魅力向上へつなげていく必要がある。さらに、広島県における文化財の基本的かつ総合的な保存・活用の方向性や施策の基盤である『広島県文化財保存活用大綱』とも調整、整合、連携を図りながら策定する。

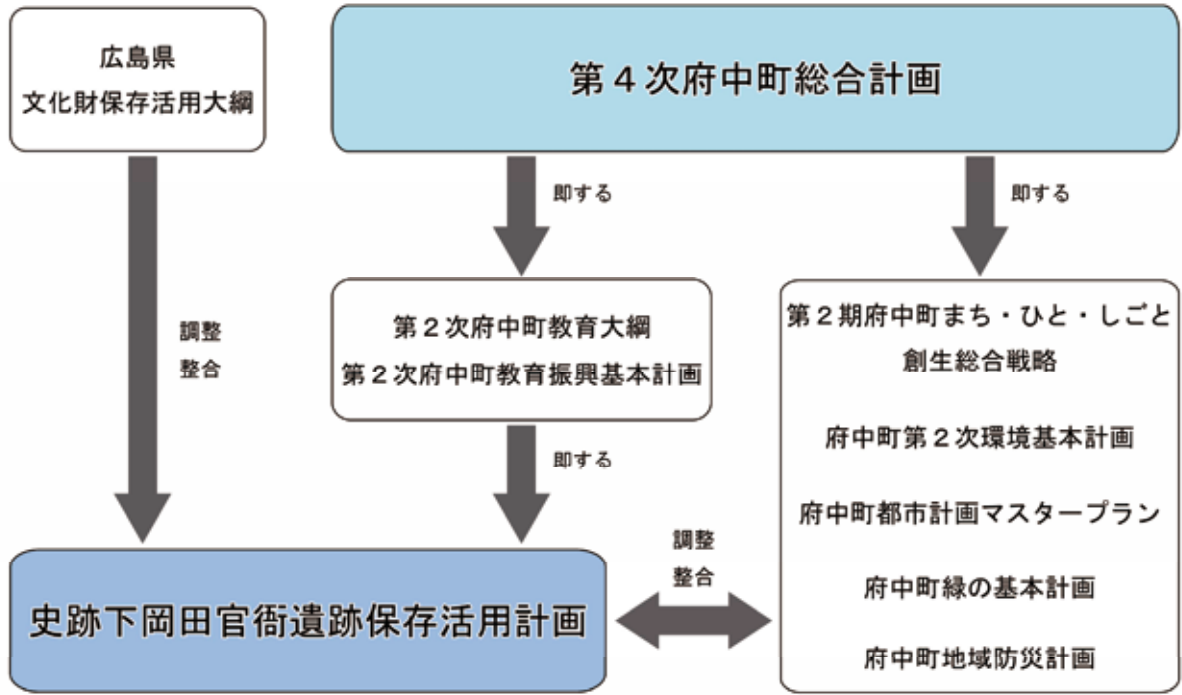


図5 上位・関連計画の関係

第6節 計画の実施期間

本計画の期間は、令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までの10年間とする。これに伴い地域住民及び関係機関等に対して、本計画の周知等に努めるものとする。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 自然的環境

1 位置と地勢

府中町は広島県の南西部、広島都市圏の東部に位置している。周囲を広島市(東区、南区、安芸区)に囲まれており、安芸郡の他の3町(熊野町、坂町、海田町)とは境を接しておらず、安芸郡の飛び地となっている。町域は、東西に4.18km、南北に5.20kmで、面積は10.41km²である。地形については北東部の呉娑々^{みくまりきょう}宇山地と南西部の府中低地に大別でき、呉娑々宇山地は町面積の約2分の1を占めている。府中町からおよそ北東750mの位置に標高682.2mの呉娑々宇山があり、そこから200m前後の山地が連なっている。南西部に広がる府中低地は概ね市街化されており、丘陵部においても住宅団地が造成されている。主要な河川については、府中大川、水分峽を水源とする榎川、甲越峠付近を水源とする八幡川があり、町域の南西部に沿って流下し、猿猴川に合流し、瀬戸内海に注ぐ。

本史跡は、呉娑々宇山地から南西に派生する丘陵の先端、南西向き緩斜面地の標高8～13mに立地している。



図6 府中町位置図

2 地質と地形

府中町の地質は花崗岩質岩石の一つである黒雲母花崗岩を基盤としている。呉娑々宇山地とその山麓丘陵地帯は黒雲母花崗岩が露出して風化しているが、府中低地ではその上に厚い沖積層が堆積している。

府中低地は府中大川、猿猴川の氾濫原であり、かつては海であった。一般県道広島海田線より北側の府中低地は中世末期頃まで広島湾の最も北に位置する入江であったとされ、山陽道の一部もこの汀線に沿って通っていたと考えられている。府中町の地形分類図によれば、下岡田遺跡の北半部は台地地形(洪積台地)、下岡田遺跡のうち史跡指定地を含む南半部は西側が扇状地形、東側が谷底平野に区分されている。また、遺跡南側はおよそ5 m程度落ち込み崖面が形成され、国土地理院発行の土地条件図では段丘地形とされている。



図7 府中町地形分類図

3 気象

府中町の過去 10 年間(2012～2021 年)の年平均気温は 16.73℃、降水量は年間平均 1015.52mm であり、温暖で比較的降水量が少ない、いわゆる瀬戸内式気候の特徴をもつ。

一方で、近年では平成 30(2018)年 6 月 28 日～7 月 8 日にかけて西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨を観測した「平成 30 年 7 月豪雨」のような都市型災害も発生しており、府中町では土砂災害が多数発生したほか、榎川の護岸の損壊により道路が陥没するなど甚大な被害が生じた。

表 3 過去 10 年の広島市の年平均気象データ

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	平均
気温 (℃)	16.2	16.6	16.2	16.6	17.2	16.3	16.8	17.2	17.1	17.1	16.73
降水量 (mm)	1015	1015.2	1015.6	1015.6	1015.7	1015.5	1015.8	1015.3	1015.7	1015.8	1015.52

気象庁 広島市過去の気象データに基づいて作成

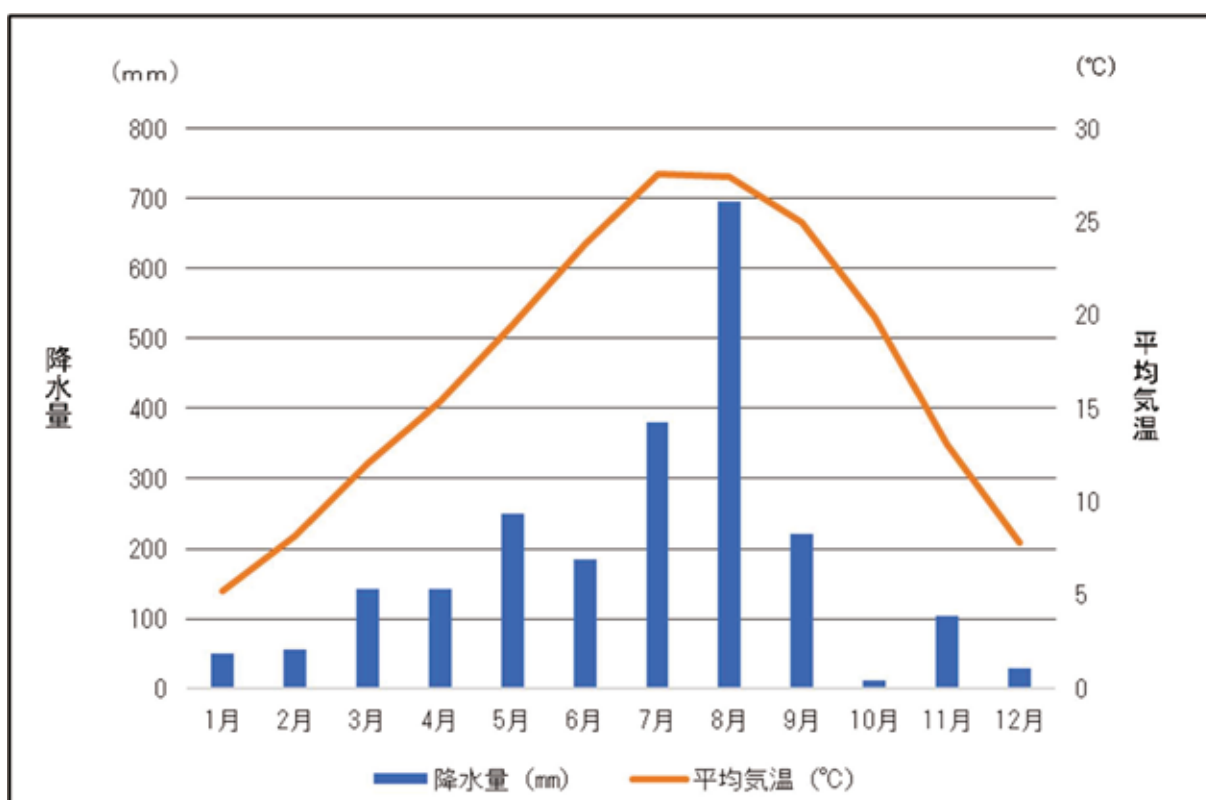


図 8 月別平均気温・降水量
気象庁 広島市 2021 年の気象データを基に作成

4 植物

府中町の植生を概観すると北東部の山林と南西部の市街地に大きく分けられ、北東部の山林の多くはアカマツなどの針葉樹とコナラなどの広葉樹の混合林となっている。また、平成30(2018)年に行った既存資料に基づく調査によると、府中町全体で約970種類の植物が確認されており、本史跡が所在する城ヶ丘については約20種類の植物が記載されている。

本史跡及びその周辺地は長らく水田等に利用されていたが、昭和50年代以降は急速に宅地化が進んだ。現在は畑及び駐車場として利用されており、希少種等は見つかっていない。

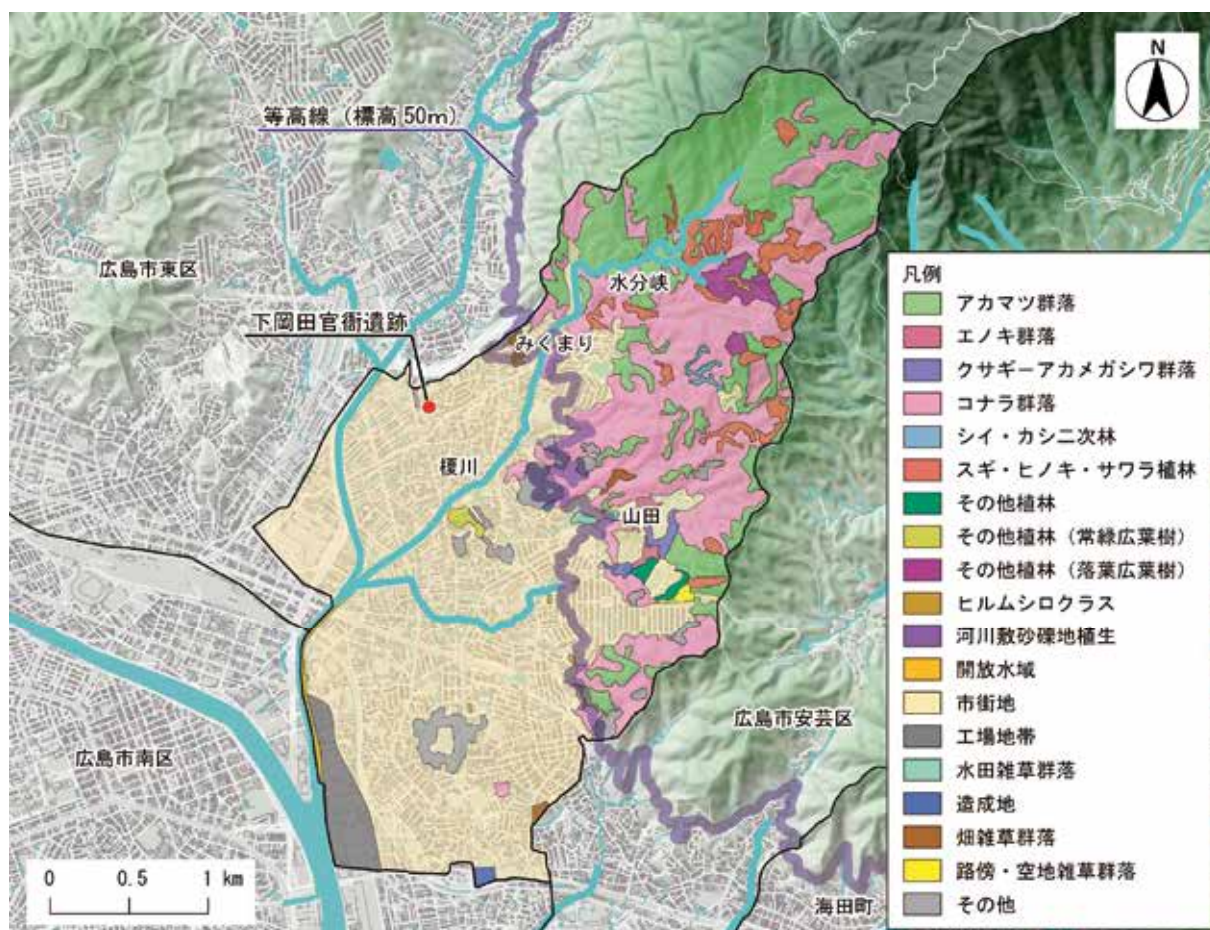


図9 植生図
環境省自然環境局生物多様性センター 植生調査第6・7回(平成11～13年)を基に作成

5 動物

平成30(2018)年に行った既存資料に基づく調査によると、府中町では昆虫、魚類、両生類、爬虫類、鳥類等、約670種類の動物が確認されており、水分峡周辺にギフチョウ、ニホントカゲ、オオタカ、水田や川の水辺にはドジョウ、ミナミメダカ、アカハライモリなどの希少種が生息している。本史跡及びその周辺は畑、駐車場、宅地等に利用されており、希少種等は見つかっていない。

一方、府中町内ではイタチ等の其他獣類は近年目撃数が増加しており、市街地での目撃例も寄せられている。府中町の北部地区に生息するイノシシやシカによる獣害の実態もあるが、史跡指定地内での被害はない。

第2節 歴史的環境

1 府中町の歴史

府中町は、古代において安芸郡安芸郷の地として発展し、南北朝統一頃までの約 500 年間にわたり安芸国の文化と政治の中心であった。安芸国の中心地は室町、戦国期を通じて佐東（現・広島市安佐南区）から吉田町（現・安芸高田市）に移り、近世毛利氏の広島築城に伴い広島市へと移転したものの、府中町は明治維新後の町村合併の影響を受けることなく現在まで単独町政を継続している。以下に府中町の通史を概観する。

（1）先史時代の府中町

府中町の最古の遺物は、図 10 の下岡田遺跡から発見されている小型のナイフ型石器（約 2 万年前）と考えられる。東広島市の西ガガラ遺跡、^{こゝろ}鴻の巣遺跡では旧石器時代の住居跡、石器製作所など、多数が発見されており参考になる。

府中町で発見されている遺物について、縄文時代では、町内で採集されたとされる打製石斧、下岡田遺跡発掘調査で土器が少量出土している。弥生時代では城ヶ丘の丘陵地帯を中心に、^{おおくぼだに}大窪谷遺跡（奈良時代）等でごく少量の弥生式土器片が出土している。いずれも周囲からの流れ込みの可能性が指摘されている。広島市には早稲田神社遺跡や^{ひじやま}比治山貝塚などの縄文時代の遺跡や、^{なかやま}中山貝塚などの弥生時代の遺跡が存在することから、府中町周辺にも古くから人々が生活していたと考えられる。



図 10 ナイフ形石器

（2）古墳時代の府中町

府中町で発見されている最古の遺跡は古墳時代のものであり、この頃には確実に府中町で人々が生活していたことが分かる。古墳時代の集落跡については、下岡田遺跡の丘陵部で後期の竪穴住居 4 棟が検出されている。現存している古墳については上岡田古墳、道隆寺東第 2 号・3 号古墳の 3 基があり、いずれも横穴式石室を埋葬施設とする後半期のものである。これらの古墳は丘陵の斜面にある住宅街の中に点在している。その他にも、八幡古墳、府中南小学校古墳などがあったが、宅地開発に伴い消滅した。



写真 2 上岡田古墳

(3) 古代・中世の府中町

安芸国の創設時期は不明であるが、国としての成立は律令制に伴う国郡里制が確立した頃とされている。安芸国には八つの郡と、その中に 61 の郷が置かれ、現在の府中町は安芸国の安芸郡安芸郷に位置付けられる。

安芸国の国分寺が、東広島市西条町にあることなどから国府も西条町にあったとする説や、西条町から府中町域への移転説などがある一方、平安時代中期編纂の『和名類聚抄』に「安芸国国府在安芸郡」とあることや「府中」地名から当町域に比定する説が有力である。平安時代末期に当町域が「国府」と呼ばれていることは史料にも明確であるが、12 世紀以降の政治情勢や、旧安芸郡内での「府中」「コウ(国府・甲)」という地名の検証などをとおして古代安芸国府所在地の解明が今後の課題といえよう。

また古代においては、中央と地方を結ぶ交通網と情報伝達手段であった駅伝制が整備され、官道を往来する官人のために駅家が置かれた。安芸国には都と大宰府を結ぶ重要な大路であった山陽道が通っており、通常は約 16 km ごとに駅家が置かれるという規程があったが、場所によって若干の差があった。特に備後、安芸、周防、長門の駅館は瓦葺きで白壁をめぐらせた豪華なものであったとされ、本史跡はこの安芸駅家である可能性が高いと考えられている。調査成果の詳細については第 3 章で記載する。

平安時代中頃になると国司は地方の国々に赴任する代わりに留守所を置くようになり、^{ざいしやうかんじん}在庁官人が実際の政治を行った。安芸国では、安芸国衙の田所職を世襲した田所氏が在庁官人となり、平安時代末期から鎌倉時代にかけて勢力を有した。田所氏は総社¹⁾を府中町に建立し、田所氏の館跡であると伝えられている国庁屋敷跡(田所明神社)で実務を行ったとされている。また、豪族的性格を有した田所氏の実相を知る上で重要なものとして「紙本墨書田所文書」が広島県重要文化財に指定されており、鎌倉時代初期から中期にかけての各種免田^{めんでん}と輪租田^{りんそでん}²⁾を列記した「安芸国衙領注進状(前欠)1 巻」と、田所氏が世襲している国衙の諸職の得分、私領地や所従などの財産が記された「正応二年正月二十三日沙弥讓状の奥書のあるもの 1 巻」の 2 巻が伝えられている。なお、水分神社遺跡では、本殿背後の巨石の周辺から中国製の白磁の壺、^{あつゆう}褐釉の壺、瓦器碗、土師器碗などが発見されている。詳細は明らかでないが、平安時代末期から鎌倉時代初頭の頃、巨石を対象とした信仰遺跡として使用されたものと考えられる。

鎌倉時代になると国司による支配に加え、鎌倉幕府によって全国に守護と地頭が置かれた二重支配の構造となった。安芸国の守護には^{そうたかちか}宗孝親が任命され、承久 3 (1221) 年の承久の乱以降は、約 300 年にわたり武田氏が安芸地方において実権を握った。武田氏は、官物輸送の根拠地として重要な位置を占めた広島県安佐南区の祇園を拠点に武田山に銀山城を築き、政治の中心は府中から祇園へと移っていった。



写真 3 石井城跡



写真 4 「安芸国衙領注進状(前欠)1 巻」
(広島県重要文化財『紙本墨書田所文書』)より
※所有者提供

中世における府中町の歴史は不明な部分が多いが、石井城跡、出張城跡^{で は り}などの中世山城跡が残っている。石井城は南北朝期に田所氏の一族であった石井氏の居城であり、石井七郎末忠は後醍醐天皇の綸旨^{りんし}をうけて各地を転戦し、延元元(1336)年の湊川の戦いで、楠木正成と共に戦死したといわれている。出張城は安芸守護武田氏の被官であった白井氏(白井備中守)の居城である。大内氏の安芸進出の際、府中でも武田・大内両軍の衝突があり、寛正6(1465)年には大内氏の重臣陶弘正^{すえひろまさ}の討死記録がある。また、分家筋の白井氏(白井越中守)は広島湾近くの仁保城と千代城を拠点に警固衆として海上に勢力を広げた。

戦国の動乱の中、天文10(1541)年に大内軍に破れた白井備中守は自刃した一方で、白井越中守は享禄2(1528)年に大内氏から知行充行を受けて大内方に転じた。毛利氏が次第に勢力を強める中、白井越中守は大内方として周防大島に拠点を移して戦ったが、後に毛利氏の小早川水軍に組み入れられた。

(4) 近世の府中町

戦国時代に中国地方8か国を領有していた毛利氏は関ヶ原の戦いに敗北し、周防国、長門国の2国に移封された。これに伴い、警固衆として強い勢力をもっていた白井氏(白井越中守)も防長へ移った。そして幕藩体制の下、府中町は広島藩領となり、尾張国清洲から福島正則が入封して立藩した。福島正則は安芸国、備後国の2国49万石余を領し、検地や城下町の建設、貢租制度の整備を進めたが、洪水で崩壊した広島城の石垣を無断改修したとの理由で元和5(1619)年に改易となった。代わって浅野長晟^{ながあきら}が紀伊国の紀伊藩から安芸1国と備後半国の42万6000石余で入封し、12代続いた後に明治維新に至る。広島藩は慶応2(1866)年の第2次幕長戦争に出兵せず、翌年薩長と討幕出兵に関する盟約を結び、戊辰戦争においては官軍の中心勢力の一つとなった。

また、近世の府中町は一つの村として独立し、藩や民間の干拓によって新田開発や道路の整備が進んだ。大須新開、鹿籠新開^{こづもり}、鵜崎新開、青崎新開など耕地の拡大とともに近世の山陽道(西国街道)は、船越から浜田を経て大須、矢賀新町へ向い広島城下に入る経路となり参勤大名や長崎奉行などが往来する重要な幹線(脇街道・脇往還)となり、旅人の増加や物資の流通の増大などを背景に、中国・四国地方における交通・経済の陸上の要衝となっていった。



写真5 鹿籠新開築堤潮留事業完成記念石碑

(5) 近現代の府中町

明治維新後、広島城には陸軍の第五師団が置かれた。日清戦争の時には一時的に大本営が東京から広島に移され、広島市が重要な軍事拠点となったのに対し、府中町は近世の新田開発以降、農業主体のまち並みが形成されていた。しかし、大正末期から昭和初期にかけての広島市の都市化に伴い、昭和6(1931)年の東洋工業(現マツダ(株))本社の町内移転や、昭和13(1938)年の麒麟麦酒広島工場の立地をはじめとする関連工業の集積によって、急速に府中町の近代産業が発展した。

戦時中の府中町では、各家庭が宇品港から出兵する兵士の受け入れを行っていた。また、太平洋戦争時には東洋工業が陸海軍共同管理工場に指定され、軍部の直接管理を受けて小銃を生産していた。広島に原爆が投下された際には安芸郡内陸地部の国民学校が全て臨時救護所となり、府中町では 5,400 人の罹災者が収容されたほか、東洋工業が附属病院の医薬品提供、食堂や寄宿舍の開放、工場の敷地の提供などの支援を行った。爆心地から約 5 km に位置していた府中町での原爆死没者は 152 名にのぼり、府中町では戦没者 293 名を含め、計 445 名が戦争犠牲者となった。

戦後の府中町では、東洋工業及び麒麟麦酒広島工場の二大設備産業が復興に大きな役割を果たした。また、昭和 30 年代から団地開発が始められ、広島市のベッドタウンとして人口増加が続き、全国でも有数の人口を擁する自治体となった。

道路に関しては、江戸時代以来の西国街道などを踏襲されたのみならず、近代以降は山陽本線や一般国道 2 号などの近代的交通網も整備され、さらに昭和から平成にかけて建設された広島高速 1 号線・2 号線によって、都市高速網のなかにも編入されている。府中町と広島市中心部との連絡は、現国道 2 号線上の新大洲橋が幹線となっているが、府中町北部と広島市との連絡幹線の要は、江戸時代の西国街道やこれを継承していた旧国道 2 号(主要地方道 84 号：東海田広島線)の渡河点でもあった府中大橋である。



写真 6 昭和 22(1947)年 空中写真

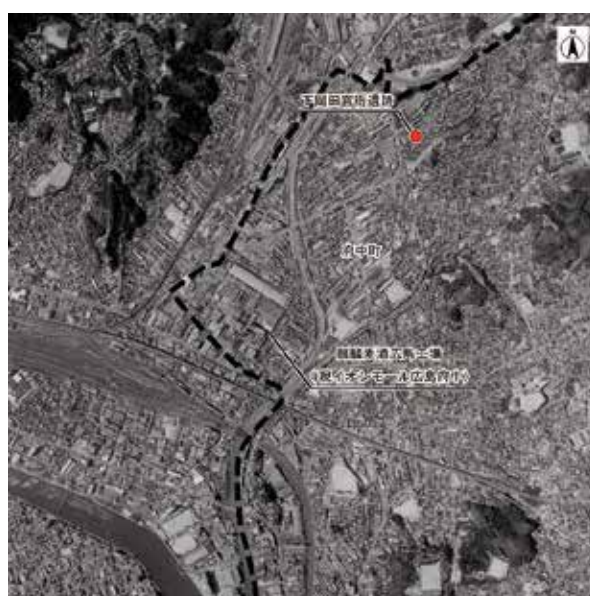


写真 7 昭和 61(1986)年 空中写真

国土地理院 地図・空中写真閲覧サービスの空中写真(1947、1986)を一部加筆・色味等を調整

(注釈)

- 1) 一国内の神社の祭神を 1 か所に合祀した神社のこと。
- 2) 免田は、荘園・国衙領において納入すべき官物・公事の全部あるいは一部が免除され、特定の用途に使用された田地。輸租田は、荘園領主や国司に税をおさめた田地。

2 府中町の文化財

府中町には国指定文化財が1件(本史跡)、県指定文化財が3件あり、県指定文化財には多家神社の宝蔵、道隆寺の木造薬師如来坐像、田所明神社の「紙本墨書田所文書」がある。そのほか未指定ではあるものの、国庁屋敷・田所明神社や総社跡などといった文化財が存在している。

表4 府中町文化財一覧

No.	種別		文化財の名称	指定年
1	国	史跡	下岡田官衙遺跡	令和3(2021)年
2	県	重要文化財	建造物	多家神社の宝蔵 附神輿1
3		重要文化財	彫刻	木造薬師如来坐像
4		重要文化財	典籍	紙本墨書田所文書 安芸国衙領注進状(前欠)1巻 正応二年正月二十三日 沙弥譲状の奥書のあるもの1巻
No.	種別		文化財の名称	
5	未指定		松崎八幡宮跡	
6			多家神社	
7			道隆寺及び道隆寺廃寺跡	
8			国庁屋敷跡(田所明神社)	
9			総社跡	
10			上岡田古墳	
11			水分神社及び水分神社遺跡	
12			長福寺	
13			道隆寺東第2号古墳・道隆寺東第3号古墳	
14			大窪谷遺跡	

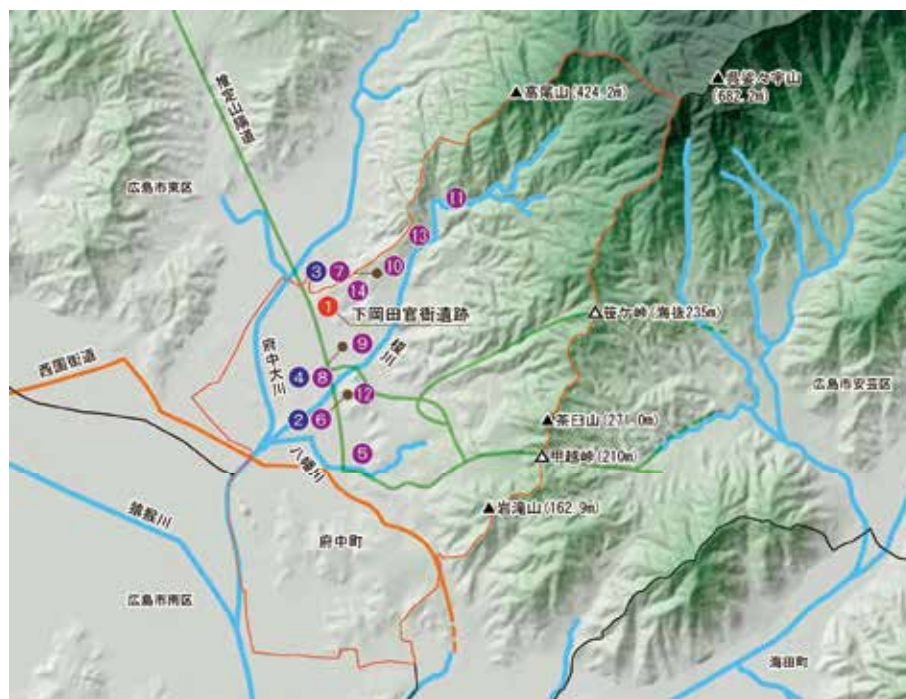


図11 文化財位置図

※図の番号は「表4 府中町文化財一覧」の番号と対応

第3節 社会的環境

1 人口

府中町は、広島市に近接する立地条件から、戦後は広島市のベッドタウンとして住宅地の開発が進み、昭和35(1960)年～昭和50(1975)年の約15年間で急激な人口増加を経験した。その後も緩やかに人口増加が続き、平成2(1990)年の国勢調査では人口5万人を超えた。人口は現在も5万人以上で推移しており、令和2(2020)年は52,047人となっている。将来動向としては、微減はするものの人口5万人程度を維持すると予想されている。

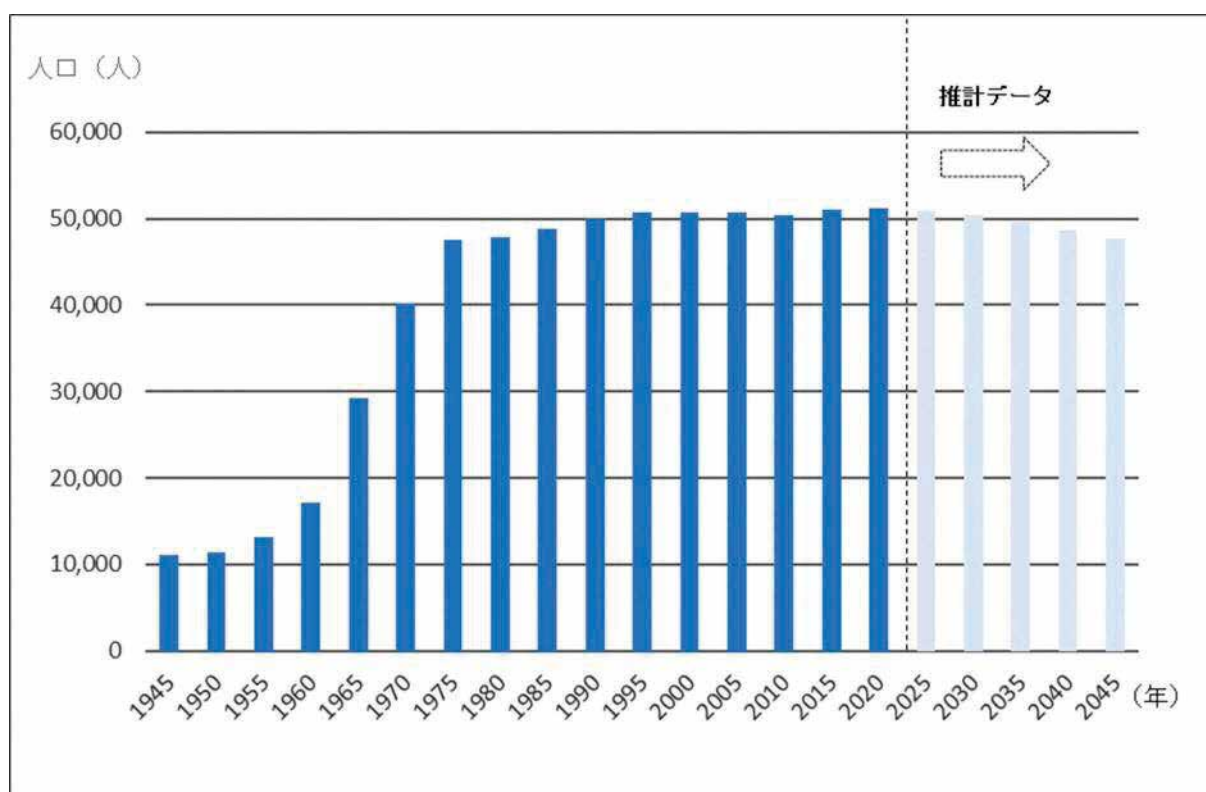


図12 人口推移グラフ
国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に作成

2 産業

府中町では、昭和6(1931)年に東洋工業(株)(現マツダ(株))本社、昭和13(1938)年には麒麟麦酒広島工場が建設(平成10(1998)年に閉鎖)され、自動車機械をはじめとする関連工場が集積する企業城下町として成長してきた歴史がある。府中町産業別従業者数においては、第2次産業及び第3次産業が大多数を占めており、特に製造業については平成26(2014)年時点では、町内における全従業者数の約46%を占めている。

商業については、平成16(2004)年に麒麟麦酒広島工場跡地へダイヤモンドシティ・ソレイユ(現イオンモール広島府中)が開業し、以降町内の小売業商品販売額は飛躍的に増加している。



写真8 マツダ(株)本社
※マツダ 100 周年サイトより引用

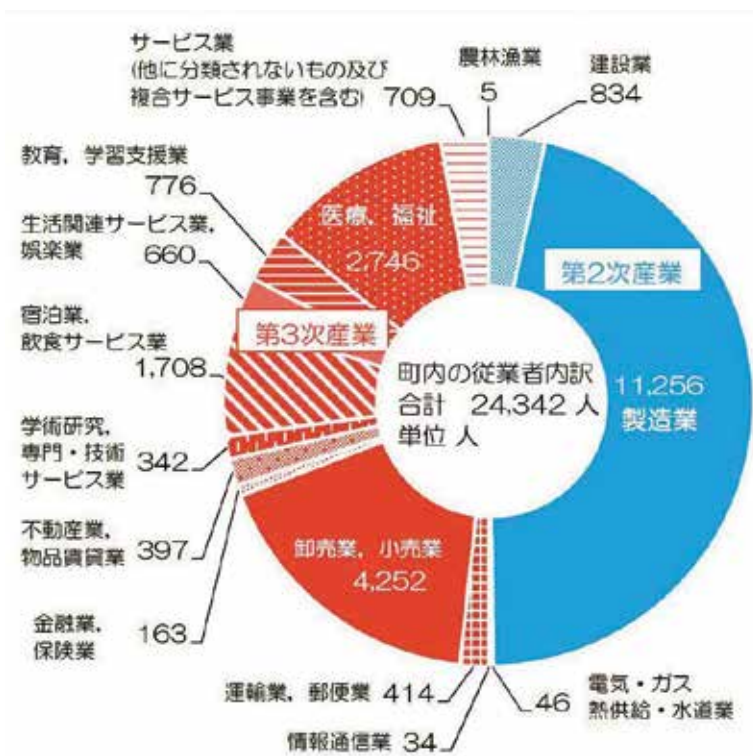


図13 府中町産業別従事者数
府中町第2次環境基本計画 p7 より引用

3 観光資源

府中町の観光客数は平成 16(2004)年のダイヤモンドシティ・ソレイユ(現イオンモール広島府中)開業以降、100 万人を超えた。また、観光客数の約 90%がイオンモール広島府中等でのショッピングを目的としており、広島県内からの来訪者となっている。ショッピング以外の主な観光資源としては、マツダミュージアムと水分峡森林公園がある。マツダミュージアムは、平成 6(1994)年にオープンして以来、年間来館者数は約 7 万人、累計来館者数は約 176 万人を超え、令和 4(2022)年 5 月にはリニューアルオープンした。

府中町の観光において、歴史資源を目的とした観光客は少数であるというのが現状だが、府中町観光協会によって作成された府中町ガイドマップには「府中町史跡巡り」のモデルコースが紹介されており、本史跡もコースに含まれている。本計画の策定や、ガイダンス施設である資料館との連携により、府中町の歴史観光の活性化へとつなげていく必要がある。



写真 9 マツダミュージアム
※府中町ホームページより引用



写真 10 水分峡森林公園
※府中町ホームページより引用



写真 11 イオンモール広島府中
※府中町観光協会観光ガイドマップより引用

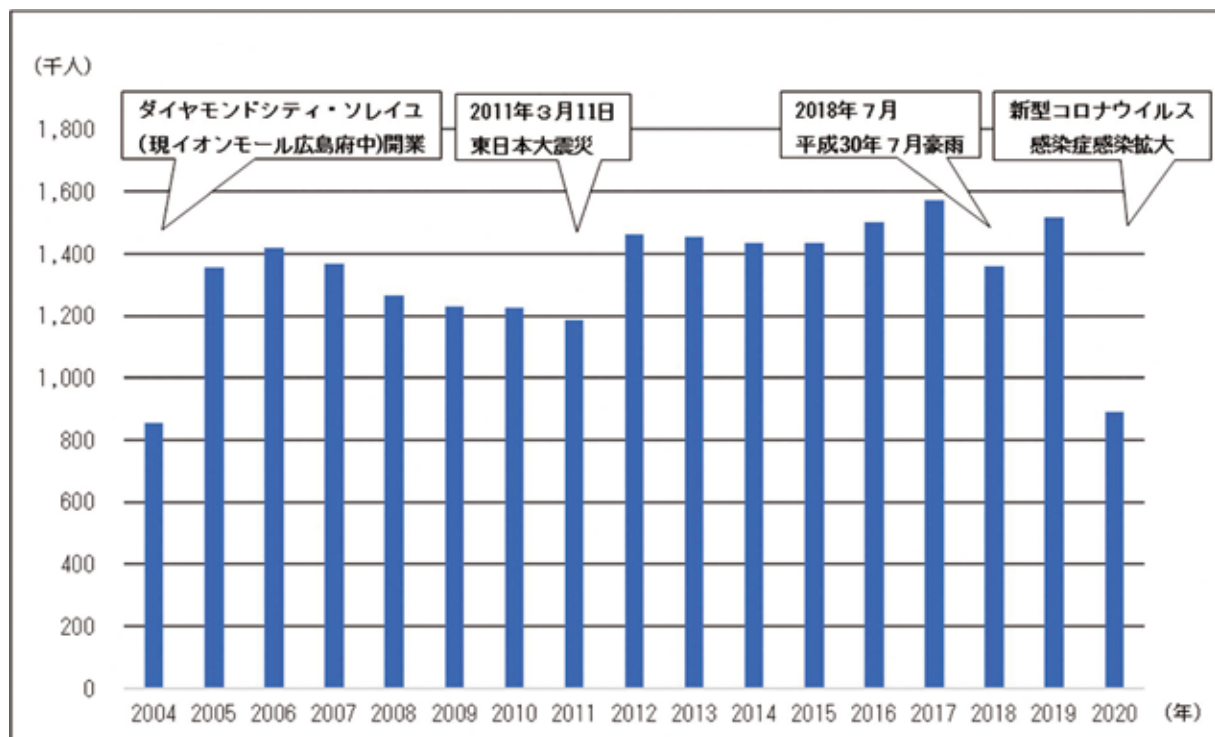


図 14 府中町観光客数
令和 2 (2020) 年広島県統計情報を基に作成

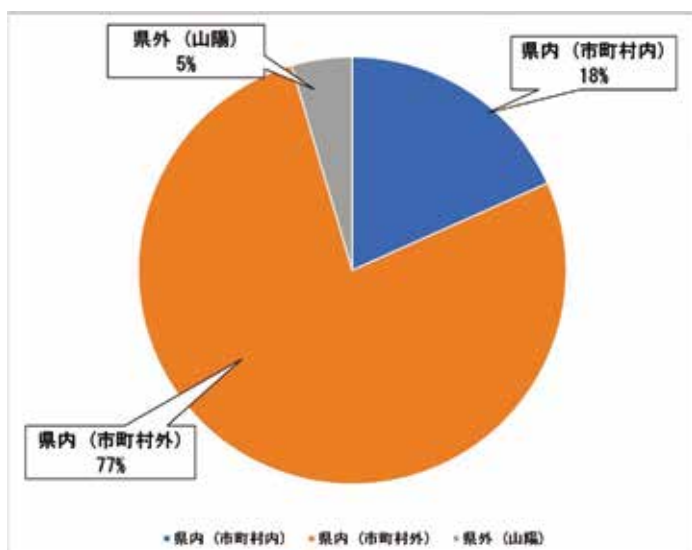


図 15 府中町発地別観光客数 (2020 年)
令和 2 (2020) 年広島県統計情報を基に作成
※その他発地はデータなし



図 16 府中町目的別観光客数 (2020 年)
令和 2 (2020) 年広島県統計情報を基に作成
※その他目的はデータなし

4 交通

府中町の主要幹線道路は、骨格をなすループ状道路や広島市などと連絡する広域的な幹線道路などの整備によって利便性の向上が図られている。公共交通機関としては、町内南側を走る JR 山陽本線の向洋駅^{むかいや}が設置されているほか、平成 15(2003)年より運行開始したコミュニティバス「つばきバス」が、町内を巡回している。

本史跡へのアクセスは、間所 IC を降り、一般県道府中祇園線を南に進む。公共交通機関としては、最寄りの駅である JR 芸備線矢賀駅から本史跡までは徒歩約 17 分である。最寄りのバス停である「城ヶ丘入口」から徒歩約 2 分で、府中町内を巡回するつばきバス利用した場合、北エリアルート^{北エリア}の「本町四丁目」で下車し、徒歩約 6 分である。本史跡は道幅の狭い住宅地にあり、駐車場もないため、現状では公共交通機関を利用したアクセスを推奨している。

また、ガイダンス施設である資料館は本史跡から一般県道府中祇園線を南に約 700m の場所に位置しており、徒歩 10 分ほどで訪れることができる。



図 17 交通アクセスマップ

第3章 史跡の概要

第1節 史跡指定前の調査研究

1 発掘調査以前の調査研究

昭和 38(1963)年の第1次発掘調査以前は、「安藝驛は府中村の古図にある内、早馬立といえる地にあり、早馬は驛馬なり立は館なり、是即古の驛址なるべし」(『廣島縣史第一編』(1921))や「安藝驛は府中村の古図に早馬立(字石井城下)といへる地にある」(『藝州府中莊誌』(1932))というように「早馬立」という地名に着目して安芸駅家の場所を推定している。

写真 12 は、昭和 25(1950)年の地形測量図に古代の推定海岸線と近世の字名を記入したものである。本史跡周辺は山陽道駅路に接し古代の海岸線にも近い陸海交通の要衝の地に当たり、駅家の遺称である「早馬立」や、国府の所在地に付けられる「府中」などの地名が残っている。また在庁官人の田所氏が所在したとされる地域には「石丁」の地名が当てられている。



写真 12 『藝藩通志』巻 36 府中村図
『藝藩通志』巻 36 を一部加筆・色味等を調整



図18 古代海岸線及び近世の地名
『下岡田遺跡発掘調査報告書Ⅰ―第1次～第11次調査の記録―』p193 第82図
古代海岸線推定及び遺跡等分布図(1:10,000)に一部加筆

2 発掘調査

発掘調査については広島県教育委員会の指導・助言のもと、町教委が実施した。昭和38(1963)年の第1次発掘調査の開始以降、平成31(2019)年までに11次の発掘調査等が行われ、発掘調査区では古墳時代から近世までの遺構と、旧石器時代から近世までの遺物が確認されている。中心となるのは古代の遺構・遺物であり、官衙施設として機能していたのは奈良時代後期から平安時代初頭にかけてであると考えられる。発掘調査の概要は以下の表のとおりである。

表5 発掘調査の概要

調査回数	調査期間	調査面積	主な遺構	主な遺物
1	前期：1963年 7月1日～7月11日 後期：1963年 8月20日～9月29日	前期：130㎡ 後期：198㎡	SB001(瓦葺礎石建物)、 SD001(溝状遺構)	瓦(重圏文軒丸瓦・重廓文軒 平瓦・丸瓦・平瓦)、土師 器、須恵器、漆塗りの須恵 器、緑釉陶器など
2	1964年 3月7日～3月31日	318㎡	SB002(瓦葺礎石建物)、 SB003(掘立柱建物)、 SE001(井戸)	瓦(重圏文軒丸瓦・重廓文軒 平瓦・丸瓦・平瓦)、土師 器、漆塗りの土師器、須恵 器、漆塗りの須恵器、緑釉陶 器、かまど、ふいごの羽口、 木簡、斎串、曲物、下駄、文 書函の蓋など
3	1966年 3月12日～3月25日	420㎡	SB003～SB005(掘立柱建 物)、SD005(溝状遺構)、 SK002～SK003(土坑)	瓦、縄文土器、弥生土器、土 師器、須恵器、土師質土器、 瓦器、備前焼、古銭(中世)、 輸入陶磁器など
4	1967年 3月6日～3月31日	496㎡	SB0012(瓦葺礎石建物)、 SK001(土坑)	瓦(重圏文軒丸瓦・重廓文軒 平瓦・唐草文軒平瓦・丸瓦・ 平瓦)、土師器、須恵器、土 師質土器、瓦器、国産陶磁 器、輸入陶磁器、鉄釘など
5	1977年 11月24日～12月7日	227㎡	SB008(掘立柱建物)	瓦、須恵器など
試掘調査	1981年 10月21日	3か所	—	瓦、土師器、須恵器など
6	1982年 10月4日～11月25日	360㎡	SB009(掘立柱建物)、 SB010(竪穴建物)	須恵器、土師質土器、陶磁器 など

調査次数	調査期間	調査面積	主な遺構	主な遺物
7	1984年 1月31日～2月29日	333㎡	時期不明の旧谷川、 耕作用と考えられる溝	瓦、縄文土器、弥生土器、土師器、須恵器、灰釉陶器、緑釉陶器、須恵器、備前焼、下駄など
8	1985年 1月28日～2月21日	266㎡	SB011～SB013(竪穴建物)	土師器、須恵器、陶磁器など
6 (補足)	1986年 2月13日～3月7日	200㎡	ピット数点	旧石器など
9	1993年 2月1日～2月16日	143㎡	土坑2、溝状遺構	土師器、須恵器、陶磁器など
試掘調査	2013年 12月16日～12月17日	2か所	SD003(溝状遺構)、 SK012(土坑)	瓦、土師器、須恵器など
試掘調査	2014年12月4日、 2015年3月3日	3か所	—	—
10	1 トレンチ：2016年 10月3日～10月21日 2 トレンチ：2017年 1月23日～2月22日	1 トレンチ：45㎡ 2 トレンチ：60㎡	SB014(掘立柱建物)、 SK004～SB008(土坑)	瓦、土師器、須恵器、土師質土器、陶磁器など
11	2017年 10月3日～11月27日	77㎡	SX001(瓦敷遺構)	瓦、土師器、須恵器、土師質土器、瓦器、緑釉陶器など
試掘調査	2019年 3月5日	2か所	—	土師質土器など

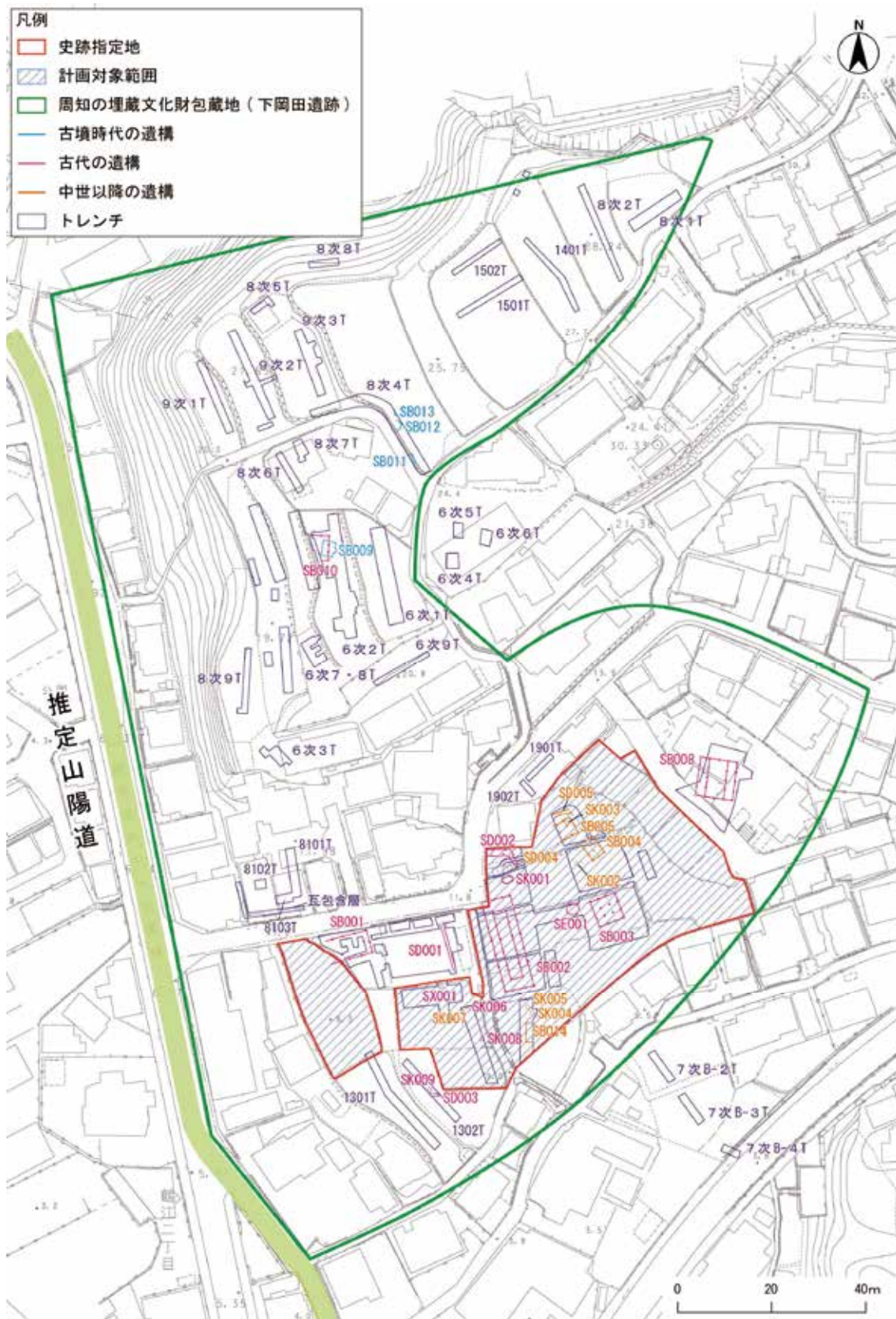


図 19 トレンチ及び遺構配置図

(1) 検出遺構について

下岡田遺跡は北東から南西に延びる標高 10～60m 程の丘陵の先端に位置しており、南西向きの平坦な緩斜面に立地する中心部と北側背後の丘陵に立地する周辺部に分けることができる。中心部では、古代から中・近世までの遺構が確認されている。古代の遺構としては、瓦葺礎石建物 2 棟 (SB001、SB002)、掘立柱建物 2 棟 (SB003、SB008)、石組溝 (SD001)、溝 (SD002)、井戸跡 (SE001)、土坑 (SK001) などがある。瓦葺礎石建物 (SB002) 周辺は泥土が堆積する谷部にあたり、SB002 創建に伴い谷の泥土に石敷状に石を入れ、その上に盛土を施す整地作業が行われている。中世以降の遺構としては、掘立柱建物 3 棟 (SB004、SB005、SB014)、溝状遺構 (SD004、SD005)、土坑 (SK002、SK003、SK004、SK005) などが検出されている。

また、周辺部では、古墳時代の竪穴建物 (SB009、SB011、SB012、SB013) や古代の掘立柱建物 (SB010) などが確認されている。

(2) 主要な遺構について

下岡田遺跡の主要な遺構としては、2 棟の瓦葺礎石建物 SB001 と SB002 が挙げられる。

SB001 は第 1 次調査で検出され、建物方向はほぼ東西方向 (N73° E)、桁行 3 間以上、梁行 2 間、柱間距離は約 3 m の等間隔である。桁行方向では北辺 3 間、南辺 2 間、梁行方向では東辺で 2 間が確認されているが、西辺が確認できておらず、建物はさらに西に広がっていた可能性がある。北辺については、北側の丘陵斜面が SB001 に迫っていたと推定されることから、建物がさらに北に広がることはないと考えられる。礎石については地山の赤土層を穿って根石をはめ込んだ上に置かれているが、大半の礎石は失われて根石のみとなっており、集石の状況から側柱建物であると考えられている。確認できた礎石は、北辺の東から二つ目の礎石、南辺の東から二つ目と三つ目の礎石、東辺の中央の礎石の計 4 基であり、南辺の東から三つ目の礎石は本来の位置から北西へ 1 m 程度動いていた。また、東方あるいは北方から流れてきたものと推定される摩滅した瓦が建物全域に広がっており、建物の北西は多くの瓦の破片が堆積している。瓦包含層の下に、軒丸瓦、軒平瓦を含んだ摩滅のない瓦層が礎石列と並行に確認されたことから、建物が倒れたままに堆積したものと思われるが、瓦には焼けた痕跡が認められなかったことから火災による倒壊ではないと考えられる。

SB002 は第 2 次調査のトレンチで検出され、第 4 次調査で詳細が確認された。SB001 の東約 30m の地点に位置する南北に長い建物跡であり、建物方向はほぼ南北方向 (N16° W) で、東西幅約 10m の基壇上にあり、礎石は全て失われている。北側二つの石を根石と判断すると、身舎と廂の距離は桁行 3.0m、梁行 2.1m、建物全体の規模は桁行 24m (80 尺)、梁行 7.5m (25 尺) の規格的な造営であり、建物北辺を西方向に延長すると SB001 の北辺とほぼ一致することから、SB002 は桁行 7 間、梁行 3 間の四面廂建物と考えることが妥当だと考えられている。なお、四面廂建物の場合、一般的には廂隅部の柱間の距離が桁行と梁行で等しい正方形となるが、SB002 は廂隅部の柱間の距離が桁行と梁行で相違し、身舎の梁行が 1 間であることから、実務的な性格の建物で、一般的な四面廂建物より格式が低いものと考えられる。

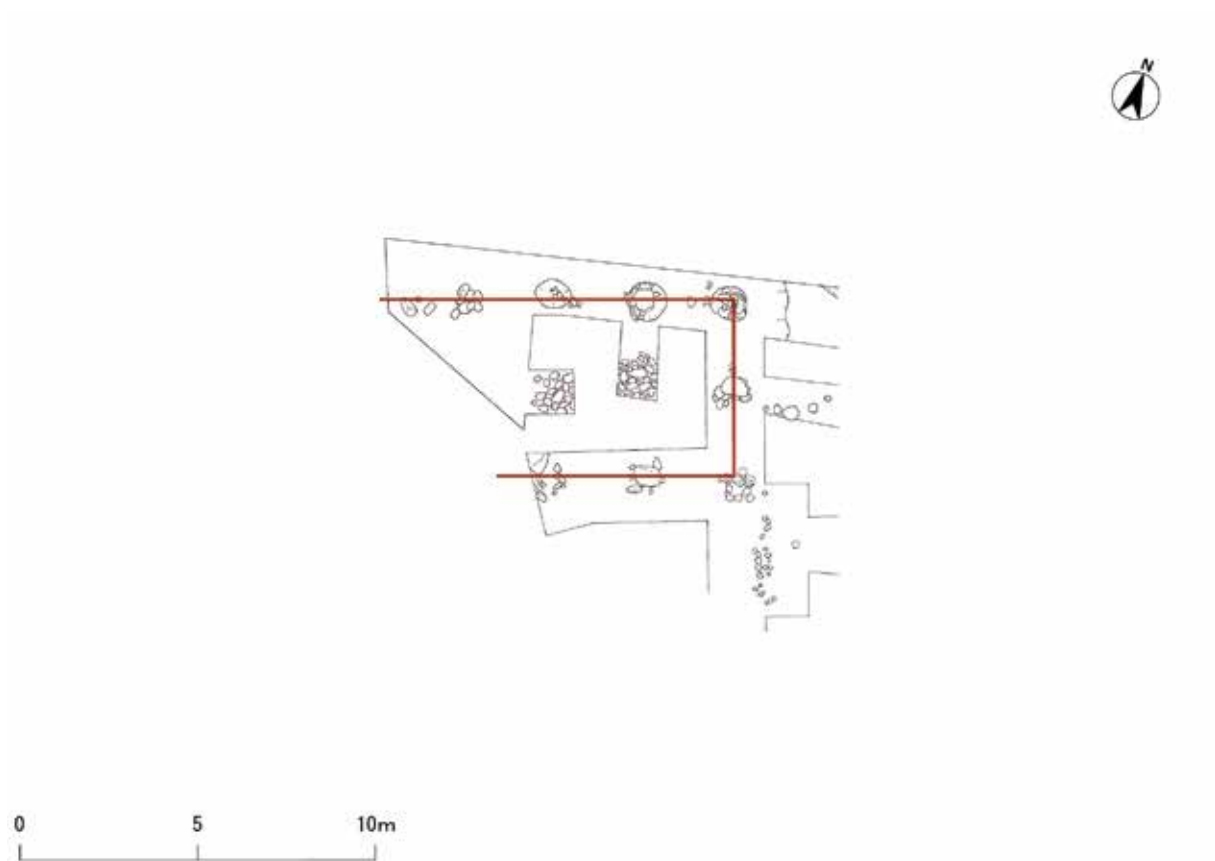


図 20 SB001 平面実測図

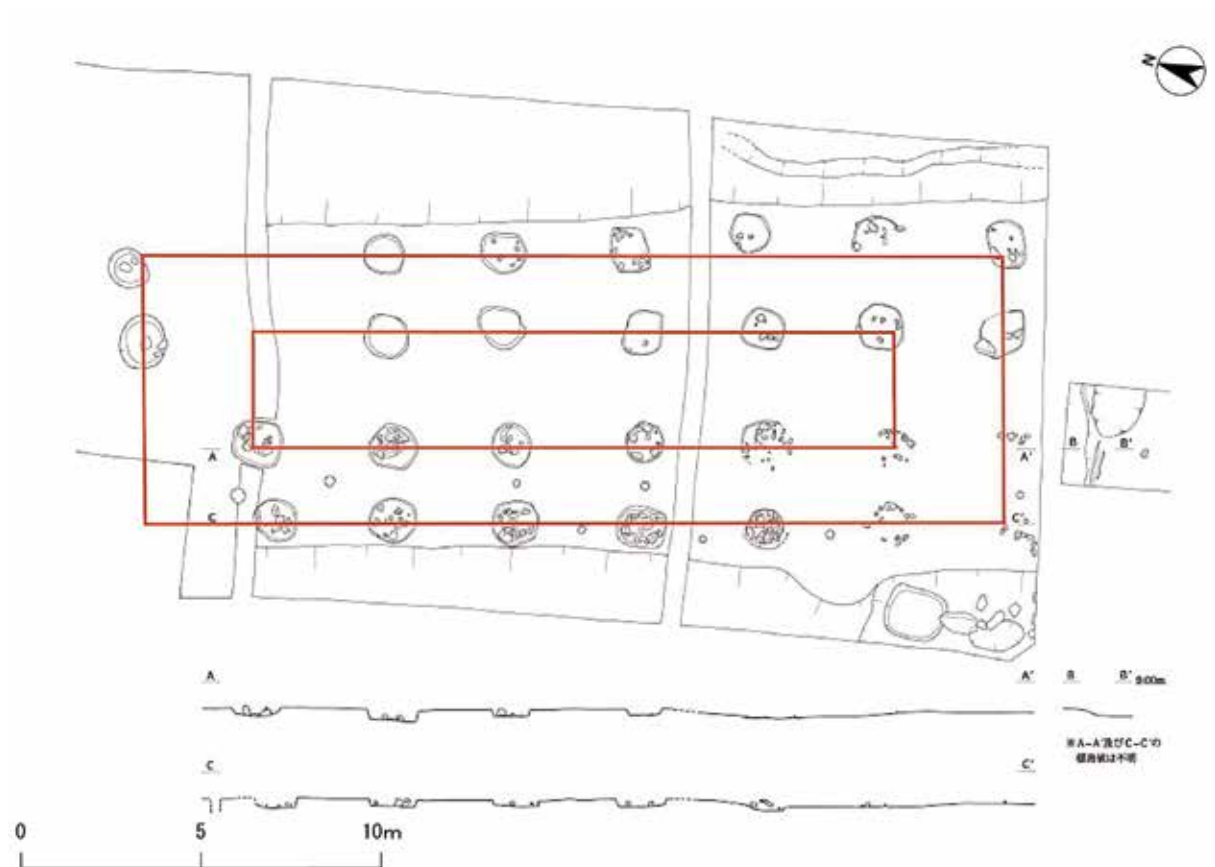


図 21 SB002 実測図

山陽道で駅家に確定された遺跡は、小犬丸遺跡(播磨国布勢駅家)、^{おろち}落地遺跡(播磨国野磨駅家)があり、駅館院は山陽道あるいは正方位を基準として主要建物数棟が計画的に配置されるという共通点が見出される。また8世紀中葉以降においては、主要建物は瓦葺礎石建物に統一され、^{いじょう}圍繞施設で囲まれた面積には一定の規定があった可能性がある。

下岡田遺跡では主要な建物として、瓦葺礎石建物2棟が確認されている。2棟の建物はL字状に配置されており、互いの北辺が同一直線上になるように計画的に配置される。遺構の主軸は山陽道とほぼ同じ方向である。瓦葺礎石建物2棟は、東西棟のSB001が側柱建物(桁行3間以上×梁行2間)、南北棟のSB002が四面廂建物(桁行7間×梁行3間)であると考えられている。建物の規模や根石の配置から、SB001を脇殿相当の建物、SB002は正殿あるいは後殿と想定すると、正殿の前面に脇殿が配置されることから、駅家への入り口は西向きと考えるのが自然であるが、自然流路により遺構面が破壊されたと推定される範囲や確認調査が完了していない部分があるため、建物数や配置、入り口の向きについて今後も検討していく必要がある。なおSD002を築地塀に付属する溝と仮定し、SB002を正殿あるいは後殿として折り返すと、南北50m程度となり、西端を山陽道とすると東西90m程度となる。これは、初期の駅家である落地遺跡(八反坪地区)より大きいが、小犬丸遺跡や落地遺跡(飯坂地区)より小規模である。本遺跡では圍繞施設は確認されていないものの、瓦葺礎石建物2棟を計画的にL字状に配置しており、官衙遺跡の中では駅家と考えるのが最も妥当である。その場合、建物群の主軸方位については初期駅家の様相を残しており、院の面積も定型化する前の様式を留めていると言える。

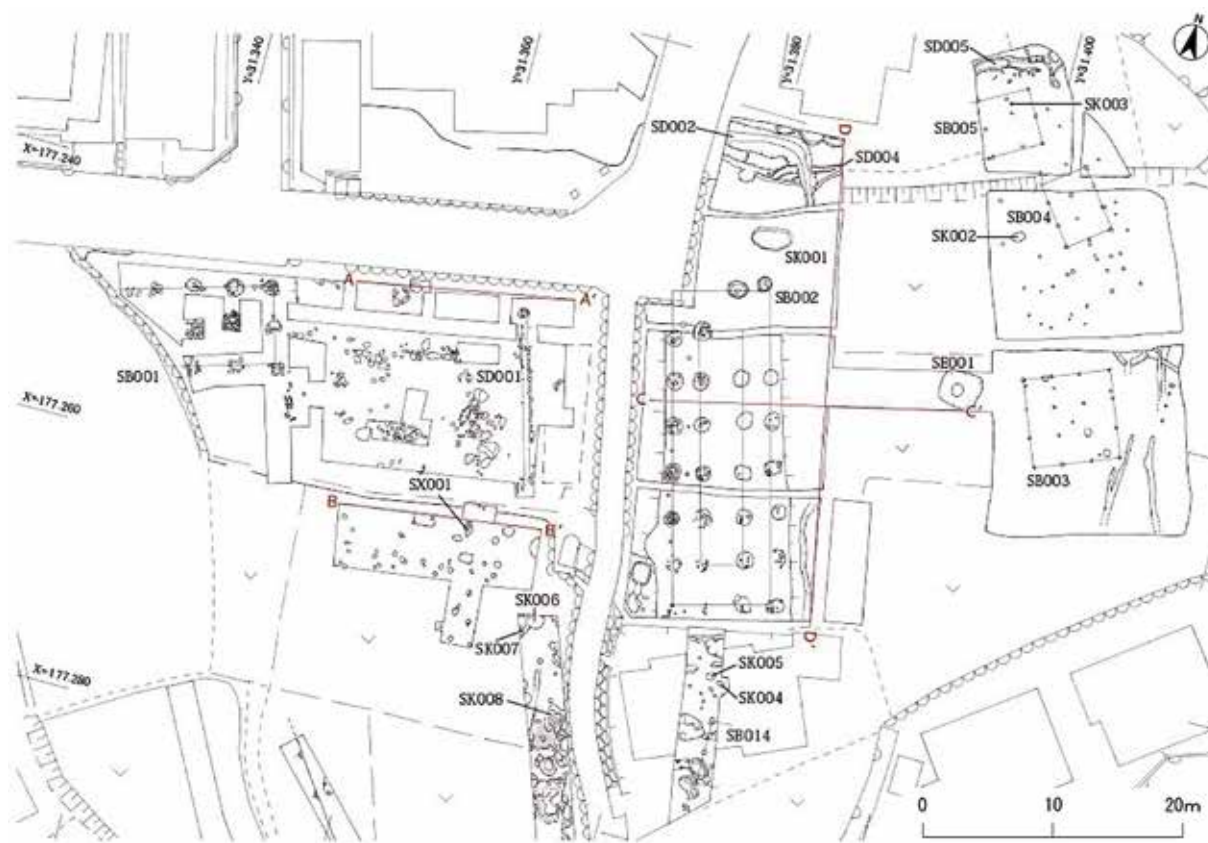


図 22 中心部主要遺構配置図

(3) 出土遺物について

古代の遺物は土器や瓦、木簡・木製品、鉄製品などがある。土器では縄文土器から近世陶磁器まで出土しているが、大半は7世紀後半から8世紀末までの遺物である。出土遺物を5時期に区分して考えると、第1期～4期は古代、第5期は中世である。

第1期の期間は7世紀後半から8世紀初頭で、内面や断面に漆が付着した須恵器が第1次～第4次調査区で散見されるのが特徴である。長頸壺は内面に漆が付着するだけでなく、断面にも付着することから、運搬に使用されただけでなく、割って漆を取り出したものと判断される。また、このほか集石遺構からも漆が大量に付着した木製品が確認されていることから、第1期には漆を用いた作業が行われていたと推定される。当該時期に漆関連の資料を少なからず出土する遺跡として一般的な集落を想定することは困難であるため、官衙的な施設が存在していた可能性がある。



写真 13 漆の付着した須恵器

第2期は8世紀前半に位置付けられ、この時期が最も出土量が多く、円面硯、暗文土師器、端部を丸く巻き込む土師器や面取りした脚柱部をもつ高杯など、遺跡の性格を考える上で注目される遺物が出土している。円面硯の出土からは識字層の存在が推定され、暗文土師器も芸備地方では官衙・寺院・生産遺跡で出土することが多い。また端部を丸く巻き込む土師器や面取りした脚柱部をもつ高杯は、宮都周辺からの影響を受けたものと考えられる。



写真 14 円面硯

第3期は8世紀後半で、第2期から遺跡の性格の変化は認められない。出土した重圏文系瓦と平城宮式瓦は、国分寺、国衙や郡衙・駅館などの地方官衙のような国家に關与した機関に用いられる。瓦当文様(重圏文系瓦)から瓦葺礎石建物の創建は8世紀中頃で、安芸国分寺跡(平城宮式瓦)の軒瓦が補修に使われ、軒瓦の種類が少ないことから存続期間は比較的短期間であったと推定される。



写真 15 拓本 重圏文系瓦

つまり瓦葺礎石建物の造営期間は第2・3期で、本遺跡の活動が最も活発であった時期である。また、第3期の遺構と考えられる SE001 から、文書函蓋や木簡、斎串、下駄、曲物などの木製品が出土した。釈読できる木簡は2点で「高田郡□〈廣力〉絶廿二□〈条力〉」(写真 16)と、墨痕が比較的鮮明な「久良下六俵入」(写真 17)である。「高田郡」は本遺跡の所在する安芸郡の北に位置し、写真 16 は高田郡から持ち込まれたことを示している。また、写真 17 では搬送の単位である「俵」が書かれている。他郡から発送されたものや、搬送の単位が記された木簡が出土することから、郡を超えた国が直接關与した施設であり、交通と物流の一翼を担う施設であったと判断される。

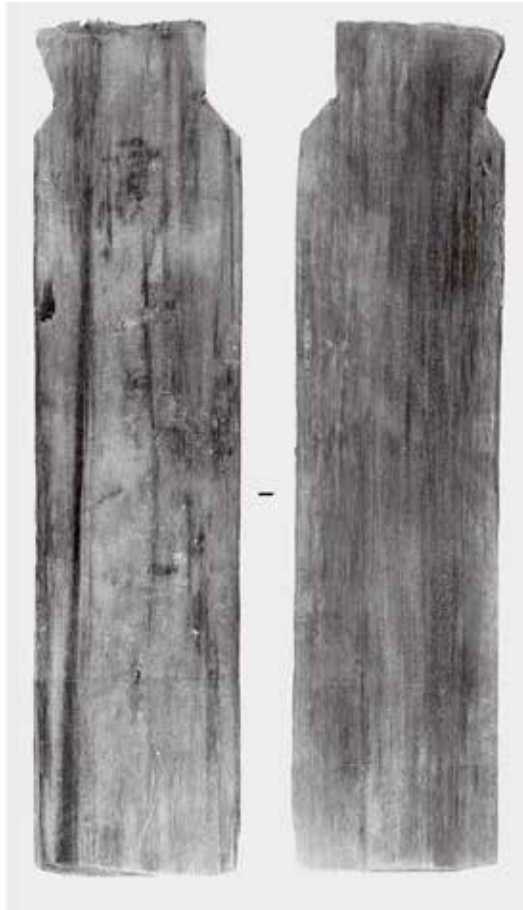


写真 16 木簡



写真 17 木簡

また、出土遺物に仏具等が含まれず、円面硯 3 点を確認した以外、転用硯や墨書・線刻・ヘラ書き等、実務官衙に関わる遺物に乏しいことから、寺院や国衙・郡衙ではなく、駅家である可能性が高いと考えられる。

第 4 期は 9 世紀から 10 世紀頃で、出土量は激減する。特に 9 世紀前半から中頃の資料がほとんど確認できず、緑釉陶器 1 点を確認された程度であったことから、遺跡内での活動が低調となり官衙的な様相が薄れていったことが分かる。しかしながら、第 7 次調査区の下岡田遺跡南側の谷底部分(下岡田遺跡外)からは 9 世紀以降の緑釉陶器や三足盤などの官衙的遺物が出土している。このことから、9 世紀以降も引き続き下岡田遺跡周辺に官衙施設が存在していた可能性がある。

第 5 期は前期と後期に大きく 2 時期に分けられる。前期は 11～14 世紀頃で輸入陶磁器や瓦器椀、備前焼の杯かと思われる資料が出土し、物流の拠点として機能していたと思われる。後期は 15 世紀後半～17 世紀前半頃で、朝鮮王朝陶磁が出土するものの、多くはすり鉢や内耳鍋などの日常生活用の土器類であり、この時期には一般集落となっていた可能性が高い。

3 その他の調査

(1) 地中レーダー探査

地中レーダー探査は、発掘調査区外にあたる箇所の遺構の有無を検討することを目的として、奈良文化財研究所により平成30(2018)年6月11日から12日に行われた。調査位置は図23のとおり、駐車場(1区)と道路(2区)の2か所である。調査の結果、調査区中央西側において幅が広く強い反射を確認し、遺構の可能性が考えられた。このほかにも遺構の存在を思わせる反応を示す結果は得られたものの、その関係性は明瞭でなく、今後の試掘調査等による詳細な検討が必要である。



写真18 地中レーダー探査

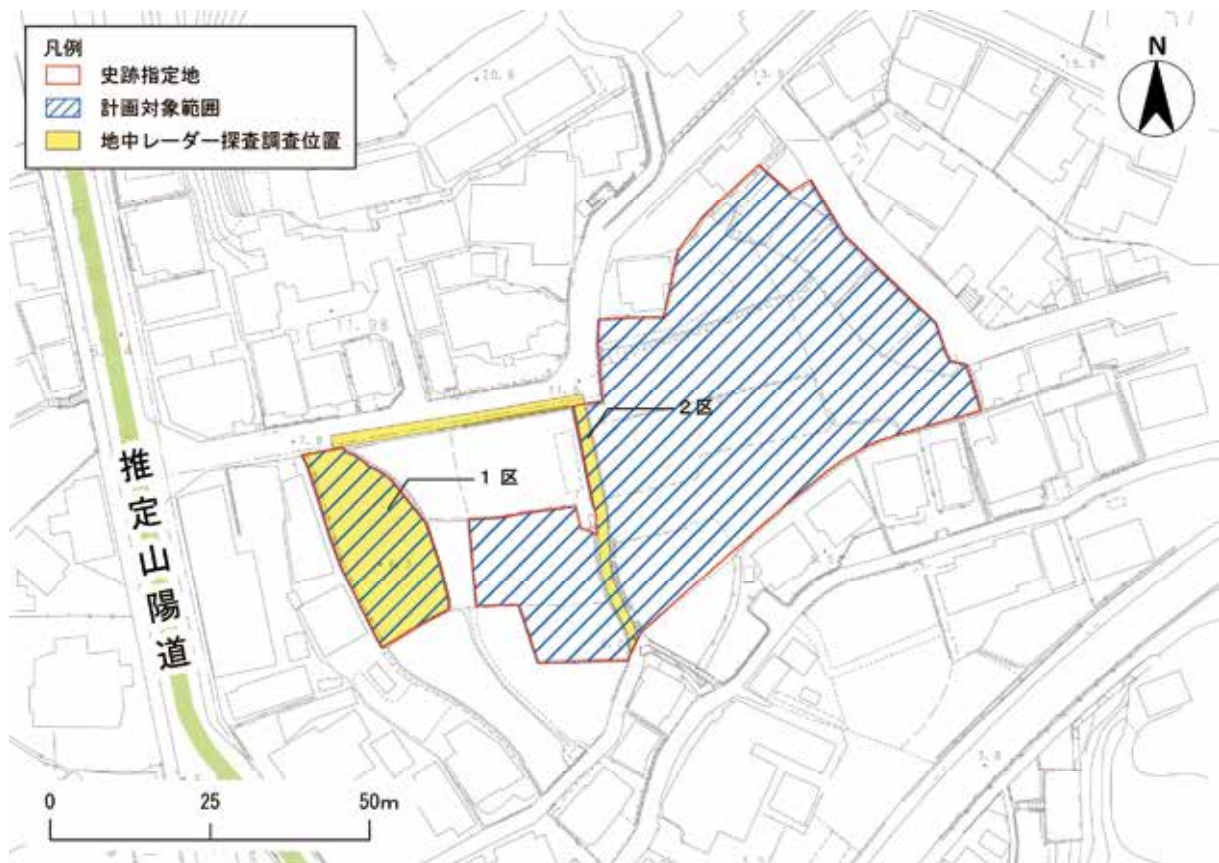


図23 地中レーダー探査調査位置図

(2) 自然科学分析

発掘調査で出土した須恵器(長頸壺)の漆質物の材質を調べる目的で赤外分光分析を行い、平成 30(2018)年 7 月に結果を報告した。試料は、須恵器に付着する漆質物 2 点である。

調査の結果、須恵器の内面あるいは外面に付着した漆質物は、いずれの試料も赤外分光分析から漆と同定された。なお、この付着物には、漆に特有の縮み皺が確認された。これら須恵器は、貯蔵容器あるいはパレットとして利用されたと考えられる。

表 6 分析試料の詳細

分析No.	試料	器種	遺構	付着物の特徴	その他の特徴	備考
1	内・外面付着物	長頸壺(頸部～胴部)	SD001 (遺物番号45)	黒色～暗褐色～黄褐色、縮み皺		AMS測定
2	内面付着物	長頸壺(胴部)	第 1 次調査 (遺物番号168)	暗褐色～黄褐色、縮み皺	破断面に付着	AMS測定

このほか、発掘調査で出土した須恵器(長頸壺)に付着した漆の年代を検討する目的で加速器質量分析法による放射性炭素年代測定を行い、平成 30(2018)年 7 月に結果を報告した。

測定試料は、長頸壺頸部内面付着漆(試料No.1)、長頸壺(試料No.2)の計 2 点である。

調査の結果、試料No.1 の長頸壺の頸部内面付着漆は 1350 ± 15 年 BP (2σ の暦年代で 649～678cal AD(95.4%確率))、試料No.2 の長頸壺の底部内面付着漆は 1325 ± 15 年 BP (2σ の暦年代で 655～695cal AD(86.3%確率)、701～710cal AD(1.7%確率)、746～764cal AD(7.4%確率))であった。このことから、須恵器(長頸壺)に付着した漆の年代は調査時の 1350 ± 15 年前のものである可能性が高く、7 世紀後半頃に漆を使用していたと考えられる。

表 7 測定試料及び処理

試料番号	試料の詳細	種類	前処理・調整	測定法
1	長頸壺(遺物番号45)	頸部内面付着漆	超音波洗浄, 酸—アルカリ—酸洗浄	AMS
2	長頸壺(遺物番号168)	底部内面付着漆	超音波洗浄, 酸—アルカリ—酸洗浄	AMS

第2節 史跡指定の状況

1 史跡指定に至る経緯

本史跡の発掘調査が行われる契機となったのは、昭和32(1957)年の瓦包含層の発見である。それ以前から、本史跡周辺の町道石井城1号線より東側の耕作地においては、しばしば古瓦が見つかっており、何らかの遺跡があることは予測されていたものの調査は行われていなかった。しかし「城ヶ丘」住宅地造成に伴い、県道より分岐する道路の側溝を作るために掘り下げたところ、瓦包含層が発見された。また、同所北側の崖からも同様の瓦包含層が発見され、遺跡の存在が明らかとなった。これらの瓦は奈良時代のものと推定され、町教委は発掘調査の手続きを取ったが、すぐには発掘調査の実施には至らなかった。その後、広島大学の協力を得て、瓦包含層発見から6年後の昭和38(1963)年に第1次発掘調査が開始することになり、昭和42(1967)年度の第4次調査までに遺跡の中心部を調査したところ、遺跡は地方官衙遺跡であることが明らかになった。

また、宅地造成に伴う昭和52(1977)年度の第5次発掘調査では古代の掘立柱建物を検出し、遺跡が広範囲に広がっていることが確認された。

昭和50年代以降、遺跡周辺の宅地開発が急速に進み、遺跡の範囲の把握と保存のための適切な対策を講じる必要が出てきた。そのため、昭和57(1982)年度から昭和59(1984)年度にかけて、第6次調査から第8次調査が実施され、平成4(1992)年度には遺跡の範囲や性格をさらに絞り込むために第9次調査が実施された。

遺跡保存の環境が土地所有者の代替わりなどで厳しくなる中、平成20年代後半には遺跡中心部の開発計画が持ち上がるなど、遺跡保存がより一層厳しい状況となった。そこで、町教委は、史跡指定と土地の公有化を目指して平成28(2016)年度から第10次・第11次発掘調査を実施し、これまでの調査成果をまとめた『下岡田遺跡発掘調査報告書Ⅰ－第1次～第11次調査の記録－』（以下、「発掘調査報告書」という。）を作成した。発掘調査報告書は令和2(2020)年3月に発行され、本史跡が安芸駅家である可能性が高いという価値付けが明確となった。

その後、町教委は史跡指定の意見具申書を提出し、文化審議会は令和2(2020)年11月20日、史跡に指定するよう文部科学大臣に答申し、令和3(2021)年3月26日の官報告示を経て、史跡に指定された。



写真19 第1次発掘調査風景

表 8 史跡指定の経緯

年	経緯
昭和 32(1957)年以前	町道石井城 1 号線より東側の耕作地でしばしば古瓦が見つかる
昭和 32(1957)年	「城ヶ丘」住宅地造成に伴う道路の建設中に瓦包含層を確認
昭和 38(1963)年	第 1 次発掘調査 瓦葺礎石建物を検出
昭和 39(1964)年	第 2 次発掘調査 瓦葺礎石建物を検出。掘立柱建物を確認
昭和 41(1966)年	第 3 次発掘調査 中世の掘立柱建物を確認
昭和 42(1967)年	第 4 次発掘調査 土器類や瓦が多量に出土
昭和 52(1977)年	第 5 次発掘調査 官衙的性格を有する二面廂の掘立柱建物を確認
昭和 56(1981)年	開発に伴う試掘調査
昭和 57(1982)年	第 6 次発掘調査 古墳時代後期の竪穴建物を検出
昭和 59(1984)年	第 7 次発掘調査 古代の遺物を谷底部分(下岡田遺跡範囲外)で確認
昭和 60(1985)年	第 8 次発掘調査 竪穴建物、土坑、溝状遺構等を検出
昭和 61(1986)年	第 6 次調査の補足調査
平成 5(1993)年	第 9 次発掘調査 土坑、溝状遺構等を確認
平成 25(2013)年	開発に伴う試掘調査
平成 26(2014)年	開発に伴う試掘調査
平成 28(2016)年	第 10 次発掘調査 基壇の下端を確認
平成 29(2017)年	第 11 次発掘調査 古代の瓦敷遺構、柱穴、中世以降の土坑などを検出
平成 30(2018)年	地中レーダー探査 発掘調査区外に遺構の可能性がある反応を確認
令和元(2019)年	開発に伴う試掘調査
令和 2(2020)年	『下岡田遺跡発掘調査報告書Ⅰ－第 1 次～第 11 次調査の記録－』刊行
令和 2(2020)年	文化庁文化審議会文化財分科会にて答申
令和 3(2021)年	史跡指定(3 月 26 日)

2 史跡指定内容とその範囲

本史跡は令和3(2021)年3月26日に指定された。官報告示内容は以下のとおりである。

名称	下岡田官衙遺跡(しもおかだかんがいせき)
告示番号	令和3年文部科学省告示第44号
指定年月日	令和3(2021)年3月26日
指定面積	3599.84 m ²
所在地	広島県安芸郡府中町石井城二丁目
指定基準	2. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡 6. 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
地域	741番1、741番6、743番、776番13、777番、778番1、779番1、779番2 広島県安芸郡府中町石井城二丁目 743番に東接する水路敷と同石井城二丁目 779番2に挟まれ同石井城二丁目 774番1に東接する水路敷と同石井城二丁目 778番1に挟まれるまでの道路敷、同石井城二丁目 743番と同石井城二丁目 779番2に西接する道路敷に挟まれ同石井城二丁目 744番1と同石井城二丁目 778番1に西接する道路敷に挟まれるまでの水路敷を含む。

3 指定説明文

下岡田官衙遺跡は広島湾北東部の山塊から南西に派生する丘陵の先端、標高10～60メートルの南西向きの緩斜面地に立地する。昭和32年、住宅団地取付道路の建設工事中に多量の瓦が出土したことにより存在が知られ、昭和38年度から昭和41年度まで、遺跡中心部の内容確認を目的とした発掘調査が、広島大学の協力のもと町教委によって行われた。

調査の結果、2棟の瓦葺礎石建物^{かわらがきそせき たてもの}や井戸などが検出されるとともに、瓦^{はじき}、土師器^{すねき}、須恵器^{すえき}、木簡^{もっかん}、文書函蓋^{もんじよばこふた}、木製品などが出土した。出土した重圈文軒丸瓦^{じゆうけんもんのかまるがわら}が史跡安芸国分寺跡(東広島市)等で出土する安芸国の国府系瓦であること、推定山陽道駅路^{さんようどうえきろ}に接し古代の海岸線にも近い陸海交通の要衝の地に当たること、「早馬立」^{はやうまだち}「府中」^{ふちゅう}「石丁」^{いしちよう}などの駅家や国府に関連する地名があることなどから、安芸駅家の可能性が指摘された。

この発掘調査の後、本遺跡の中心部は地権者の理解により保存されてきたが、周囲の都市化の進行とともに開発が及びつつあることから、遺跡の範囲や内容を再検討するための発掘調査と過去の発掘調査の出土品の再整理が、平成28年度から令和元年度まで町教委によって行われた。そして、これらの調査の結果、本遺跡は大きく3段階の変遷が認められることなどが明らかになった。

本史跡は、7世紀後半に成立する。この時期の遺構は確認されていないが、出土遺物には漆が付着した多数の須恵器や漆が大量に付着した木製品が確認されていることから、漆製品の製作に係る施設が存在した可能性がある。

8世紀中頃になると、段丘面上にあった浅い谷を埋めるように石敷状の地業^{もりど}や盛土による大規模な土地造成を行い、総瓦葺の礎石建物が建てられる。西側の瓦葺礎石建物は東西に長く、桁行3間以上、梁行2間の側柱建物で、柱間距離は桁行、梁行ともに約3メートル(10

尺)である。東側の瓦葺礎石建物は南北に長く、桁行7間(80尺)、梁行3間(25尺)の四面廂^{しめんびさし}建物と考えられる。これら2棟の瓦葺礎石建物は北辺を揃え、建物間の距離が約30.5メートル(約100尺)で、計画的に配置されたことがうかがわれる。このほか、同時期の遺構には「高田郡口絶廿二口」「久良下六俵入」と記された木簡や文書函蓋が出土した井戸、これらの施設を囲む可能性がある溝がある。なお、これらは、出土遺物から9世紀前半には廃絶したと考えられる。

この施設は、安芸駅家の可能性が指摘されてきたが、この調査でも出土遺物に仏具等が含まれないことや建物配置から寺院とは考え難く、官衙であると考えられることが改めて確認された。また、本遺跡が立地する段丘面では国庁や国司館^{こくしかん}を造営できるほどの面積が不足していること、円面硯^{えんめんけん}三点を確認した以外、転用硯^{てんようけん}や墨書・線刻・ヘラ書き等、実務官衙に関わる遺物に乏しいこと、西日本の郡家^{ぐうけ}では瓦葺礎石建物が極めて少ない一方、小犬丸遺跡(播磨国布勢^{ふせのうまや}駅家)、史跡山陽道野磨^{やまのうまや}駅家跡に象徴されるように山陽道の駅家では、8世紀中葉以降、主要建物が瓦葺礎石建物に統一されることから、本遺跡も安芸駅家である可能性が高い。一方で安芸駅家は『延喜式』にその名がみえるのに対し、本遺跡は9世紀前半に廃絶していることから、安芸駅家とする場合は大同元年(806)の勅に前後して、他所に移転した可能性が考えられる。

このように、下岡田官衙遺跡は山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡である。また、昭和30年代から駅家の可能性が高い遺跡として本格的な発掘調査が実施されるなど、山陽道の交通史研究における学史的な意義も大きく、発掘調査成果から2段階の遺跡の変遷が明らかになるなど、山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(出典：第一法規(2021)文化庁監修『月刊文化財2021年2月号』p16、17)

※漢数字はアラビア数字に修正

4 管理団体の指定

文化財保護法第113条第1項の規定により、府中町は令和3(2021)年6月21日付文化庁告示第50号をもって管理団体に指定された。

5 史跡指定地の状況

(1) 史跡指定地の土地所有

史跡指定地内は水路と公衆用道路を除き民有地であり、現状では公有化されていない。

表9 土地所有状況一覧

所有区分	地番	面積(㎡)	地目
民有地	石井城二丁目741番1	242.57	宅地
	石井城二丁目741番6	248.99	宅地
	石井城二丁目743番	479.00	田
	石井城二丁目778番1	286.00	田
	石井城二丁目779番1	1312.00	田
	石井城二丁目779番2	165.28	宅地
	石井城二丁目776番13	20.00	田
	石井城二丁目777番	714.00	田
公有地	石井城二丁目778番1と同字744番1に挟まれ同字779番2と同字743番に挟まれるまでの道路敷	88.00	公衆用道路
	石井城二丁目778番1と同字744番1に挟まれ同字779番2と同字743番に挟まれるまでの水路敷	44.00	水路

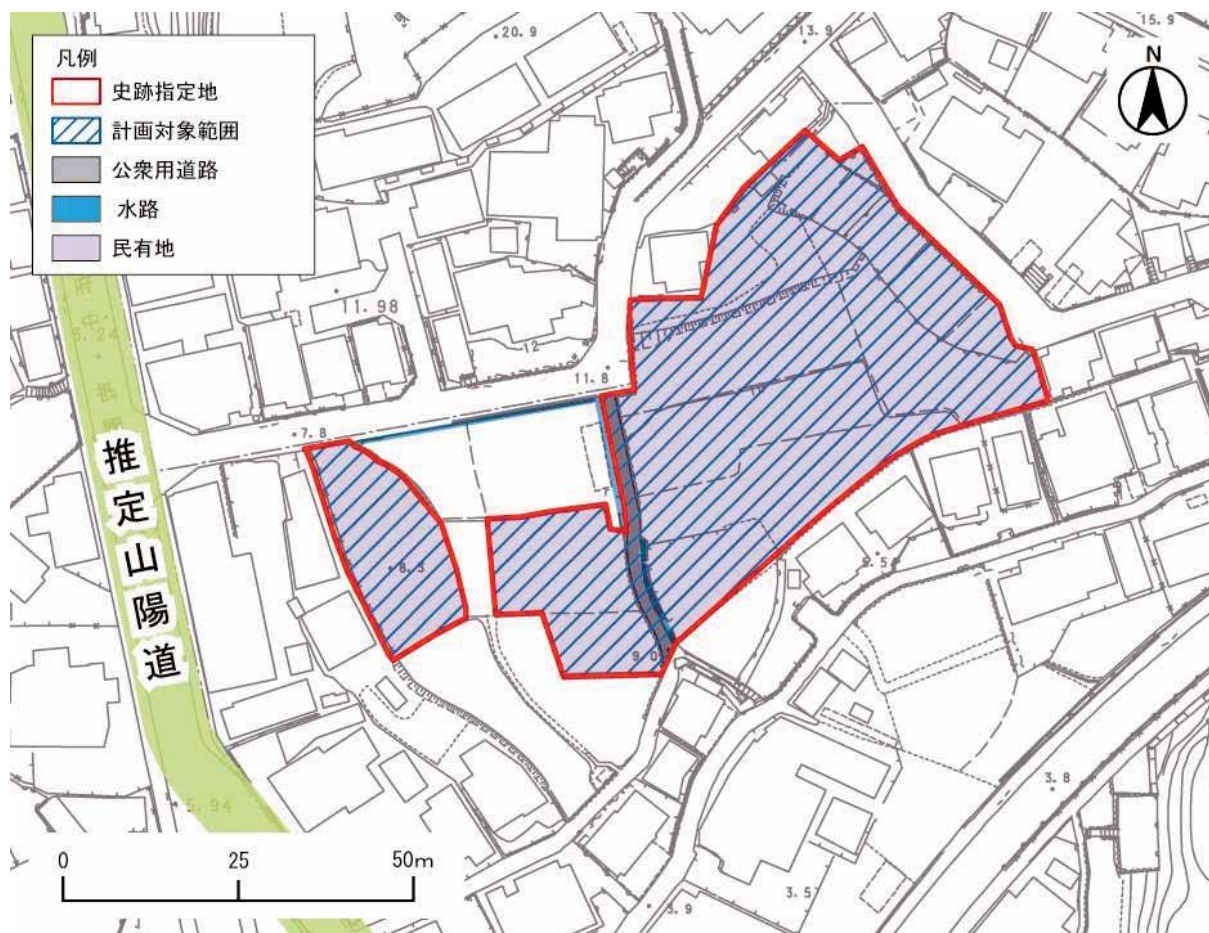


図24 史跡指定地所有区分

(2) 史跡指定地の土地利用

史跡指定地の土地利用については主に畑及び駐車場であり、史跡指定地内を南北に道路が走っている。また、史跡指定地の周辺は主に住宅地であり、一部水田や樹木畑、公園がある。



図 25 史跡指定地周辺の土地利用図
平成 21 (2009) 年撮影の地理院地図航空写真より判別して作成

第3節 史跡指定後の発掘調査

令和3(2021)年の史跡指定以降、同年11月に発掘調査が行われた。地権者の駐車場建設に伴い、史跡指定地外ではあるが周知の埋蔵文化財包蔵地(下岡田遺跡)内であるため、地権者の同意を得た上で、町教委が発掘調査を実施した。史跡指定地西側に幅1.5m×深さ最大2mのトレンチを1か所設定した。調査の概要は表10と図26のとおりである。

表10 発掘調査の概要

調査回数	調査期間	調査面積	主な遺構	主な遺物
12	2021年 11月1日～11月2日	150㎡	SS1(石敷遺構)、 SS2(集石遺構)	重廊文軒平瓦、丸瓦、平瓦、 隅切瓦など

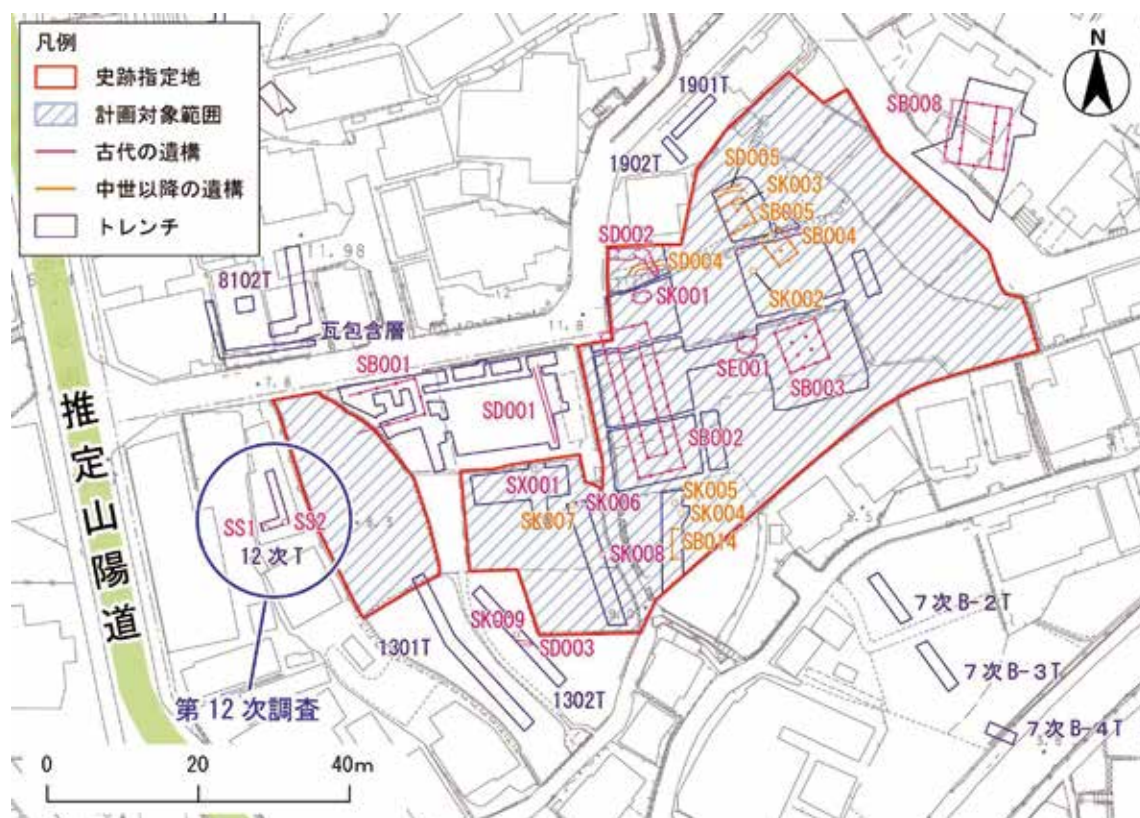


図26 第12次調査遺構配置図

上記の調査の結果、石敷遺構(SS1)、集石遺構(SS2)各1基を検出した。また奈良時代の古瓦を中心に、軒平瓦・平瓦・隅切瓦や須恵器細片等が出土した。出土遺構は通路あるいは排水用の溝の可能性もあるが、確認範囲が狭小のため性格は明確にしがたく、今後の調査による資料の増加を待って再度検討したい。

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

史跡等の本質的価値とは「史跡等の指定に値する枢要の価値」（文化庁『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』p27）を指し、その全容は指定説明文において明示されている。また、「本質的価値の評価の視点には、時間の経過とともに進化する部分が含まれている」とあり、「調査研究の進展により、史実の新発見又は化学的理論の発展などがあり、新たに本質的価値の評価の対象に加える必要が生じ」る可能性も示されている。よって本史跡もまた、指定説明文から読み取れる情報に、調査から得られた情報を反映させ、本史跡の本質的価値として定める必要がある。以上のことを踏まえ、本史跡の本質的価値とその理由を次のように整理する。

1. 山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡であること

本史跡は、広島湾の古代海岸線と推定される付近の山陽道駅路に沿った交通の要衝に位置している。本史跡からは、難波宮跡や平城宮跡をはじめとした宮跡や安芸国分寺跡、備後国分寺跡で用いられる重圈文系軒瓦が出土していることから国家に関連した施設であることが明らかとなった。また、本史跡周辺には「早馬立」「府中」「石丁」などの地名が残されているほか、出土遺物についても識字層の存在が推定される円面硯以外に実務官衙に関わる遺物に乏しいという特徴がある。山陽道の駅家においては史跡山陽道野磨駅家跡に象徴されるように8世紀中葉以降、主要建物が瓦葺礎石建物に統一されるなどの共通性があることから本遺跡は安芸駅家である可能性が高いといえる。

2. 遺跡の変遷が明らかになるなど、山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡であること

本史跡は7世紀後半に成立し、漆の付着した須恵器の出土などから漆製品の製作に係る施設の存在が考えられる。8世紀前半になると遺物の出土量が増加し、円面硯、暗文土師器、端部を丸く巻き込む土師器や面取りした脚柱部をもつ高杯など、遺跡の性格を考える上で注目される遺物が出土している。その後大規模な地形改変を経て、8世紀中頃には互いの北辺が同一線上のL字状に計画的に配置された2棟の瓦葺礎石建物が造営され、本史跡の最盛期を迎えるが、9世紀に入ると出土遺物は激減するとともに遺跡内での活動も低調となり官衙の様相は薄れていく。また、安芸国分寺跡（平城宮式瓦）の軒瓦が補修に使われ、軒瓦の種類が少ないことから存続期間は比較的短期間であったと推定される。このように遺跡の成立から廃絶までの変遷をたどることができ、山陽道沿線における官衙の展開を知る上で重要である。

3. 山陽道の交通史研究における学史的な意義も大きいこと

本史跡は、古瓦の出土によりその存在が知られて以降、昭和30年代から駅家の可能性が高い遺跡として本格的な調査が進められてきた。周辺に残る地名や推定山陽道に接する地であることから安芸駅家であることが指摘されるなど、山陽道の交通史研究における意義が大きく山陽道の駅家をはじめとした古代律令国家の交通制度及び地方官衙にかかわる諸研究において重要な存在である。

第2節 構成要素の特定

前節の本質的価値を踏まえ、計画対象範囲内及び史跡指定地内に分布する諸要素を図27「計画対象範囲の要素区分」のとおり分類した。図27は、本史跡の本質的価値を将来へ確実に継承していくため、取扱いの手法や順序を定める基礎となる分類である。

本史跡に関わる構成要素には、史跡指定地内の構成要素と史跡指定地外の構成要素がある。史跡指定地内の構成要素は、【A】「本質的価値を表す諸要素」、【B】「本質的価値を表す諸要素以外の諸要素」の二つに大きく分けられる。また、【B】については、【B-1】「副次的価値を表す諸要素」、【B-2】「その他の諸要素」に細別される。また、史跡指定地外の構成要素には、【C】「史跡の理解に有効な諸要素」がある。

【A】「本質的価値を表す諸要素」は、本章の第1節で整理したとおり、指定説明文や各種調査研究によって定められた本質的価値を表す遺構や遺物等から構成され、今後も確実な保存と継承を図るべき要素である。

【B-1】「副次的価値を表す諸要素」は、本史跡が官衙として存続していた時代のものとは異なるが、本史跡の歴史的変遷を理解する上で重要な遺構や遺物から構成されている。官衙廃絶後の遺構や埋蔵している遺物がこれに該当する。

【B-2】「その他の諸要素」は本史跡の保護の観点から、今後の取扱いを十分に検討すべき要素から構成されている。この中には本史跡の確実な保存を前提にしつつも、所管課との連携・調整の上で取扱うべき要素である道路や水路及び水道施設などの公共物、個人の権益との兼ね合いから調整・合意の上で取扱うべき畑や駐車場などの私有財産も含まれる。

【C】「史跡の理解に有効な諸要素」は、史跡指定地外ではあるものの、本史跡の本質的価値の理解のために有効な施設などから構成されている。ガイダンス施設である資料館や史跡の説明板などがこれに該当する。

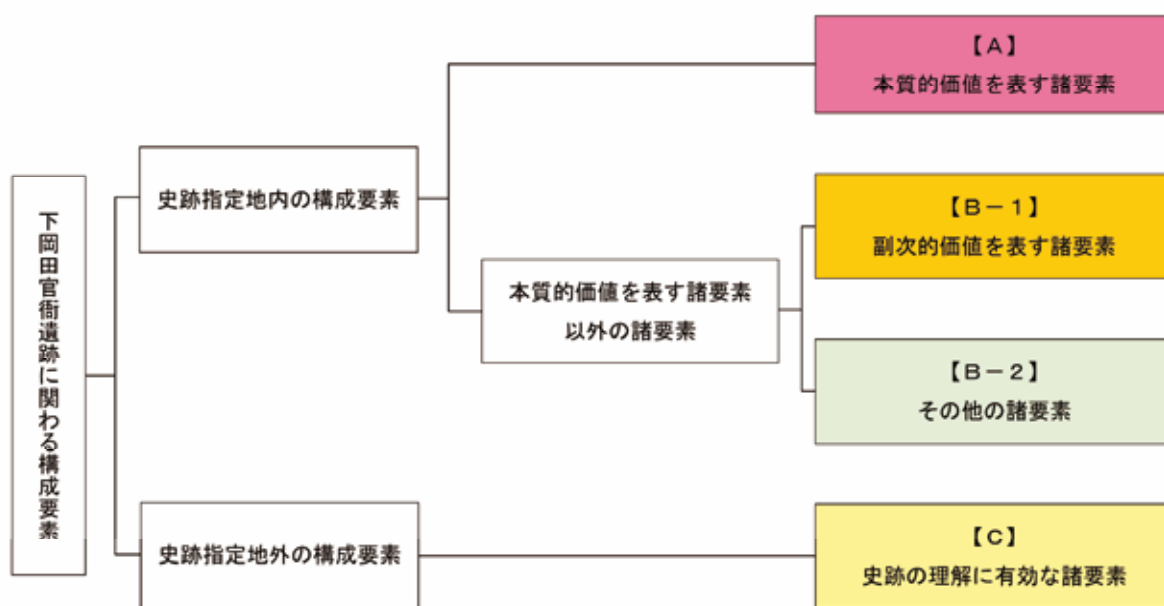


図27 計画対象範囲の要素区分

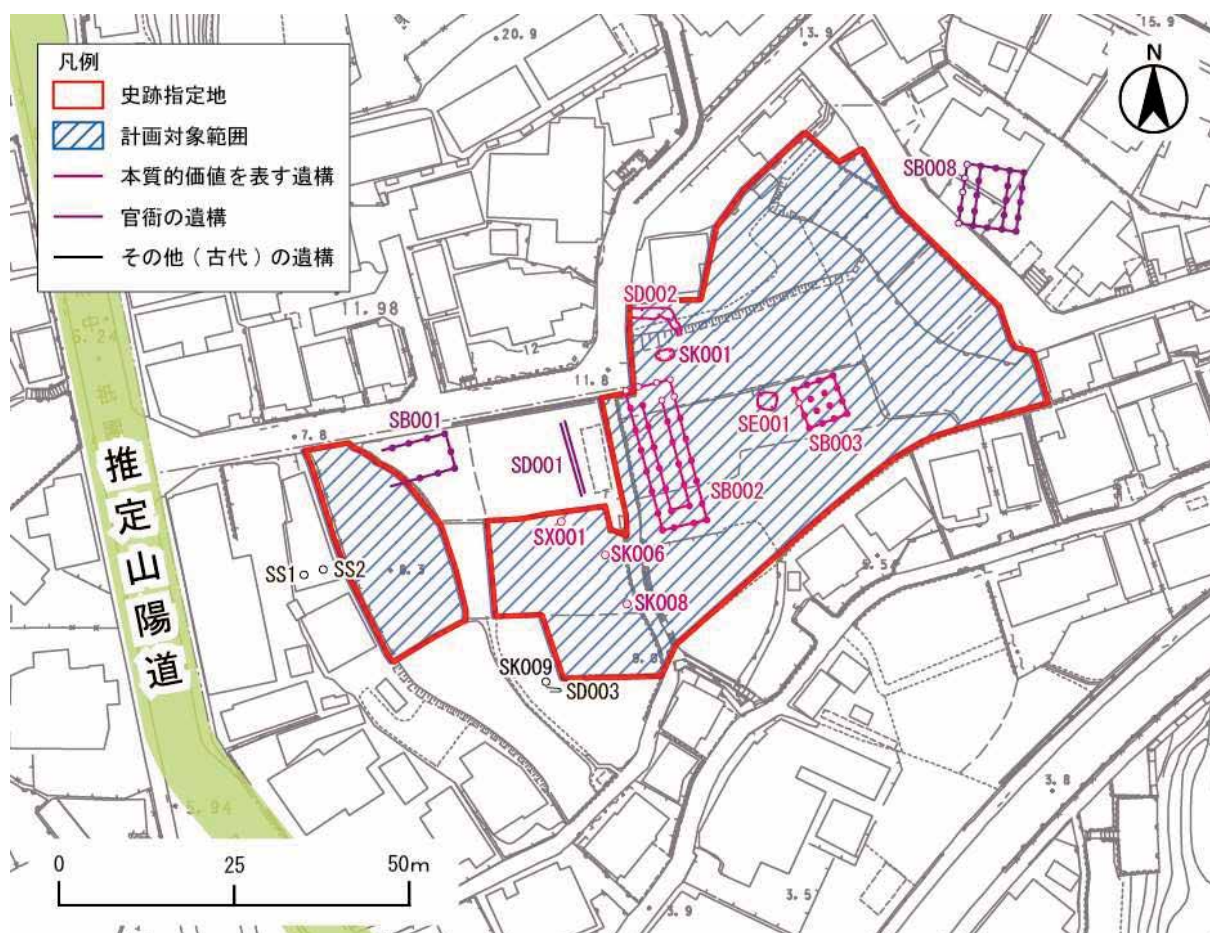


図 28 【A】本質的価値を表す諸要素の分布図
※遺物は動産であるためプロットしていない

要素区分	No.	要素	
【A】 本質的価値を 表す諸要素	①	瓦葺礎石建物 (SB002)	遺構
	②	掘立柱建物 (SB003)	
	③	井戸 (SE001)	
	④	溝状遺構 (SD002)	
	⑤	土坑 (SK001)	
	⑥	土坑 (SK006)	
	⑦	土坑 (SK008)	
	⑧	性格不明の遺構 (SX001)	
	⑨	未検出地下遺構	
	⑩	瓦（重圈文軒丸瓦、平城宮式瓦など）	遺物
	⑪	須恵器（漆が付着した長頸壺、円面硯など）	
	⑫	土師器（暗文土師器など）	
	⑬	黒色土器	
	⑭	緑釉陶器	
	⑮	灰釉陶器	
	⑯	木簡	
	⑰	文書函蓋	
	⑱	木製品（斎串、下駄、曲物など）	

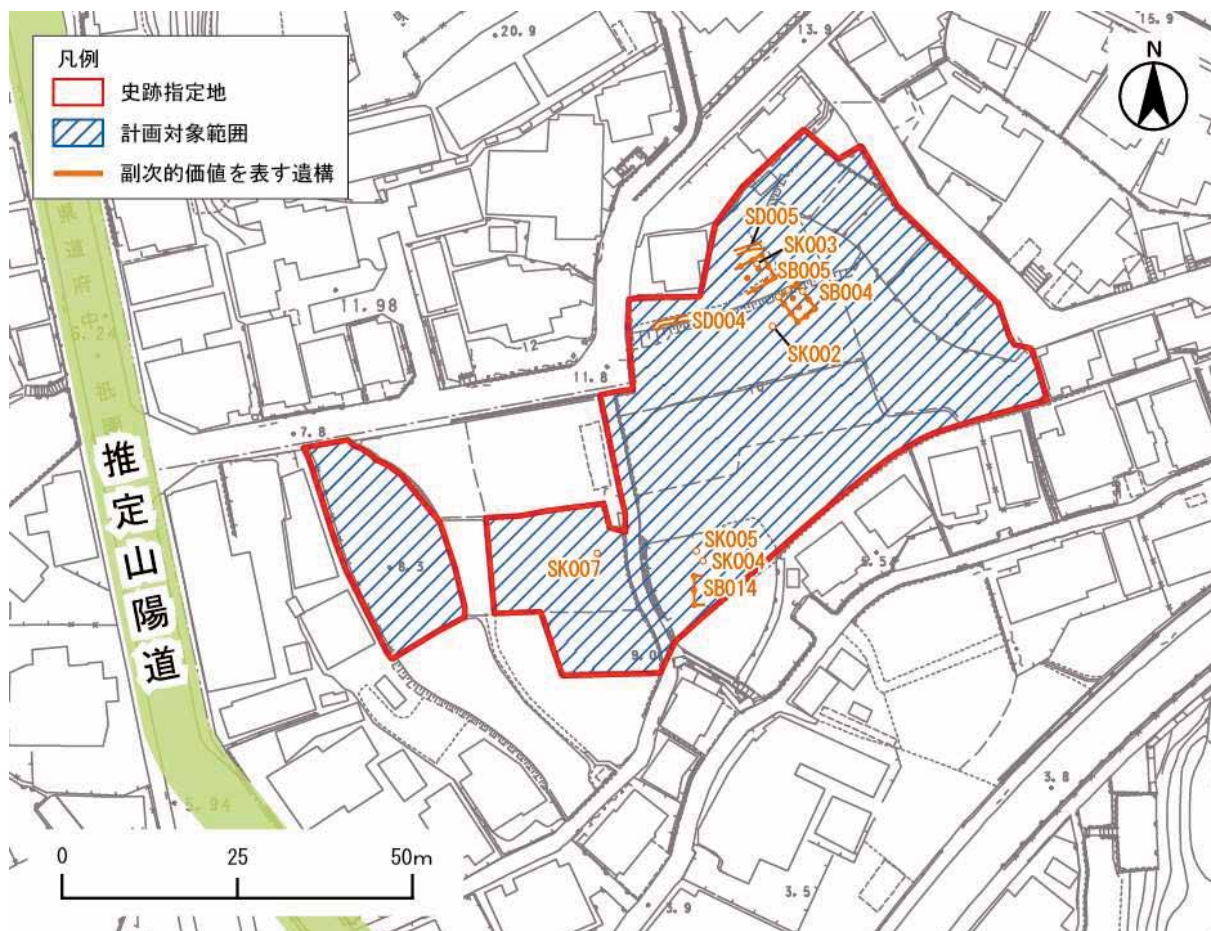
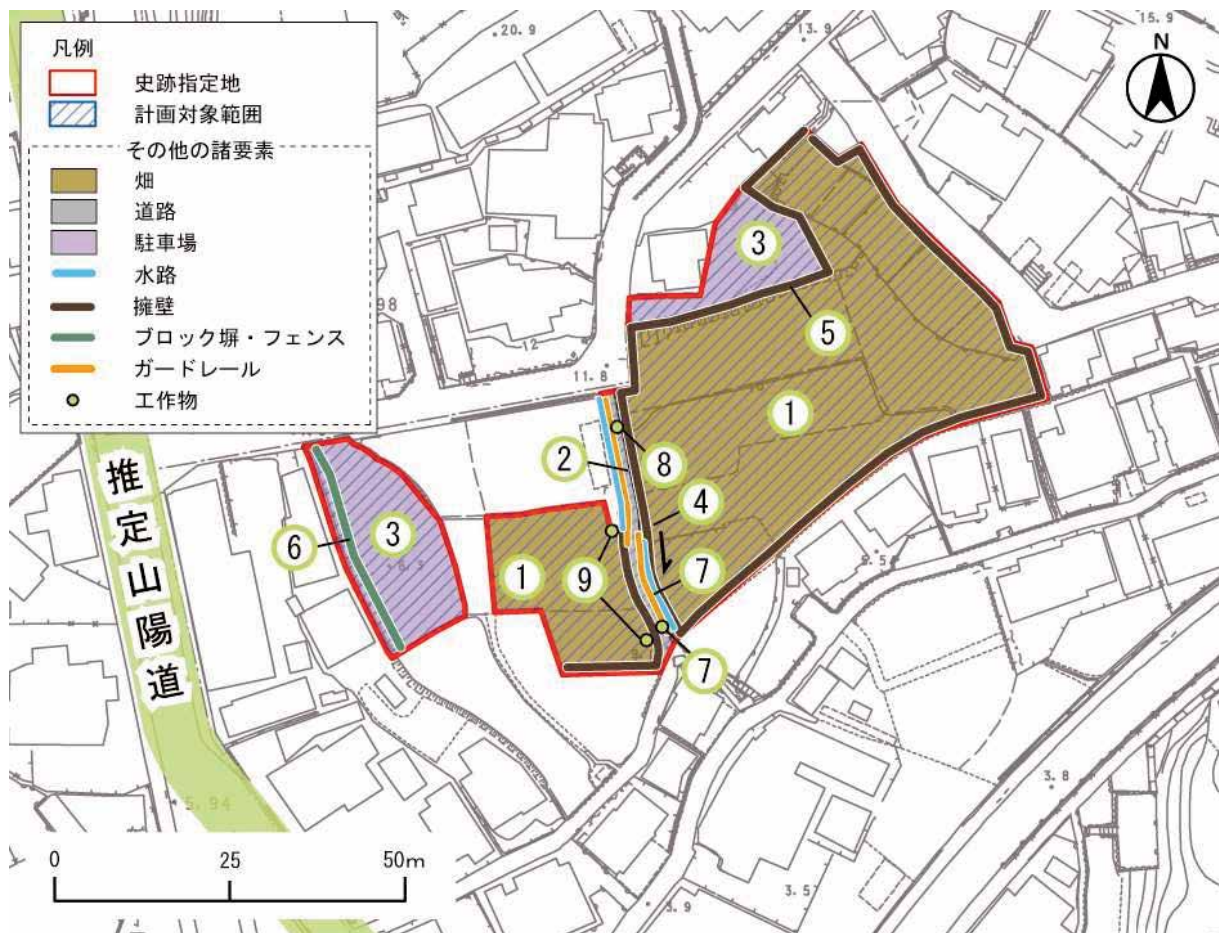


図 29 【B－1】副次的価値を表す諸要素の分布図
※遺物は動産であるためプロットしていない

要素区分	No.	要素	
【B－1】 副次的価値を 表す諸要素	①	掘立柱建物 (SB004)	遺構
	②	掘立柱建物 (SB005)	
	③	掘立柱建物 (SB014)	
	④	溝状遺構 (SD004)	
	⑤	溝状遺構 (SD005)	
	⑥	土坑 (SK002)	
	⑦	土坑 (SK003)	
	⑧	土坑 (SK004)	
	⑨	土坑 (SK005)	
	⑩	土坑 (SK007)	
	⑪	未検出地下遺構	
	⑫	ナイフ形石器	遺物
	⑬	弥生土器	
	⑭	土師質土器	
	⑮	瓦器	
	⑯	国産陶器	
	⑰	輸入陶磁器	
	⑱	銭貨	



要素区分	No.	要素
【B-2】 その他の諸要素	①	畑
	②	道路
	③	駐車場
	④	水路
	⑤	擁壁
	⑥	ブロック塀・フェンス
	⑦	ガードレール
	⑧	水道施設
	⑨	電柱

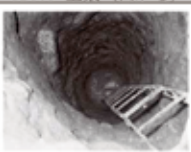


図 31 【C】史跡の理解に有効な諸要素の分布図

要素区分	No.	要素
【C】 史跡の理解に 有効な諸要素	①	説明板
	②	府中町歴史民俗資料館

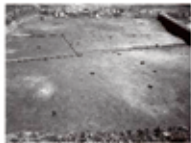
※一部の出土遺物は広島大学で収蔵している

【A】「本質的価値を表す諸要素」

要素区分	要素	概要	写真
【A】 本質的価値 を表す 諸要素	①瓦葺礎石建物(SB002)	桁行7間×梁行3間の瓦葺礎石建物である。史跡指定地外の瓦葺礎石建物(SB001)と北辺を揃え、L字状の計画的な配置となっている。	 SB002 全景(北から)
	②掘立柱建物(SB003)	3間×3間の総柱建物で、北辺6.7m、南辺・東辺・西辺6.8mである。柱穴の規模は径22～30cm、深さ20～36cmである。	 SB003 全景(西から)
	③井戸(SE001)	深さ0.6mまでは石組みであるが、以下は素掘りで深さ5.9mの底面までほぼ垂直に掘り下げられている。瓦や土師器、須恵器のほか文書函の蓋、斎串、木簡等の木製品が出土した。	 SE001 完掘状況(西から)
	④溝状遺構(SD002)	東西に長いL字状の溝状遺構で、SB002から北約15mに位置する。東西の長さ6m以上で、東端で南に向かって屈折し、4.3m程度南下する。最大幅2m、最大深度32cmである。多量の土師器、須恵器、瓦が出土した。	 SD002 出土状況(西から)
	⑤土坑(SK001)	長さ3.0m、幅1.7m、深さ30cmの土坑である。周囲の地面は焼けて赤くなり、埋土には木炭片や10～50cm大の礫を多量に含む。	 SK001(西から)
	⑥土坑(SK006)	平面長方形で、径1.1～1.3m、深さ20cmの土坑である。瓦片、小礫、鉄釘が出土した。	 SK006(東から)
	⑦土坑(SK008)	平面形は不整形で、規模は長さ2.0m、幅1.4m、深さ70cmの土坑である。軒平瓦を含む瓦片が多く出土した。	 SK008(北から)
	⑧性格不明の遺構(SX001)	地面に瓦が敷き詰められた遺構で、瓦が敷かれた範囲は1.05m×0.7mで、中央に径32cm、深さ35cmの柱穴がある。	 SX001(西から)
	⑨未検出地下遺構	未調査部分において今後確認される可能性がある地下遺構。	—

要素区分	要素	概要	写真
【A】 本質的価値 を表す 諸要素	⑩瓦(重圏文軒丸瓦、 平城宮式瓦など)	出土した軒瓦の多くは、重圏文軒丸瓦と重廓文軒平瓦である。このほか、丸瓦、平瓦、熨斗瓦などが出土している。	 重圏文軒丸瓦
	⑪須恵器(漆が付着した長頸壺、円面硯など)	古代の土器として出土量が多い。杯、蓋、高坏、皿などの供膳具や、長頸壺や甕などの貯蔵具がある。漆が付着したものや、円面硯も出土している。	 須恵器(長頸壺)
	⑫土師器(暗文土師器など)	小片となった資料がほとんどである。煮炊具の甕を中心に、杯、高坏、皿などの供膳具が出土している。製塩土器や、古代の官衙・寺院・生産遺跡で見られる暗文土師器も出土している。	 土師器(甕)
	⑬黒色土器	下岡田遺跡周辺部から9世紀後半、及び10世紀後半の黒色土器が出土している。	 黒色土器
	⑭緑釉陶器	9世紀の京都産や10世紀の近江産の緑釉陶器などが出土している。	 緑釉陶器
	⑮灰釉陶器	下岡田遺跡周辺部から9世紀の灰釉陶器が出土している。灰釉陶器の三足盤は芸備地域では希少な出土例である。	 灰釉陶器
	⑯木簡	4点出土している。解説できるのは「高田郡口繩廿二口」「久良下六俵入」の2点である。	 木簡
	⑰文書函蓋	長さ31.7cm、幅(最大)6.5cm、厚さ(最大)1.8cmの文書函蓋である。残存状況が悪く、本来の形状や規模は不明確である。	 文書函蓋
	⑱木製品(斎串、 下駄、曲物など)	2点の斎串、前緒孔が右に偏った左足用の下駄、桜の皮を使用して綴じた曲物などが出土している。	 下駄

【B-1】「副次的価値を表す諸要素」

要素区分	要素	概要	写真
【B-1】 副次的価値 を表す 諸要素	①掘立柱建物(SB004)	桁行3間×梁行2間の総柱建物跡と考えられる中世の遺構である。	 SB004 南側(西から)
	②掘立柱建物(SB005)	中世の掘立柱建物である。東西方向の柱間は1間で、柱間距離は4.0m、南北方向の柱間は2間で、柱間距離は2.2mの等間隔となっている。	 第3次調査区(北から)
	③掘立柱建物(SB014)	第10次調査1トレンチで検出された掘立柱建物である。時期は瓦葺礎石建物以降であるが、それ以上時期を特定することはできない。	 SB014(北から)
	④溝状遺構(SD004)	東西に延びる溝状遺構であり、西に向かって2条に分岐する。幅は北側最大68cm、南側最大30cmで、出土瓦から中世の遺構だと考えられる。	 SD004(遺構配置図より)
	⑤溝状遺構(SD005)	東西方向に延び、東端で南へ方向を変える溝状遺構である。最大幅約1m、長さ6m以上、深さ13cmの規模で、SB005の排水路の可能性はある。	 SD005(東から)
	⑥土坑(SK002)	SK002は70cm×115cmの平面不整形の土坑で、深さは6cmである。底面の北縁で土師質土器・内耳鍋が出土した。東約2.5mにSB004が位置する。	 SK002(実測図)
	⑦土坑(SK003)	SK003は、深さ約8cm、20cm×25cmの平面楕円形の土坑である。土坑の南東2/3に5～9cm大の石が埋められており、土坑の北西1/3に古銭がまとまって出土した。出土古銭に永楽通宝(初鋳年代1408年)が含まれることから、15世紀以降の遺構である。	 SK003(南東から)
	⑧土坑(SK004)	長さ60cm、幅35cmの平面隅丸方形の土坑で、深さは10cm程度である。近接するSK005とともに牛骨が出土しており、SK004からは上層から中層にかけて中手骨・中足骨が4本並べた状態で出土した。なお、牛骨の時期は近世である。	 SK004、SK005(北から)
	⑨土坑(SK005)	60cm×70cmの平面楕円形で、深さは10～12cmである。近接するSK004とともに牛骨が出土しており、SK005からは上層から下層で、頭蓋骨が潰れた状態で出土した。なお、牛骨の時期は近世である。	 SK004、SK005(北から)
	⑩土坑(SK007)	SK007は第10次調査2トレンチで検出された落ち込みで、この落ち込み内には1m程の石があり、石には割られた痕跡が確認された。なお、遺構の時期は不明である。	 SK006、SK007(東から)

要素区分	要素	概要	写真
【B-1】 副次的価値 を表す 諸要素	⑪未検出地下遺構	未調査部分において今後確認される可能性がある地下遺構。	—
	⑫ナイフ形石器	第6次調査の補足調査の際に排土から見つかったナイフ形石器である。安山岩の縦長状剥片を二側縁加工したものと考えられる。規模は最大長5.00cm、最大幅1.60cm、最大厚0.85cmで、重量は6.2gである。	 ナイフ形石器
	⑬弥生土器	下岡田遺跡の発見される以前の昭和25(1950)年5月6日に下岡田で採取された寄贈資料の弥生土器で、高台付きの甕もしくは壺の底部である。	 弥生土器
	⑭土師質土器	中世の土師質土器の底部や、柱状高台、皿、鍋のほか、16世紀後半頃の内耳鍋などが出土している。	 土師質土器
	⑮瓦器	12世紀末から13世紀初頭頃の瓦器碗が出土している。	 瓦器碗
	⑯国産陶器	11～14世紀頃の瓦器碗(和泉型)や備前焼の杯かと思われる陶器や、15世紀後半～17世紀前半頃の備前焼の播鉢や肥前系の陶器が出土している。	 備前焼の播鉢
	⑰輸入陶磁器	11～14世紀頃の中国産の白磁や青磁(龍泉窯産)や、15世紀後半～17世紀前半頃の朝鮮陶磁が出土している。	 青磁碗底部
	⑱銭貨	SK003(史跡指定地外)からまとまって出土した。概報では総計60枚と報告されているが、確認できる枚数は58枚である。銭貨7枚が密着し、孔に縄が残存する差し銭状態のものを含んでいる。	 SK003 古銭出土状況

【B-2】「その他の諸要素」

要素区分	要素	概要	写真
【B-2】 その他の諸 要素	①畑	JA広島市農園の畑であり、現在も耕作されている。	
	②道路	畑の間を通る府中町の公衆用道路であり、周辺住民が日常的に利用している。	
	③駐車場	賃貸住宅駐車場及び周辺商店の専用駐車場と、民間の月極有料駐車場がある。	
	④水路	史跡指定地内の畑に沿って水路がある。	
	⑤擁壁	高低差による斜面崩壊を防ぐために構築されている。	
	⑥ブロック塀・フェンス	駐車場の境界に設置されている。	
	⑦ガードレール	転落防止のため水路と道路の間に設置されている。	
	⑧水道施設	マンホール、消火栓、上下水道などの各種水道設備が設置されている。	
	⑨電柱	周辺の民家に送電するために設置されている。	

【C】「史跡の理解に有効な諸要素」

要素区分	要素	概要	写真
【C】 史跡の理解 に有効な 諸要素	①説明板	本史跡の概要を紹介する看板であり、府中町教育委員会が設置した。史跡指定を受け、令和3(2021)年3月に内容を変更した。	
	②府中町歴史民俗資料館	府中町の歴史や自然、民俗について展示されており、令和4(2022)年にリニューアルオープンした。本史跡に関する展示として、出土遺物、解説動画や主要建物の想定復元CGなどがあり、タブレット端末を活用するなど多角的に紹介している。 下岡田遺跡（本史跡含む）から出土した遺物等を収蔵・展示している。	

第5章 現状と課題

本史跡は、山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡であり、山陽道の交通史研究における学史的な意義も大きく、2段階の遺跡の変遷が明らかになるなど、山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡である。この史跡を確実に保存継承するためには、遺構・遺物を適切に保存管理するとともに、史跡の価値や魅力を伝えるための活用・整備を進めていく必要がある。そのため、以下のとおり本史跡の保存管理、活用、整備、運営・体制の現状と課題を整理した。

第1節 保存管理の現状と課題

本史跡は団地造成による開発の危機から免れ、土地所有者の理解と協力によって保存されてきた。しかしながら、本史跡は現状民有地であり畑の耕作が継続されているなど、本史跡の本質的価値を適切に保存し伝えていくために克服すべき課題も残っている。

保存管理の現状と課題について以下の表に示す。

要素		現状	課題
現地	史跡指定地【A】	・ 史跡指定地は町道や水路を除き民有地である。	・ 史跡指定地内の民有地は、地権者と協議の上、史跡の確実な保存を図るため公有化する必要がある。
		・ 史跡指定地は発掘調査の後、遺構を埋め戻し、現状保存を図っている。	・ 史跡指定地内では耕作が継続されているほか、駐車場としても使用されており、適切な保存が図れていない。
		・ 史跡指定地は飛び地となっている。	・ 史跡指定地外においても重要遺構が検出されているが、未指定となっていることから本史跡の一体的な遺構の保存がなされていない。
		・ 本史跡の指定に向けた発掘調査を継続的に行い、令和2(2020)年には、『下岡田遺跡発掘調査報告書Ⅰ－第1次～第11次調査の記録－』を刊行した。	・ 本史跡の本質的価値解明のため、今後も地権者等の協力を得て、継続的な発掘調査を行い、本史跡に関連する遺構が発見された場合には史跡の追加指定をする必要がある。また、文献調査等も行い、本史跡の本質的価値や遺構の性格などの更なる解明が必要である。
	説明板【C】	・ 史跡指定地付近には本史跡の概要を示す説明板を設置しその周知を図っている。	・ 「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づく標識や境界標の設置が行われておらず、史跡の保存及び周知が不十分である。

第2節 活用の現状と課題

史跡指定地内は民有地であるため現地における活用が難しいものの、令和4(2022)年にはガイダンス施設である資料館のリニューアルや、講演会の開催など、本史跡の活用を図る素地が整ってきた。資料館の入館者数は表11のとおりで、リニューアル以降入館者が増加している。

表11 府中町歴史民俗資料館入館者数

年度	入館者数	開館日数
平成28(2016)年度	7,356人	308日
平成29(2017)年度	6,926人	308日
平成30(2018)年度	5,436人	265日
令和元(2019)年度	4,055人	283日
令和2(2020)年度	2,205人	234日
令和3(2021)年度	765人	87日
令和4(2022)年度	27,155人	308日



リニューアル前

リニューアル後

※令和4年7月現在。

※平成30年7月(西日本)豪雨のため、7月11日～8月31日は休館。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、次の期間休館した。

①令和2年度 令和2年4月1日～5月24日、令和3年1月15日～2月7日

②令和3年度 令和3年5月13日～6月20日、令和3年8月20日～9月30日

※移転準備のため、10月1日～3月31日は休館。

※令和3年度以前の入館者数についてはロビー展利用者も含む。

※令和4年度以降の入館者数については、本史跡に関する展示のある3階の入館者数で算出。

活用の現状と課題について以下の表に示す。

要素		現状	課題
現地	史跡指定地【A】	・史跡指定地では農業用地や駐車場として利用されている。	・史跡指定地において本質的価値を理解できるよう、積極的な活用の取組を実施する必要がある。
	資料館【C】	・資料館が令和4(2022)年にリニューアルし、本史跡のガイダンス施設として活用ができるようになった。 ・資料館の入館者数はリニューアル以降増加している。	・ガイダンス施設として展示の充実化を図り、本史跡の理解に資する施設として活用を推進していく必要がある。 ・町内外からより多くの人に来館してもらい、本史跡について学んでもらえるような展示と情報提供を行う必要がある。また、本史跡と資料館の相互補完によって本質的価値の理解を促進させる必要がある。

要素	現状	課題
情報発信	本史跡が史跡指定されたことに伴い、ホームページ等で随時情報を発信している。	情報発信を継続して行うとともに情報発信の機会や媒体を増やすなど周知の徹底を図る必要がある。
	史跡指定を記念した講演会を行うなどの取組を実施し、本史跡の周知や活用を図っている。令和4(2022)年8月に行われた講演会(シンポジウム)では122名の参加があった。	今後も継続した取組を推進するとともに地域住民の本史跡への興味関心を醸成する取組を実施していく必要がある。
学校教育 社会教育	社会教育課が主体となって本史跡に関する教育普及活動を行っている。	資料館と本史跡、学校教育と社会教育が連携し、学習の場としての活用を進めていく必要がある。
	小中学生を対象とした「ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト」の事業において本史跡に関する講座や現地調査、イベント等を行っている。	「ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト」の参加者を増やすとともに本史跡との連携を進め、取組内容も充実化に努めていく必要がある。
地域活性 観光	本史跡は町内唯一の史跡であり町を代表する文化財である。また、本史跡周辺にも多くの文化財が分布している。	本史跡は町内唯一の史跡であることから、町の観光資源としての活用も視野に入れ地域活性化を促進する取組を検討する必要がある。
	本史跡は典型的な駅家の可能性が高い遺構として重要であるとともに山陽道研究における学史的価値も高いが、そのような本質的価値の積極的な情報発信等は行われていない。	他市町村に所在する本史跡と類似した山陽道や駅家及び官衙遺跡等との連携することで周知を図り、観光活性に結び付けていく必要がある。

第3節 整備の現状と課題

整備については、「保存のための整備」と「活用のための整備」の二つに分けられる。「保存のための整備」とは本史跡の本質的価値の保存に必要な整備であり、活用のための整備とは、本史跡の公開活用のために必要な整備である。

整備の現状と課題について以下の表に示す。

区分	要素	現状	課題
保存のための整備	現地	・ 現地には説明板を設置し、本史跡の周知を図っている。	・ 本史跡の概要を示した説明板を設置しているものの、検出した各遺構の周知、解説等が不十分である。
		・ 現地は駐車場の経営や畑の耕作がされている。	・ 地下に埋蔵されている遺構がき損しないよう適切な保護が必要である。
活用のための整備	史跡整備	・ 現地は駐車場の経営や畑の耕作がされており、史跡等に関わる遺構表示等の整備が行われていない。	・ 本史跡の本質的価値を現地で伝えるための遺構表示等の整備を行う必要がある。
	情報発信	・ 府中町のホームページには、本史跡の概要を掲載しており、その周知を図っている。	・ 本史跡を解説する情報媒体はホームページに限られているため、パンフレット等を作成・頒布することで充実した周知を図る必要がある。
	便益	・ 現地は駐車場の経営や畑の耕作がされており、史跡来訪者が快適に憩うことができる空間を創出できていない。	・ 本史跡への来訪者が快適に過ごせるようベンチや四阿などの休憩施設の整備を行う必要がある。
	動線	・ 現地は駐車場の経営や畑の耕作がされており、来訪者は基本的に史跡指定地内に立入ることができない状況である。	・ 本史跡を整備するにあたり、来訪者が本質的価値を正しく理解するために必要な動線設定を検討する必要がある。
		・ 本史跡周辺は住宅地のため道が狭く、また交通量が多い。	・ 本史跡へのアクセス及び史跡周辺の散策に資するための安全対策について検討する必要がある。
	アクセス	・ 本史跡周辺にはバス停があり公共交通機関でのアクセスは良好である。	・ 本史跡周辺は住宅地で道も狭く駐車場が無い場合、自家用車での来訪は困難である。そのため、資料館と連携し、散策ルートを整備していく必要がある。
	資料館との連携	・ 本史跡のガイダンス施設である資料館とは徒歩10分(700m)の距離である。	・ 本史跡と資料館を行き来するにはやや距離が離れているため、両者をつなぐルート設定や散策マップ等の検討、作成が必要である。

第4節 運営・体制の現状と課題

本史跡の保存活用事業を運営するためには、運営・体制の整備を行い、関係者が意思疎通と情報共有を図る必要がある。

運営・体制の現状と課題について以下の表に示す。

内容	現状	課題
管理体制	本史跡の管理団体には府中町が指定されている。府中町は本史跡の適切な保存管理を行うため、埋蔵文化財に関する専門知識を有する職員を埋蔵文化財担当職員として1名任用している。	本史跡の適切な保存管理を継続して行うためには、担当する職員として埋蔵文化財に関する専門知識を有する人材の確保及び育成などの体制づくりを継続して取り組む必要がある。
維持管理	土地所有者による駐車場の経営や畑の耕作が継続されている。	史跡としての維持管理はなされていないため、関係者の協力体制が不可欠である。
庁内調整	庁内における本史跡の保存に対する理解、協力を得る必要がある。	庁内での本史跡への理解・協力を得るために本史跡についての周知を徹底し、また本史跡で行う各種行為について現状変更等の取扱基準を定めるとともに、その周知徹底を行う必要である。
他機関との調整	これまでの調査及び指定にあたっては、文化庁及び県や文化財保護審議委員等の指導・助言を得て事業を進めてきた。	今後も継続した協力体制を構築するとともに、適切な指導・助言が得られるよう連絡・指導体制を構築する必要がある。
地域住民の協力	「ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業」には三つの分野があり、「歴史」の分野では定員を10名として、府中町の小中学生が本史跡を含めた町の歴史について学んでいる。	「ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業」に参加した小中学生が学んだことを活かしてボランティアガイドとして活動できるよう、ボランティアガイドの育成に取り組む必要がある。
	シニア層を中心とした20～30名の府中町歴史・文化財ガイドクラブがある。	資料館の来館者に対するボランティアガイドによって、本史跡の情報発信を進める必要がある。また、幅広い世代に本史跡を中心とした歴史・文化財について関心を持ってもらう必要がある。



写真 20 ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト



写真 21 府中町歴史・文化財ガイドクラブ

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

前章の現状と課題を踏まえ、本史跡の望ましい将来像を「大綱」として以下のように示す。

山陽道の研究のさきがけ、下岡田官衙遺跡。多くの人々に学ばれ親しまれ、府中町の誇り・地域のシンボルとなる史跡を目指します。

1. 持続可能な保存管理を行うことで本史跡の本質的価値を確実に保存し、永く将来に継承していく。
2. 本史跡の歴史的価値や学史的価値を鑑み、学校教育・社会教育と連携しながら本史跡について学ぶ機会を提供することで、町民の誇りと愛着を育む。
3. 山陽道の研究のさきがけとして、本史跡の価値を発信し、地域間交流や地域活性化に寄与する。

第2節 基本方針

史跡の保存活用の大綱を踏まえ、保存管理、活用、整備、運営・体制について以下にその基本方針を掲げる。

1. 保存管理の基本方針

- ・本史跡全体の実態解明に向けた調査を実施し、本史跡の適切な保存と確実な継承を図る。

2. 活用の基本方針

- ・学校教育及び社会教育との連携を図り、本史跡の価値を町内外に周知し生涯学習の場として活用する。
- ・他市町村に所在する古代道路や駅家及び官衙遺跡等と連携を図り、観光活性化を図る。

3. 整備の基本方針

- ・本史跡を確実に保存・継承するとともに本質的価値を適切に伝える。
- ・住民協働の手法を取り入れ、地域の歴史について学べる憩いの場として整備を進める。

4. 運営・体制の基本方針

- ・本史跡を適切に管理・運営するため、行政・地域住民・関連団体等との連携協働による運営体制を整える。

第7章 保存(保存管理)

第1節 方向性

保存管理にあたっては、本質的価値を確実に保存・継承することを基本方針としており、本質的価値の確実な保存のため、史跡指定地の地区区分を行い、構成要素ごとに適切な保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準を定める。また、適切な保存環境の維持、き損等の防止、災害時の対応や予防措置を講じるといった維持管理のほか、本質的価値や状況の把握のため、発掘調査や文献調査を積極的に行い、史跡の全容解明に努める。調査の成果によって重要な遺構が検出された場合には追加指定を行い、条件が整い次第公有化を行うなど、史跡指定地内外の一体的な保存を推進していく。

第2節 方法

1 保存管理の方法

○現状変更等の取扱基準について

- ・史跡指定地の地区区分を行い、構成要素ごとに現状変更等の取扱基準を示す。
- ・現状変更行為等については、史跡指定地内で行われることの妥当性、その内容や規模が必要最小限であり、史跡の本質的価値への影響を及ぼさないよう必要な措置がとられていること等を許可の条件とする。
- ・基本的な現状変更等の取扱いとしては、史跡の保存管理及び活用のための整備を行う上で必要な行為、発掘調査等の調査研究に伴う行為、公益上必要な行為のみ許可し、他の場合は原則認めない。

○維持管理

- ・史跡の管理団体である府中町が、地域住民や所有者などの協力を得ながら定期的に史跡及び周辺の巡回を行い、主要な価値を構成する要素の保存状況に変化が見られないかなどを日常的に点検する。
- ・地域住民やボランティア等の協力を得ながら、史跡及び周辺の草刈りや清掃等の維持管理を行い、本史跡の遺構及び環境の保全に努める。
- ・畑、駐車場、その他工作物等の維持管理は所有者・地権者が行い、公有地である道路や水路などの維持管理は、府中町の担当部局が行う。
- ・自然及び人為的災害並びに事故が生じた際は、管理団体が所有者・地権者と共に対象範囲や隣接する史跡地内外の保存状況の現状確認を行う。また、災害、事故等による遺構の破壊が確認された際には、応急的な対策を講じる。

○調査・研究

- ・史跡周囲についても調査を進め、価値づけてきた範囲については、追加指定等によって保存していく。
- ・史跡の保存状況や本質的価値を把握するため、発掘調査や文献調査を行う。

○追加指定と公有化

- ・発掘調査によって、本史跡の本質的価値及び副次的価値を構成する重要な遺構が検出された土地については、地権者の同意を得た上で追加指定を行う。

- ・史跡の適切な保存・活用を行うため、史跡に指定及び追加指定された土地の公有化を進めていく。

2 現状変更等の取扱基準

(1) 地区区分

史跡指定地の地区区分を行い、構成要素ごとに適切な保存方法を示す。地区区分は、土地利用状況によって以下のように分類する。

表 12 史跡指定地の地区区分

史跡指定地内	A地区	史跡指定地のうち、主に畑として利用されている部分である。地下には、本質的価値を構成する諸要素である官衙の遺構が埋蔵されている、もしくは埋蔵されている可能性が極めて高い部分である。道路と水路を除き、民有地である。
	B地区	史跡指定地のうち、主に駐車場として利用されている部分である。地下には本質的価値を構成する諸要素である官衙の遺構が埋蔵されている、もしくは埋蔵されている可能性が極めて高い部分である。全て民有地である。

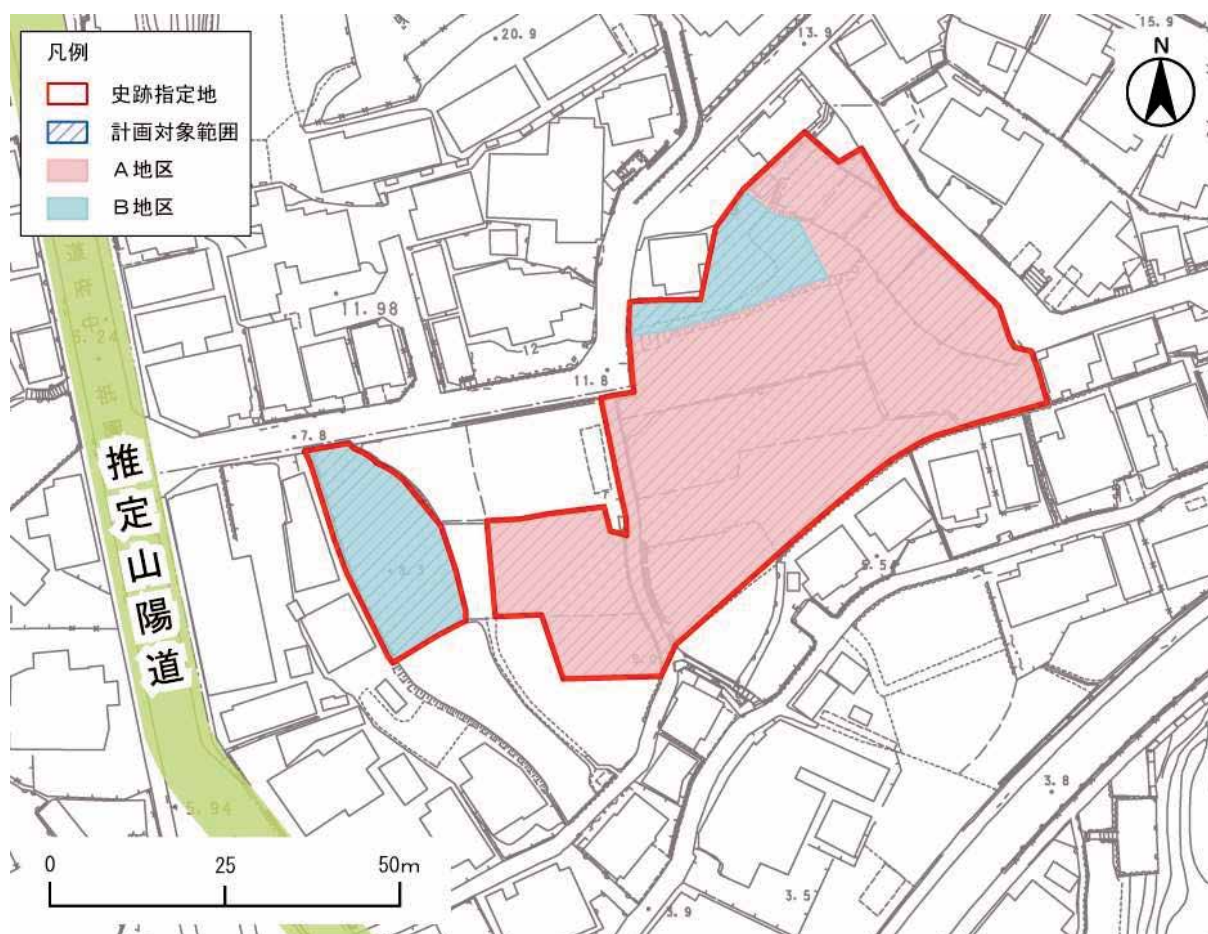


図 32 史跡指定地の地区区分図

次に、本史跡を構成する諸要素の保存管理の方法について、地区区分ごとに記載する。

表 13 地区区分別保存管理方法

地区		構成要素		保存管理方法				
史跡指定地内	A地区	【A】 本質的価値を表す諸要素	地下遺構	①瓦葺礎石建物(SB002)	・段階的に史跡指定地の公有化を行うとともに、整備の際には必要に応じて盛土により適切に遺構を保存する。 ・本史跡の地下遺構等に影響を及ぼす危険性があるものについては、調査の上、その原因を取り除く。 ・発掘調査及び整備を行う際には、文化庁及び広島県教育委員会や学識経験者の指導・助言を受けながら実施する。 ・出土遺物等については、温度や湿度等が適切に管理された施設内で収蔵し、遺物の破損や変色等がないように維持管理を行う。			
				②掘立柱建物(SB003)				
				③井戸(SE001)				
				④溝状遺構(SD002)				
				⑤土坑(SK001)				
				⑥土坑(SK006)				
				⑦土坑(SK008)				
				⑧性格不明の遺構(SX001)				
				⑨未検出地下遺構				
		【B－１】 副次的価値を表す諸要素		①掘立柱建物(SB004)				
				③掘立柱建物(SB014)				
				⑥土坑(SK002)				
				⑧土坑(SK004)				
				⑨土坑(SK005)				
				⑩土坑(SK007)				
				⑪未検出地下遺構				
				【B－２】 その他の諸要素		土地利用・工作物	①畑	・公有化までの間は、農地として所有者が管理し、地下遺構に影響がないように協力を求める。 ・既存の農具小屋の改修等を行う場合は遺構に影響がないようにする。また、新築は行わないよう協力を求める。 ・公有化を段階的に進め、必要に応じて盛土を行う等、適切に遺構を保護する。
							②道路	
	④水路							
	⑤擁壁							
	⑦ガードレール							
	⑧水道施設							
	⑨電柱							

地区		構成要素		保存管理方法	
史跡指定地内	B地区	【A】 本質的価値を表す諸要素	地下遺構	④溝状遺構 (SD002)	※A地区の地下遺構の保存管理の方法に準じる。
				⑨未検出地下遺構	
		【B－1】 副次的価値を表す諸要素		②掘立柱建物 (SB005)	
				④溝状遺構 (SD004)	
				⑤溝状遺構 (SD005)	
				⑦土坑 (SK003)	
				⑪未検出地下遺構	
		【B－2】 その他の諸要素		土地利用・工作物	
			⑥ブロック塀・フェンス		・日常の維持管理を行い、劣化や破損を防ぐ。 ・必要に応じて地下遺構に影響がないよう、補修・更新・撤去等を行う。

(2) 現状変更等の取扱基準

史跡指定地内において現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という)をしようとする場合、文化財保護法第125条第1項の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、草刈りや危険木の除去、それによって発生した雑草等の処分や樹木の剪定などの植生にかかる日常管理等は現状変更にあたらない。

また、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合については、現状変更の許可は不要である。現状変更のうち軽微なものについては、文化財保護法第184条第1項第2号の規定により都道府県又は市の教育委員会に許可の権限が委譲されている(広島県においては、広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例条例により町に権限が委譲されている)。町教委は文化財保護法施行令第5条第4項により権限が委譲されている現状変更の許可、取り消し、停止命令等の事務を行う。

【現状変更の許可が必要な行為】

文化財保護法施行令第5条第4項第1号により、町教委による許可が必要である行為は以下のとおりである。

- 小規模建築物(2階以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下のものをいう)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る)であって、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- 工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)
- 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る)
- 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

【現状変更の許可が不要な行為】

文化財保護法第125条ただし書き及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条により、現状変更の許可が不要な行為は以下のとおりである。

- 維持の措置
 - ・史跡のき損、衰亡時の現状復旧(小規模な土砂の流失が発生した地表面の埋戻し等)
 - ・史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置(被害拡大防止のための土嚢の設置等)
 - ・史跡の一部がき損衰亡箇所への復旧が明らかに不可能である場合の当該部分の除去
- 非常災害のために必要な措置
 - ・大雨、台風、地震等の災害により被害が及ぶ可能性のある箇所への土嚢等の設置等
 - ・簡易な土留杭・立入禁止表示等の工作物の設置、見学者の避難のための措置等
 - ・被災後の土砂、崩壊工作物、倒壊樹木の撤去等
- 日常の維持管理
 - ・史跡を構成する要素に対する日常の維持管理(危険防止・景観維持のための剪定、小規模工作物の地上部分の補修・更新・撤去等)

表 14 現状変更等許可権者区分表

区分	根拠法令	行為の内容	
文化庁長官	文化財保護法 第 125 条第 1 項	現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為	下記以外の行為
町教委	文化財保護法 施行令 第 5 条第 4 項	現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為(都道府県及び市に権限委譲されている軽微な現状変更等)	・ 2 年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増築又は改築 ・ 小規模建築物の新築、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物の増築又は改築 ・ 工作物の設置若しくは設置の日から 50 年を経過していない工作物の改修・除去 ・ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない道路の舗装若しくは修繕 ・ 史跡の管理に必要な施設の設置又は改修 ・ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・ 建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等の除却 ・ 木竹の伐採 ・ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取
許可申請が不要な行為	文化財保護法 第 125 条第 1 項ただし書	維持の措置	・ 史跡のき損、衰亡時の現状復旧 ・ 史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置 ・ 史跡の一部がき損衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合の当該部分の除去
		非常災害のために必要な措置	・ 大雨、台風、地震等の災害により被害が及ぶ可能性のある箇所への土嚢等の設置等 ・ 簡易な土留杭・立入禁止表示等の工作物の設置、見学者の避難のための措置等 ・ 被災後の土砂、崩壊工作物、倒壊樹木の撤去等
		日常の維持管理	・ 史跡を構成する要素に対する日常の維持管理(危険防止・景観維持のための剪定、小規模工作物の地上部分の補修・更新・撤去等)

3 現状変更等の取扱いの方向性

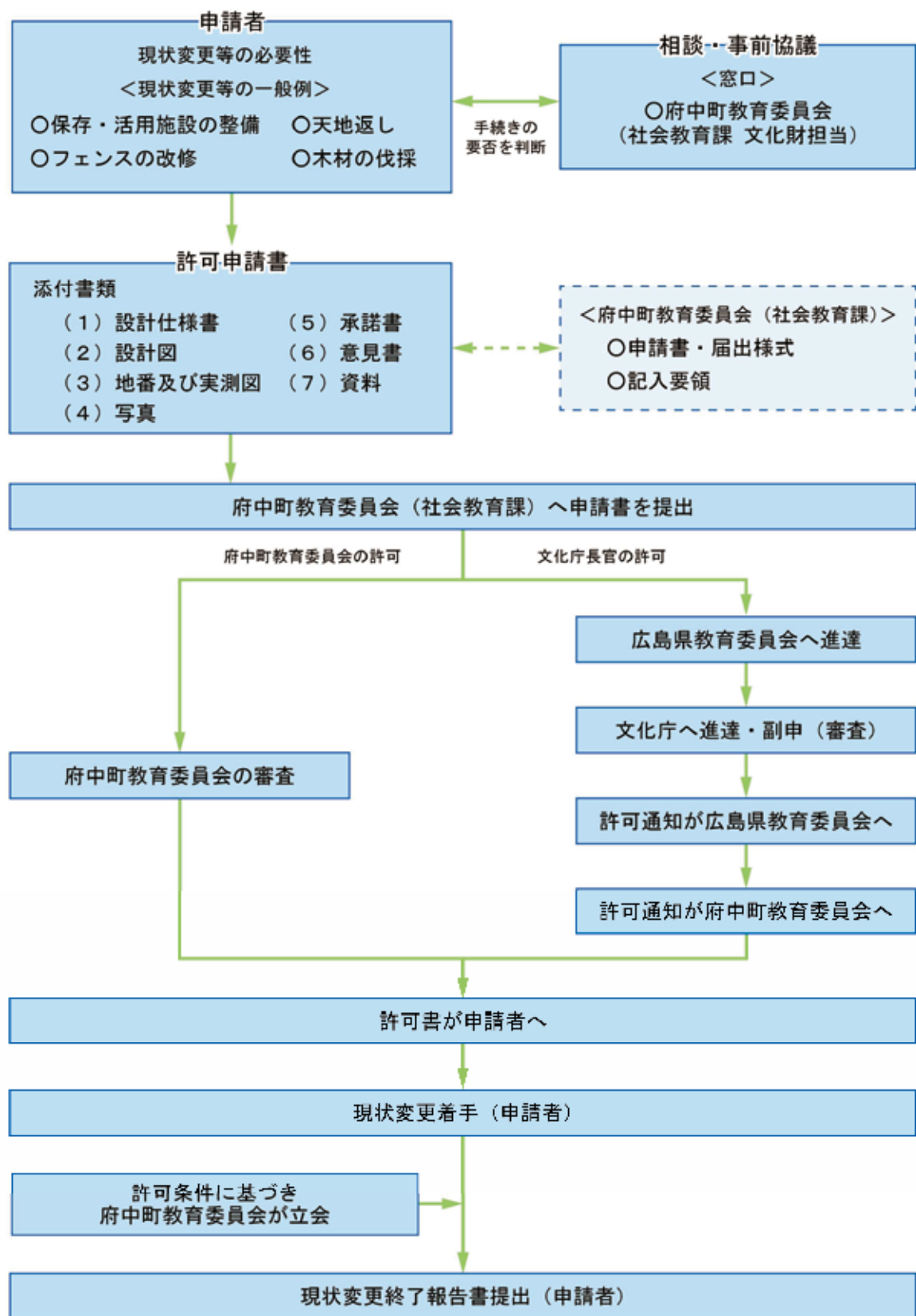
史跡の保護のため、史跡の保存管理及び活用、それに伴う整備を行う上で必要な行為、発掘調査等の調査研究に伴う行為以外の現状変更は原則として認めない。ただし、本史跡は史跡指定地内に道路と水路のほか、電柱等の公共設備等が設置されている。そのため、公益上の行為に係る現状変更等については、史跡の本質的価値に影響を及ぼさない範囲で認めることとする。

また、現状変更等の行為については、史跡指定地内で行われることの妥当性、その内容や規模が必要最小限であり、史跡の本質的価値への影響を及ぼさないよう必要な措置がとられていること等を許可の条件とする。

表 15 現状変更等の取扱基準

区分		取扱基準
建築物	新築	史跡の保存・活用のために必要なものを除き、原則として認めない。
工作物・土木構造物	新設	史跡の保存・活用のために必要なものを除き、原則として認めない。
	改修	公益上必要な行為で、且つ遺構に影響がないものについては、景観等を損なわない範囲内で認める。
	除去	遺構に影響がない範囲内で認める。
地下埋設物	設置	史跡の保存・活用のために必要なものを除き、原則として認めない。
	改修	公益上必要な行為で、且つ遺構に影響がない場合に限り認める。
	除去	遺構に影響がない範囲内で認める。
木竹	伐採・抜根	枝打ち、剪定等の日常の維持管理は認めるが、抜根は原則として認めない。
	植栽	史跡の保存・活用や景観向上等に伴うものに限り、遺構に影響がない範囲内で認める。
畑	日常的な管理行為	通常の耕作や鳥獣害・病虫害の防除の簡易な柵・網の取付等は、遺構に影響がない範囲で認める。
造成による地形改変 (掘削、盛土、切土等)		史跡の保存・活用に伴うものを除き、原則として認めない。 地形改変を行う際には遺構への影響が最小限となるよう配慮する。
発掘調査		遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は目的を明確にした上で、適切な範囲・手法を十分に検討して行う。
保存・活用を目的とした整備		史跡の保存・活用を目的とした整備は、遺構及び景観への影響が最小限のものに限り認める。 整備は、学術的調査研究に基づくものとする。

※その他、記載のない行為の許可の是非については、事前に町教委と協議・相談を行うこと。



※その他、記載のない行為の許可の是非については、事前に町教委と協議・相談を行うこと。

図 33 現状変更等の手続きの流れ

現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為については以下の(1)～(3)のとおりである。また、(1)～(3)に挙げた行為以外については適宜、町教委を通して広島県教育委員会及び文化庁と協議を行うものとする。

(1) 史跡の保存管理及び活用、整備を行う上で必要な行為

本史跡の保存管理及び活用、整備を行う上で必要な建築物、工作物の設置等については、今後策定する整備基本計画の内容に基づくものとする。また、史跡の本質的価値への影響及び規模が最小限となるよう十分に配慮し、原則として上位機関や有識者の指導・助言等を得ながら実施することとする。

史跡の保存管理及び活用のための整備を行う上で必要な行為は以下のとおりである。

- 史跡の保存・管理のための標識、説明板、境界標、囲い柵、覆屋等の保存施設の設置
- 史跡の本質的価値に対する防災対策
- 史跡の本質的価値を構成する諸要素の復旧
- 史跡の保存管理及び整備活用のために必要な建築物の新設・増築・改築・除去・色彩変更、工作物の設置・改修・除去・色彩変更、及びこれらに伴う土地の形状変更

(2) 発掘調査等の調査研究に伴う行為

本史跡の発掘調査等にあたっては、有識者等の助言のもと適切な調査区設定、調査深度で実施し、遺構への影響が最小限度となるようにする。発掘調査等の調査研究に伴う行為は以下のとおりである。

- 史跡の本質的価値の究明に必要な発掘調査等
- 史跡整備に伴う発掘調査等

(3) 公益上必要な行為

公共設備等における、「建築物、工作物の新設(設置)・改築(改修)、除去、色彩の変更」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採、植栽、移植」については、本質的価値を構成する諸要素の保存、及び史跡としての景観の保存・調和に配慮する。公益上必要な行為は以下のとおりである。

- 道路・水路等の公共工事等
- 電柱・電線、地下埋設管等の維持管理、改修、除去等
- 災害復旧のための公共工事等

表 16 構成要素ごとの現状変更等の取扱基準

地区		構成要素		現状変更等の取扱基準				
史跡指定地内	A地区	【A】 本質的価値を表す諸要素	地下遺構	①瓦葺礎石建物(SB002)	・ 史跡の保存・活用のための遺構表示等の整備は許可する。 ・ 学術調査及び整備のための発掘調査については許可する。			
				②掘立柱建物(SB003)				
				③井戸(SE001)				
				④溝状遺構(SD002)				
				⑤土坑(SK001)				
				⑥土坑(SK006)				
				⑦土坑(SK008)				
				⑧性格不明の遺構(SX001)				
				⑨未検出地下遺構				
		【B－1】 副次的価値を表す諸要素		①掘立柱建物(SB004)				
				③掘立柱建物(SB014)				
				⑥土坑(SK002)				
				⑧土坑(SK004)				
				⑨土坑(SK005)				
				⑩土坑(SK007)				
				⑪未検出地下遺構				
				【B－2】 その他の諸要素		土地利用・工作物	①畑	・ 一時的工作物の設置は遺構への影響を考慮し、内容等を勘案して判断する。 ・ 遺構に影響を与えない範囲での耕作は許可する。 ・ 伐採は許可する。抜根、除根は認めない。 ・ 農具小屋や不要工作物等の撤去は許可する。
							②道路	・ 新設は、保存・活用のための整備に関わるものを除き原則として認めない。 ・ 公共・公益上必要な補修・改修は、地下遺構や景観に影響がない場合にのみ認める。
	④水路							
	⑤擁壁							
	⑦ガードレール							
	⑧水道施設							
	⑨電柱							

地区		構成要素			現状変更等の取扱基準
史跡指定地内	B地区	【A】 本質的価値を表す諸要素	地下遺構	④溝状遺構(SD002)	※A地区の地下遺構の現状変更等の取扱基準に準じる。
				⑨未検出地下遺構	
		②掘立柱建物(SB005)			
		④溝状遺構(SD004)			
		⑤溝状遺構(SD005)			
		⑦土坑(SK003)			
		⑪未検出地下遺構			
		【B－1】 副次的価値を表す諸要素	土地利用・工作物	③駐車場	・撤去のための現状変更等は許可する。 ・学術調査及び整備のための発掘調査については許可する。
				⑥ブロック塀・フェンス	・新設は、保存・活用のための整備に関わるものを除き原則として認めない。 ・公共・公益上必要な補修・改修は、地下遺構や景観に影響がない場合にのみ認める。

4 追加指定と公有化の方針

(1) 追加指定の方針

本史跡を守り、後世へ伝えていくために、現在の史跡指定地に加え、重要遺構が検出されている土地については、地権者の同意を得た上で追加指定の検討を行う。また、今後の調査研究の成果に応じて保護を図っていくべき範囲について追加指定の可能性を検討する。

(2) 公有化の方針

本史跡は道路と水路を除き民有地であるため、段階的に史跡指定地の公有化を進める。また史跡指定地外についても、今後追加指定された場合や、史跡の活用に係る用地を確保する場合等、地権者の同意を得た上で公有化を進める。

5 史跡の保存に係る調査・研究の方針

本史跡を適切に保存し、活用していくため、検出した遺構と出土遺物の詳細な分析・検討を継続して行う。今後は本計画に基づき整備基本計画の策定へと事業を進めていくが、本史跡は整備のための調査を行う必要があるため、公有化が進み次第、発掘調査を行う。

また、本史跡は遺構の性格や規模を含め本質的価値が明らかになっていないものが多く、瓦葺礎石建物を中心とする官衙施設や、瓦葺礎石建物の前身となる施設、廃絶後の移転先な

どの調査研究を進めていく必要がある。そのため、指定地外の史跡周辺についても条件が整った箇所があれば発掘調査を進めていく。

発掘調査を行う際には調査指導委員会を設置し、広島県教育委員会や専門家の指導のもと発掘、検出遺構・出土遺物の整理・検討、報告書の作成を行う。

第8章 活用

第1節 方向性

本史跡を後世に残していくため、遺構を適切に保存管理するとともに、地域住民、学校関係者や観光関係者等と連携した活用によって、史跡の本質的価値や魅力を広く伝え、町民の誇りと愛着を育む必要がある。

住宅地の中でも古代の雰囲気を感じ、楽しみながら本史跡について学んでもらえるよう、ICTを活用した情報提供の検討、体験イベント等の開催、パンフレットやインターネット等のメディアを活用した情報発信を行い、地域活性化に寄与することを目指す。

第2節 方法

1 学校教育における活用

- ・府中町内の小中学校及び高等学校との連携を図り、本史跡と資料館の見学や本史跡に関する歴史学習等を行う。
- ・社会科の副読本等において本史跡に関連する内容の拡充を図ることにより、府中町の歴史や本史跡についての理解・関心を深め、郷土愛や文化財保護の精神の醸成を図る。



写真 22 下岡田遺跡発掘調査の小学生見学

2 社会教育における活用

- ・資料館においてはガイダンス施設として本史跡に関する展示の充実化を図り、史跡現地と相互補完できるよう本質的価値の発信を強化する。また、ボランティアガイドが資料館から本史跡まで来訪者を案内しながら説明できるよう、活動拠点としての機能も付加させる。
- ・ボランティア等の地域コミュニティが交流しながら継続的且つ主体的に活動できる場として、府中町内の各社会教育施設や備品等の貸出を行う。
- ・本史跡関連普及啓発として講演会、講座等を継続的にを行い、本史跡及び本史跡に関連する府中町の歴史・文化・自然について学習できる機会を提供する。なお、講座においては史跡現地を実際に訪れ本史跡を学ぶなど、本史跡及び本史跡に関連する府中町の歴史・文化・自然をより身近に体感できるよう検討する。
- ・史跡の保存・活用の担い手としてボランティアガイドを育成し、史跡の解説やガイドツアーを開催する。



写真 23 ガイドクラブ ポイント解説の様子



写真 24 国史跡指定記念シンポジウムの様子

3 大学等高等教育機関・研究機関との連携

- ・大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、本史跡の調査・研究を持続的に進めるとともに、その成果を学校教育や社会教育、観光・交流やまちづくりにも活用する。

4 地域における活用

- ・本史跡を中核とした地域の個性ある歴史文化を情報発信する、地域学習の場として史跡周辺の文化財や、相乗効果が期待できる周辺の要素を含めた、ストーリー性のある広域的な活用を図る。
- ・推定山陽道を踏襲する道や周辺の文化財等と連携しつつ、安全に周遊できるルートを整備し、マップやパンフレットを作成する。また、それらを活用して歴史・文化財をテーマにしたまちあるき等のウォーキングイベントを行う。
- ・復元建物や古代の景観を一体的にイメージできるよう、史跡指定地外の遺構や古代道路の様子も含めたAR等のデジタルコンテンツを作成する。
- ・個人で散策する場合においても楽しみながら学べるよう、デジタルコンテンツを活用したデジタルスタンプラリー等を実施する。
- ・地域との協働や関係団体との連携のもと、地域住民と町内外からの来訪者の交流の場として本史跡及び資料館を活用する。
- ・他市町村に所在する本史跡と関連する古代道路や駅家及び官衙遺跡等と連携を図り、イベント等を開催することで、観光活性化に結び付ける。

5 情報発信・普及啓発による活用

- ・案内板や誘導板等を設置することで本史跡の周知を図り、資料館や周辺の文化財等との回遊性を高める。
- ・発掘調査を行う際には現地説明会や情報公開を行い、地域住民からの理解を得るとともに、遺跡への関心を醸成する。
- ・史跡整備が完了するまでの期間についても、整備状況を公開するほか、本史跡に関する講座やイベントを開催し、地域住民の関心を高める取組を行う。
- ・発掘調査状況や整備状況、研究成果等、本史跡に係る最新情報を広報やホームページ等で適宜周知する。
- ・関係機関等と連携し、ガイドブックやSNSなど多様な手段・媒体を考慮しながら適切に公開・情報発信を行う。
- ・参加者の理解段階や関心に応じた本史跡の普及・啓発講座やイベントを行う。また、テーマや視点、難易度、内容を熟考することで、参加者の満足度を高める。

第9章 整備

第1節 方向性

史跡の整備は、保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出すための技術的手法である。本質的価値の望ましい保存状態を維持・創造し、地域社会に活用と発展の効果をもたらすためには、遺構や遺物の保存を前提とした上で本質的価値を顕在化させ、適切な公開・活用を推進することで、教育や観光、地域活性化につなげていく必要がある。

そのため、本史跡に訪れた地域内外の多様な世代の人々が体験しながら学べるよう、国・県、その他関連機関等と連携・調整しながら、保存のための整備、及び活用のための整備に取り組む。

また、遺構表現等を含めた整備を目指す箇所としては、史跡指定地の重要遺構検出部分(道路東側)とし、整備を行う際には現状変更等の取扱基準に従って、現状変更許可申請を行う。整備計画の詳細については、今後策定する整備基本計画や基本設計及び実施設計の中で提示し、公有化や追加指定の状況によって見直しを図りながら段階的に進めていく。

本計画の計画期間である令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日については、公有化及び発掘調査の進展に応じて暫定的な整備を進めていく。また、計画の見直し及び整備基本計画策定を見据え、計画期間以降(2034年度以降)の将来的な整備の構想についても適宜、検討を進める。

第2節 方法

1 暫定的な整備

今後、公有化事業等が予定されており、本格的整備に着手するまで時間がかかるため、整備工事を開始するまでの暫定的な整備を行う。

- ・公有化後に順次史跡指定地を囲い、指定境界を示す。
- ・本質的価値の適切な理解の促進のため、史跡の説明板や案内板を仮設する。
- ・発掘調査終了後には建物跡の柱位置を表示する等、建物配置や規模を現地で視覚的に理解できるような環境づくりを検討する。



写真 25 缶を活用した柱位置の表示
(塚原遺跡：岐阜県関市)



写真 26 ロープ等を活用した建物規模の平面表示
(大友氏遺跡：大分県大分市)



図 34 暫定的な整備イメージ図

2 将来的な整備

(1) 保存のための整備

追加指定等を見据えた史跡全体の将来像を基に整備の計画を行い、公有化の進展に応じて段階的に整備を進める。

- ・ 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に則り、説明板、標識(指定碑)、境界標を設置する。また、必要に応じて、標柱及び注意板を設置する。
- ・ 遺構を確実に保護するため、遺構面の上に適度な保護層を設ける。なお、地形造成を行う際は適切な盛土量、切土量、造成勾配等を定める。
- ・ 本史跡は地形が傾斜しており、雨水で浸食された土砂が流れ出る可能性があるため、周辺に配慮した雨水処理対策や環境保全を行う。

(2) 活用のための整備

【史跡における遺構の復元展示・表示等】

- ・ 来訪者が本質的価値を正しく理解するために必要な動線設定を検討する必要がある。
- ・ 本質的価値となる遺構や建物配置とその規模を現地で体感できるよう、遺構の平面表示や立体表示を行う。また、発掘調査の様子等を表現することで、遺



写真 27 礎石建物跡(礎石の露出展示等)
(史跡吉川氏城館跡：広島県北広島町)

跡の調査方法についても学べるような整備を検討する。

- ・必要に応じて、AR等のデジタルコンテンツを利用するための通信環境整備を検討する。
- ・史跡の景観として相応しい環境の創出ができるよう周囲の環境保全にも配慮する。

【案内・解説・展示のための整備】

- ・史跡の本質的価値を一般に分かりやすく伝えられるよう、現地に説明板を設置し、デジタルコンテンツを活用した解説等を整備する。
- ・案内板、説明板等のサインは景観に配慮し、且つ来訪者が見やすいデザインのものとする。
- ・説明板の内容には、本史跡周辺の自然的、歴史的、社会的環境についても記載することで、本史跡がこの場所につくられた背景等についても学べる内容とする。
- ・来訪者が公共交通機関や資料館から本史跡へと訪れやすいようアクセスルートを設定する。
- ・必要に応じて、休憩施設等の便益施設の設置を検討する。
- ・指定地の中央付近にある道路及び水路等に関しては、水路に蓋をしたり、水路や道路による段差を解消するなど安全に配慮した整備を検討する。



写真 28 水路と道路の現況



図 35 将来的な整備イメージ図

第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性

史跡の適切な保存・活用のため、本史跡の管理団体である府中町を主体とした管理運営体制の整備を行う。日常的な維持管理を継続して行うための体制構築と予算確保のほか、庁内関係部局や各種団体、上位機関、学識経験者等との連携体制を強化し、調査や史跡の保存・活用に係る指導・助言を得ながら本史跡の整備を進めていく。また、維持管理や整備事業に地域住民や地域活動団体等が参画しやすい体制を整える。

第2節 方法

1 保存管理体制の整備

- ・必要な予算を継続的に確保し、地域住民と連携し、官民一体となって本史跡の適切な保存管理を行っていく。
- ・本史跡の整備事業については、町教委のみならず、まちづくりや観光、自然環境、防災などに関連する庁内関係部局との連携を強化し、行政一体となって本史跡の適切な保護を図る。
- ・本史跡を適切に保存、活用、整備していくため、大学等高等教育機関と連携し、調査研究を継続的に行う。
- ・本史跡の保存、活用、整備には考古学や文献史学などの専門的な側面を有するため、専門家や有識者及び文化庁や広島県教育委員会からの適切な指導・助言を得ながら事業を推進する。

2 住民参画の推進

- ・活用面に関しては、町教委と関係機関で連携し、住民参画による維持管理や整備事業のイベントを企画し、本史跡の環境整備と整備事業の機運醸成に努める。またその際には、様々な媒体を使って効果的に情報発信を行う。
- ・日常の維持管理などの保存管理を行っていくためには、行政だけでは困難なため、地域住民の理解を得ながら協力連携をしていく体制を構築する。
- ・ボランティア団体等や、地域と協働して、本史跡に関する情報発信やイベントの実施などを継続的に行うとともに、活動の支援を行っていく。
- ・ボランティア団体が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、保存や活用に携わることや来訪者との交流を行うことができるよう人材の育成や活動のサポートを行うことができる体制を構築する。

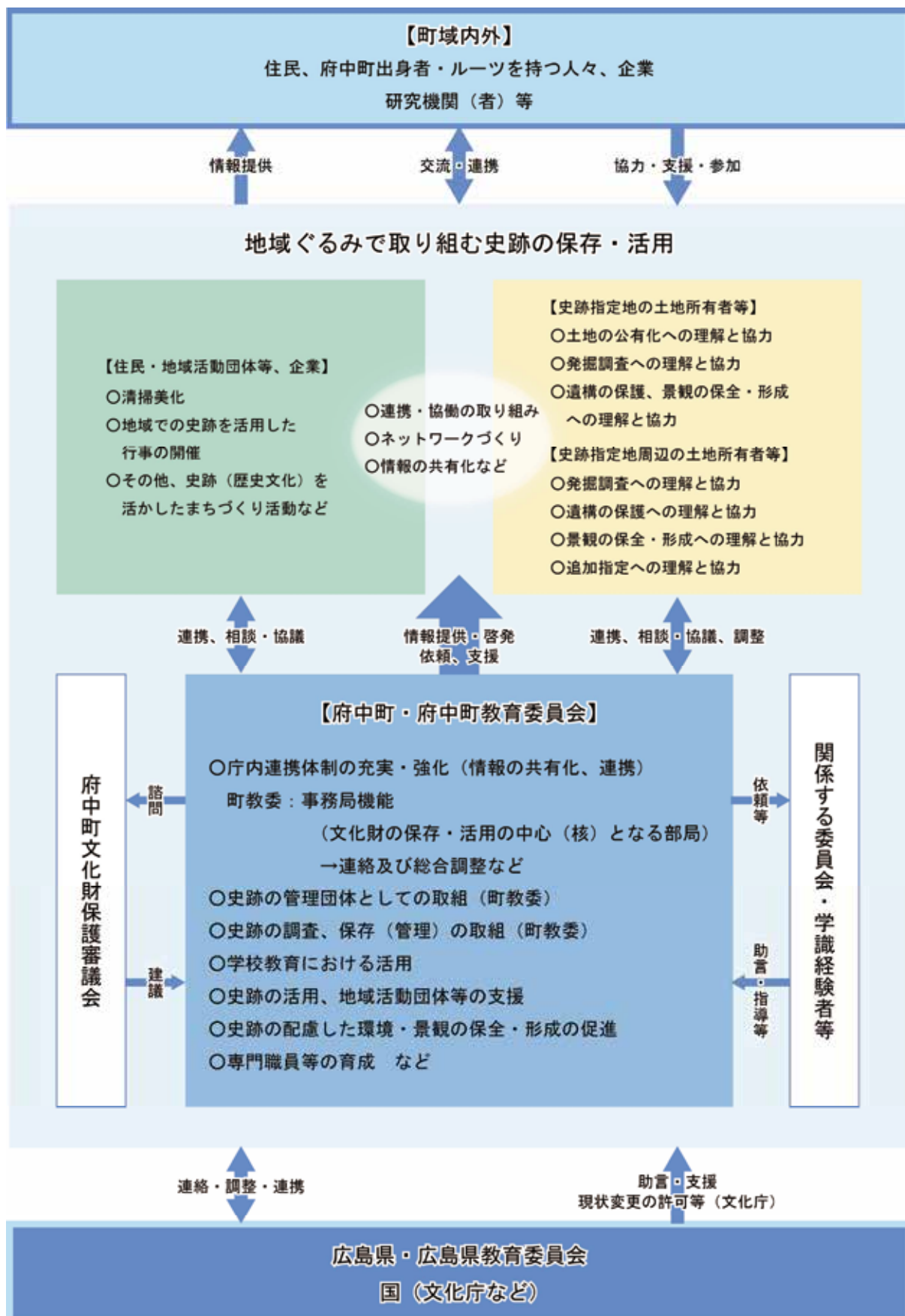


図 36 運営・体制図

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

第 1 節 施策の実施計画の策定

現状の史跡指定地は道路と水路を除き全て民有地であり、本質的価値を現地で体感することが難しい状況にある。そこで本章では、本計画の大綱・基本方針に基づき、第 7 章以降に示した保存・活用・整備・運営体制の方向性と方法を実現するための実施計画を策定する。

実施すべき施策の最優先事項として、まず史跡指定地の公有化が挙げられる。また、ガイダンス施設である資料館を中心に、本史跡の保存・活用に係るソフト面の整備を先行して進め、史跡指定地の公有化が進み次第、段階的にハード面の整備を進めることを検討する。

当事業を進めていくにあたっては、土地所有者や地域住民の理解・協力及び、関係機関や各分野の専門家等による適切な指導・助言を得ながら、今後の整備計画を策定し施策を実施していく。

第 2 節 施策の実施期間

本計画の計画期間は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 16 (2034) 年 3 月 31 日までの 10 年間としている。このうち前半の 5 か年 (2024～2028 年度) を短期計画、後半の 5 か年 (2029～2033 年度) を中期計画として施策を実施する。また、計画期間以降 (2034 年度以降) を見据えた長期的な視点での取組についても検討し、事業の進捗や町の体制、予算等の状況に応じて適宜計画の見直しを行う。

表 17 施策の実施計画

項目		施策	期間	計画期間												基本構想
				短期					中期					長期		
			年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16以降		
保存 （保存管理）	計画の策定	整備基本計画の策定														
	調査・研究	発掘調査 （調査指導委員会の設置及び運営、遺物整理・検討・報告書作成を含む）														
		文献調査 （地名の調査・類似遺跡との比較検討等を含む）														
	公有化、追加指定	公有化														
		追加指定の検討														
	維持管理	史跡の保存状況の点検、公共物の維持管理、清掃等														
	状況把握	災害時等の現状確認と応急措置														
	現状変更	現状変更等の手続き														
活用	学校教育	史跡と資料館の見学、歴史学習、副読本の作成、高等教育機関との連携														
	社会教育	資料館の機能性向上、連携展示、ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクトの拡充、ボランティアガイドの育成														
	大学等高等教育・研究機関との連携	調査・研究の継続、調査成果の還元														
	地域における活用	町内外広域連携、ウォーキングイベントの開催、デジタルスタンプラリーの実施、パンフレットの作成														
	情報発信・普及啓発	周辺文化財を含めた回遊性の向上、発掘調査時の現地説明会、研究成果や整備状況の情報公開、普及啓発講座の開催														
保存の整備のため	標識等設置	説明板、標識（指定碑）、境界標等の設置														
	遺構保護	必要に応じた地形造成														
活用の整備のため	遺構表現	遺構の平面表示（立体表示）、AR等の作成														
	案内・解説・展示	案内板、説明板、誘導板、便益施設等の設置、アクセスルートの設定														
	施設整備	基本設計・実施設計														
暫定的整備	暫定的な整備	説明板設置や仮設の遺構表示														
運営・体制	体制の整備	地域住民、ボランティア、上位機関、庁内関係課、高等教育機関（広島大学等）、専門家との連携														

第12章 経過観察

第1節 方向性

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組む必要がある。定期的な経過観察を行うことで、大綱・基本計画に立ち返り、現況を把握分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は本史跡の管理団体である府中町(教育委員会)が主体となって実施する。

また、都市計画、上下水道、観光交流などに関する施策については、町教委が中心となってそれぞれの担当部署において経過観察を行い、町教委が事務局機能を担い、情報等の整理・共有化及び協議を行うこととする。

こうした経過観察の結果(評価)は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

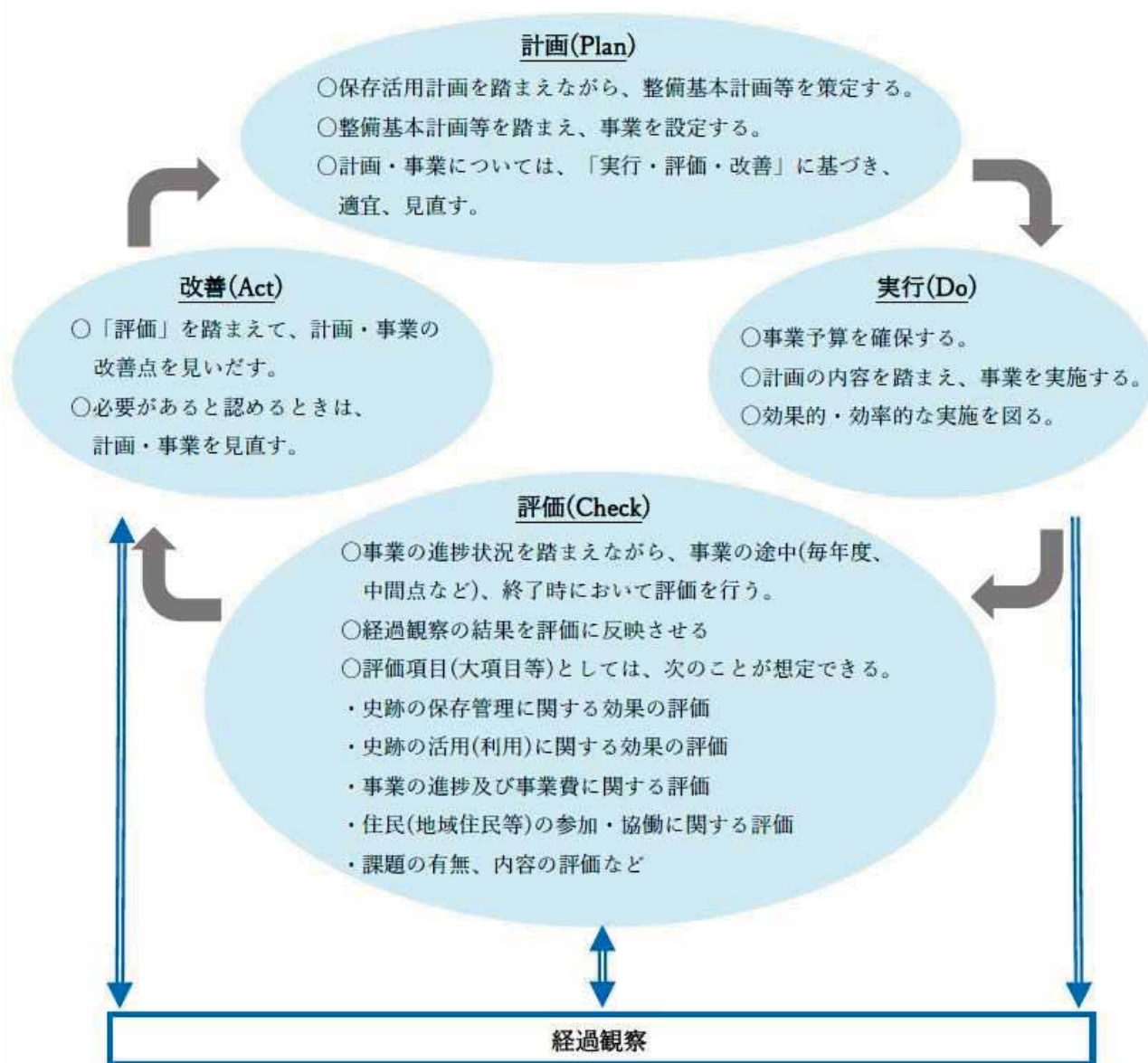


図37 計画策定に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

第2節 方法

次の三つの段階ごとに、経過観察の内容を整理する。なお、経過観察の全体的な調整・取りまとめと情報の共有化、及び連携・協議の場の確保は町教委社会教育課(文化財担当)が中心となっていく。

1 現状把握及び施策・事業の実現状況の確認

史跡指定地及び必要に応じて取り巻く環境(史跡周辺地域)の現状を把握する。また、下岡田官衙遺跡に関わる施策・事業の実施の有無、実施していない事項の確認などを行う。

基本的な点検指標や点検・確認の方法、時期などについては、今後の整備の状況を踏まえて検討する。

実際に経過観察を行うに際しては、各種の指標(例：来訪者数、学習機会の確保、整備の状況、地域との連携など)を設定し、それぞれの指標に対応した経過観察シートなどを作成する。

2 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価

実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価を、次に示す事項について確認及び評価を行う。

○保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

- ・教育委員会による確認・評価
- ・原則、3年に1回程度、施策・事業の妥当性・効果を把握(分析)

○活用に関わる施策・事業の妥当性・効果

- ・教育委員会及び関係部局による確認・評価
- ・関係する地域活動団体等による確認・評価
- ・状況によっては、アンケート調査などを検討する。
- ・原則、毎年度、施策・事業の妥当性・効果を把握(把握・分析)

○整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

○運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

※「活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

3 大綱・基本方針への寄与と改善点・課題の把握

実施した施策・事業は大綱・基本方針にどの程度寄与しているかの評価を行う。その方法としては、1、2の結果、関係機関や各分野の専門家及び地域住民等の意見を踏まえながら、教育委員会が中心となって、関係部局による協議を行い総合的に評価・判断する。

なお、施策・事業を実施し、すぐに大綱・基本方針に寄与するとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策・事業の積み重ねで効果が顕在化する場合があることから、3年後、5年後など、一定期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。

さらに、各種指標の評価、総合的な評価・判断を踏まえながら、積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルを活用し、施策・事業の改善などに反映させるとともに、必要に応じて本計画の見直しを検討する。

史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画

発行日 ： 令和 6 年 3 月

発 行 ： 府中町教育委員会

〒735-0006 広島県安芸郡府中町本町一丁目 10 番 15 号

TEL 082-286-3272 FAX 082-286-3298